

平成27年第1回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

- | | | | |
|--|--------------------------|-----------------|--|
| 1. 招集年月日 | 平成27年3月3日 | | |
| 2. 招集場所 | 吉野町議会議場 | | |
| 3. 開会時刻 | 3月 3日 | 午前10時48分開会 | |
| 4. 応招議員 | 1番 小 泉 梓 | 2番 中 井 章 太 | |
| | 3番 上 滝 義 平 | 4番 大 村 陽 | |
| | 5番 野 木 康 司 | 6番 山 本 隆 敏 | |
| | 7番 辻 本 茂 | 8番 藪 坂 眞 佐 | |
| | 9番 浜 田 賢 治 | 10番 中 西 利 彦 | |
| | 11番 西 澤 巧 平 | | |
| 5. 不応招議員 | | | |
| 6. 出席議員 | 応招議員に同じ | | |
| 7. 欠席議員 | | | |
| 8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名 | | | |
| | 町 長 北 岡 篤 | 副 町 長 小 松 正 | |
| | 総 務 参 事 山 田 芳 雄 | 住民・観光参事 山 本 茂 之 | |
| | 地域振興参事 吉 岡 正 弘 | 医療福祉参事 西 島 通 宏 | |
| | 水 環 境 参 事 表 谷 充 康 | 教 育 次 長 大 北 雅 祥 | |
| 9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名 | | | |
| | 局 長 岡 本 克 也 | 主 査 峠 香 織 | |
| 10. 議事日程 | | | |
| 日程1 | 会議録署名議員の指名について | | |
| 日程2 | 会期の決定について | | |
| 日程3 許第1号 | 吉野町議会議長の辞職許可について | | |
| 日程4 選第1号 | 吉野町議会議長の選挙について | | |
| 日程5 許第2号 | 吉野町議会副議長の辞職許可について | | |
| 日程6 選第2号 | 吉野町議会副議長の選挙について | | |
| 日程7 選第3号 | 南和広域医療組合議会議員の補充議員の選挙について | | |
| 日程8 選第4号 | 奈良県広域消防組合議会議員選挙について | | |

日程 9	選第 5 号	吉野町広域行政組合議会議員の補充議員の選挙について
日程 10	発議第 1 号	吉野町議会予算決算特別委員会の設置について
日程 11		吉野町常任委員会委員の選任について
日程 12		吉野町議会議会運営委員会委員の選任について
日程 13		吉野町議会予算決算特別委員会委員の選任について
日程 14	推第 1 号	吉野町人権施策協議会委員の推薦について
日程 15	推第 2 号	吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について
日程 16	推第 3 号	吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員の推薦について
日程 17	推第 4 号	吉野町水道事業運営委員会委員の推薦について
日程 18	推第 5 号	吉野町都市計画審議会委員の推薦について
日程 19	推第 6 号	三町村広域行政推進協議会委員の推薦について
日程 20	推第 7 号	吉野町環境美化推進委員の推薦について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

上 滝 前 議長	ただ今の出席議員総数は 11 名でございます。 定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 1 回定例議会を開会いたします。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。 日程 1 会議録署名議員の指名についてでございますけれども、会議規則第 120 条の規定により議長より指名いたします。 4 番 大村議員、 5 番 野木議員を指名いたします。よろしいか。 日程 2 会期の決定についておはかりいたします。 会議規則第 5 条の規定により、本定例会の会期は本日より 13 日までの 11 日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。 (「異議なし」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって本定例会の会期は本日より 13 日までの 11 日間に決定いたしました。 開会にあたり、町長よりご挨拶をお願いいたします。 開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。 はい、どうぞ。
北岡町長	開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。 まずは、平成 27 年第 1 回定例会を招集いたしましたところ、全員ご出席いただき誠にありがとうございます。本定例会は、27 年度の予算等を審議される大事な議会でございますが、それは 2 日目以降にさせていただきまして、本日は 27 年度の議会の体制を整えていただくという会だと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。この機会でございますので、2 月の臨時議会以降の行政報告をさせていただきます。2 月 18 日、第 2 回吉野町防災会議が行われまして防災会議の審議をしてございます。2 月 24 日、自衛隊入隊予定者激励会ということで、今年、陸上自衛隊に 2 名の方が吉野町から行くことになりました。

たいへん頼もしく思っております。続きまして、24 日 25 日と南和広域医療組合議会がございまして、報告にもありましたように、地域包括ケア病棟ということで、あるいは、どういう改革をしていくかというような審議がございました。26 日、第 7 回「吉野山桜の学校」2 年にわたりまして、桜の学校、桜は文化財だということで、教育委員会関係で管轄いたしまして、桜の学校というかたちでいろんな方々に参加していただき、どうやって桜を守っていこうかということを検討しておりました。ほぼ、こういうやり方がよろしいのではないかということ突き止めていただきまして、27 年度以降は保勝会の方に事務局を移す予定でございます。また同日、勝手神社再建委員会が始まりました。焼失されてから非常に危惧しておりました、何とか再開できないものかと思っておりました。昨年やっと片付けが終わりまして、昨年の春から開けていただきました。やっぱり再建しようじゃないかと機運が盛り上がってまいりまして、地元の方々を中心に再建委員会がスタートとしたところでございます。28 日南和地区郵便局長会がございました。毎年参加させていただいております。南和地区の郵便局長の方々と、どうやって地域を盛り上げていくかというような話をさせていただきまして、今度は、地方創生で、産官学だけでなく金労言ということで、金融界、あるいは労働者、あるいは言論の方々というようなことで、そんな方々と一緒に地方再生を作っていくということがいま言われておりました、郵便局長さんらとの会も非常に大事なことで考えさせていただきました。3 月 2 日、吉野山観光協会総会がございました。この 1 年間世界遺産登録 10 周年ということで、非常に盛り上がっていただきました。昨年は、春の桜の時期もちょうど土日が天候に恵まれたり、あるいは町内外で登録 10 周年でいろんなことをさせていただきました。本当に観光協会の方々にもお世話になりましたし、いいムードで盛り上がってまいりました。11 月には、かつてないほどの賑わいがあったということで非常に楽しみにしております。その 10 周年の経験をもとに、これからもいい活動が続けられますことをご祈念をしたところでございます。

以上、簡単でございますが行政報告とさせていただきます。どうぞ慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。

上 滝 前 議 長	どうもありがとうございました。 暫時休憩いたします。 自席にて休憩願います。
	(午前 1 0 時 5 4 分 休憩) (午前 1 0 時 5 5 分 再開)
野 木 前副議長	再開いたします。ただいま上滝議長から、都合により議長の職を辞したい旨の 願い出がありましたので、議長の職を務めさせていただきます。 日程 3 許第 1 号 「吉野町議会議長の辞職許可について」を議題として、議 案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) おはかりします。本件については、地方自治法第108条の規定に基づいて辞職 願が提出されておりますが、上滝議長の辞職を許可することに異議ございません か。 (「異議なし」 の声あり) 異議なしと認めます。よって上滝議長の辞職を許可することに決定いたしまし た。 日程 4 選第 1 号「吉野町議会議長の選挙について」を議題として、議案は事 務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) 議長選挙の方法についておはかりします。投票による方法と、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用

	するかご意見を伺います。 辻本議員。
辻本議員	投票による選挙でお願いいたします。
野 木 前副議長	投票という意見が出ておりますので、投票によって議長選挙を行うことにいたします。 準備をさせていただきますので、各自自席にてしばらくお待ちください。 議場の閉鎖を命じます。 ただいまの出席議員総数は 11 名でございます。 次に立会人を指名いたします。 吉野町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、議席 1 番の小泉議員、議席 3 番の上滝議員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。 それでは投票用紙を配布させます。 投票用紙の配布もれはありませんか。 配布もれなしと認めます。 投票箱を点検させます。 投票箱は異常なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じ議席番号順に投票願います。 点呼を命じます。 （ 議席 1 番より点呼 ） 投票もれはありませんか。 投票もれはなしと認めます。 開票を行います。小泉議員、上滝議員、開票の立会をお願いします。 選挙の結果を報告します。投票総数 11 票、有効票数 11 票、無効投票 0 票。 有効投票のうち、中井議員 6 票、浜田議員 5 票。 この選挙の法定得票数は、2.75 票であります。

	したがって、中井議員が議長に当選されました。 中井議員が議長におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定に基づき、当選の告知をいたします。 議長選挙を終わります。議場の閉鎖を解きます。
野 木 前副議長	前議長の退任のご挨拶をお願いいたします。
上 滝 前 議 長	退任の挨拶をさせていただきます。 1 年間、皆さん方と、吉野町で住んでよかったまちづくりに、一生懸命行政と議会と連携しながら、また、町民の皆さん方とのお互いの話し合いの中で、本当に住んでよかった町づくりはいかにするべきかというようなことを一生懸命やってきたつもりでございます。そんな中、議員の皆様方には、私のような浅学菲才な男にご協力いただいたことをまずもって御礼申し上げます。 今度は投票の結果、中井議長が誕生いたしました。民主主義の世の中でございますので、お互い議員同士として、腹割って、吉野町を良くするために頑張っていきたい所存でございます。 どうもありがとうございました。
野 木 前副議長	議長、就任のご挨拶をお願いします。
中 井 新 議 長	このたびは、議長選挙におきまして、皆様方の温かいご支持によりまして議長に就任させていただきましたことに、心から御礼を申し上げます。いま、町行政、並びに議会に対しましては、非常に厳しい風当たりの状況であるとは承知しております。そんな中で、地方創生時代、過疎化が進み、消滅自治体の可能性が 9 番目という位置につけられております。行政はともかく、議会といたしましても、1800 近くある議会の一躍を担う吉野町議会といたしましても、やはり、地方創生、議会でもやっていきたいなというふうに考えております。行

	政と議会、そして町民。それぞれの役割をそれぞれが自身が考え、行動を起こしていかなければならない時代でもあります。議員ひとりひとりはもちろんのこと、吉野町議会として大きな改革を今やらなければ将来の吉野町もないと私は思っております。そんななかで先輩諸兄、そしてまた行政、町民の皆様方のご支援、ご理解をいただきながら、吉野町議会を新しい議会としてまい進していきたいと思っております。まだまだ2期6年の若輩者でございますけれども、皆様方とともに力を合わせて吉野町議会を前進、進めたいと思います。皆様方のご支援ご協力をよろしく申し上げます。 就任にあたっての挨拶といたします。ありがとうございました。
野 木 前副議長	町長より、退任されました前上滝議長、及び就任されました中井議長に対しご挨拶をお願いします。
北岡町長	一言ご挨拶を申し上げます。 まずは退任されました上滝前議長、本当にごくろうさまでした。この1年は、世界遺産登録10周年ということでたいへん忙しい年でございました。普段の年より出番が多かったのではないかなと思います。そんななかで、気力あふれる議長ぶりでございました。車の両輪のごとく、町政を一緒に動かしてこれたということは私自身も本当にうれしく思っております。これからもご指導ご鞭撻をあらためてよろしくお願い申し上げます。本当にご苦労様でした。 就任されました中井議長に一言申し上げます。 2期6年ではございますけれども、予算決算特別委員会副委員長を2期、文教厚生委員長を1回、そして産業建設委員長連続で3期続けていただいております。またその間、一般質問等でも、森林セラピーの提言でありましたり、また現実には木の駅プロジェクトを動かしてありましたり、本当にその活躍ぶりは皆様方ご存じのとおりかと思われまふ。先ほどのお話のもございました、地方創生元年でございます。吉野町は昨年、この議会で審議していただきますが、まちづくり基本条例というのに挑戦させていただきまして、新たな体制を整えさせていただいたところでございます。国のその流れに乗りまして、過疎をな

	んとか脱局するための、あらたなスタートの元年だと私も思っておりますし、皆様方にもお願いするところがございます。そんな中で、若い議長が誕生いたしました。皆様方と共に活力ある議会活動をしていただき、資して我々とも車の両輪と言いながらもお互いに切磋琢磨するような、そんな形でいい町を作っていただけと思っております。どうか若さと行動力で、宜しく願い申し上げます。 おめでとうございます。
野 木 前副議長	ただいまをもちまして、臨時議長の職務はすべて終わりました。 議事運営にご協力をいただきましてありがとうございました。 暫時休憩いたします。 （ 午前 1 1 時 1 3 分 休憩 ） （ 午前 1 1 時 2 4 分 再開 ）
中 井 新 議 長	再開いたします。 ただいま、野木副議長より辞職願が出されましたので、 日程 5 許第 2 号「吉野町議会副議長の辞職許可について」を議題として、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） おはかりします。野木副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」の声あり ） 異議なしと認めます。よって、野木副議長の辞職を許可することに決定いたしました。
中 井	日程 6 選第 2 号「吉野町議会副議長の選挙について」を議題として、議案

新 議 長	は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) 副議長選挙の方法についておはかりします。 はい、西澤議員。
西澤議員	投票による選挙でお願いします。
中 井 新 議 長	いま西澤議員から提案がありましたがいかがでございましょうか。 (「異議なし」 の声あり) 異議なしと認めます。 投票という意見が出ておりますので、投票によって副議長選挙を行うことにいたします。 準備をさせますので、各自自席にてしばらくお待ちください。 議場の閉鎖を命じます。 ただいまの出席議員総数は 11 名でございます。 次に立会人を指名いたします。 吉野町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、議席番号 4 番、大村議員と、議席番号 5 番、野木議員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。 それでは投票用紙を配布させます。 投票用紙の配布もれはありませんか。 配布もれなしと認めます。 投票箱を点検させます。 投票箱は異常なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じ、議席番号順に投票願います。 点呼を命じます。 (議席 1 番より点呼) 投票もれはございせんか。

	投票もれなしと認めます。 投票を終わります。 開票を行います。大村議員、野木議員、開票の立会いをお願いします。 ただいまより、選挙の結果を報告します。投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、小泉議員 6 票、辻本議員 5 票。以上のとおりでございます。 この選挙の法定得票数は、2.75 票であります。 したがって、小泉議員が副議長に当選されました。 小泉議員が議長におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定に基づき、当選の告知をいたします。 副議長選挙をこれをもって終わります。議場の閉鎖を解きます。 前副議長、退任のご挨拶をお願いいたします。
野 木 前副議長	退任のご挨拶を申し上げます。 誠に微力ではございましたが、皆様のご協力本当にありがとうございました。今後はまた一議員として頑張っていきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
中 井 新 議 長	副議長、就任のご挨拶をお願いいたします。
小 泉 新副議長	ただいま副議長に指名していただきました小泉です。ありがとうございます。 副議長という、大役に身が引き締まる思いと同時に、これまで多くの先輩方が引き継ぎ守ってこられたこの副議長の職を汚すことのないよう、精一杯努めていく覚悟でおります。まだ 34 歳、未熟者でございますし経験も浅く、先輩方のお力をお借りしながら、中井議長をしっかりとサポートし、吉野町議会が開かれた議会、そして適切なチェック機関であり続けられるように精一杯努力をしてみたいと思いますので、今後とも引き続きのご指導をよろしくお願いいたします。

	本日はありがとうございます。
中 井 新 議 長	小泉副議長、ありがとうございました。 町長より、退任されました前野木副議長、及び就任されました小泉副議長に対し、ご挨拶をお願いいたします。
北岡町長	一言ご挨拶申し上げます。 まずは、退任されました野木前副議長、たいへんご苦労様でした。議長をお努めになられてからの副議長ということで、見事な補佐役をされておられまして、本当に議会の運営がスムーズにいきましたことをありがたく思います。立場変わられましてもこれからもご指導ご鞭撻をあらためてお願い申し上げます。ありがとうございました。 就任されました小泉副議長、誠におめでとうございます。小泉議員は、行革特別委員会副委員長をお努めの後、議会運営委員会副委員長を2回、総務委員長を2回、そして文教厚生委員長をお努めでございました。経歴をみましても、議運の副委員長、並びに総務委員長ということで、議会のなかでの調整役としてピッタリな方かなと思っております。正副お二人が若くなりまして、これから吉野町の新たなスタートということでございますので、お二人のお力を期待するところでございます。どうぞ議長の補佐をしていただきまして、いい議会ができることをあらためてお願い申し上げまして、お祝の言葉とさせていただきます。 おめでとうございます。
中 井 新 議 長	暫時休憩いたします。 自席にてお願いします。
	(午前 1 1 時 3 7 分 休憩) (午前 1 1 時 4 0 分 再開)

中井新議長	日程7 選第3号「南和広域医療組合議員の補充議員の選挙について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 (事務局朗読) 選挙の方法についておはかりします。投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。 (「指名推薦」の声あり。) (「議長から指名推薦でよろしく」の声あり。) ただいま大村議員のほうから、指名推薦のご意見をいただきました。議長一任の声がありますので、私が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって私が指名するに決定いたします。 南和広域医療組合議員の補充議員に、山本議員を指名いたします。 おはかりいたします。ただいま議長が指名いたしました、山本議員を南和広域医療組合議会議員の補充議員の選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 大村議員。
大村議員	行ったらえ、こっち来てきっちり報告してほしいんや。 中井君も俺、あんまりそう、ようけ金出しとるわりにな、風通しあんまりええことないように思うさかいに。それだけ言うとかわ。 で、山本議員、結構ですよ。僕はなんにも言わへんけど、議会できっちり報告してほしいねん流れを。お願いします。
中井	はい、いま大村議員からご意見をいただきましたので、そのようによろしく

新 議 長	お願いいたします。 異議なしと認めます。 山本議員が南和広域医療組合の補充議員に当選されました。 山本議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定に基づき、当選の告知をいたします。 南和広域医療組合議会議員の補充選挙を終わります。 暫時休憩いたします。 自席にてお願いします。 （ 午前 1 1 時 4 4 分 休憩 ） （ 午前 1 1 時 4 5 分 再開 ）
中 井 新 議 長	再開します。 日程 8 選第 4 号「奈良県広域消防組合議会議員選挙について」を議題として、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 選挙の方法についておはかりします。投票による方法と、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。 （ 「指名推薦でよろしく」の声あり。 ） ただいま上滝議員のほうから、指名推薦というご意見がございましたが。 （ 不規則発言あり ） 暫時休憩いたします。 自席にてお願いします。

	(午前 11 時 47 分 休憩) (午前 11 時 51 分 再開)
中 井 新 議 長	再開します。 先ほど、議長一任の声がありましたが、私が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」 の声あり) 異議なしと認めます。よって私が指名するに決定いたします。 奈良県広域消防組合議会議員に、副議長である小泉議員を指名いたします。 おはかりいたします。ただいま議長が指名いたしました、小泉議員を奈良県広域消防組合議会議員選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。 (「異議なし」 の声あり) 異議なしと認めます。 したがって、小泉議員が奈良県広域消防組合議会議員に当選されました。 小泉議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定に基づき、当選の告知をいたします。 奈良県広域消防組合議会議員選挙を終わります。 暫時休憩いたします。 自席にてお願いします。 (午前 11 時 52 分 休憩) (午前 11 時 53 分 再開)
中 井 新 議 長	再開いたします。 日程 9 選第 5 号「吉野広域行政組合議会議員の補充議員の選挙について」を議題として、議案は事務局が朗読いたします。

	(事 務 局 朗 読) 選挙の方法についておはかりします。投票による方法と、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。 浜田議員。
浜田議員	投票でお願いいたします。
中 井	ただいま、投票という意見が出ておりますので。
新 議 長	はい、上滝議員。
	(「いえ、結構です」の声あり。) 投票という意見が出ておりますので投票によって吉野広域行政組合議会議員の補充議員の選挙を行うことといたします。 準備をさせますので各自自席にてしばらくお待ちください。 議場の閉鎖を命じます。 ただいまの出席議員総数は 11 名でございます。次に立会人を指名いたします。吉野町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、6 番山本議員、7 番辻本議員を指名いたしたいと思いますのでよろしくお願いします。 それでは、投票用紙を配付させます。 投票用紙のもれはありませんか。 配付もれなしと認めます。 投票箱を点検させます。 投票箱は異常なしと認めます。 ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に、被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じ、議席番号順に投票願い申し上げます。 点呼を命じます。 (1 番議員より点呼) 投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。山本議員、辻本議員、開票の立会いをお願いいたします。

選挙の結果をご報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、大村議員 2 票、浜田議員 3 票、中西議員 3 票、西澤議員 3 票。以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、0.68 票であります。

したがって、大村議員、浜田議員、中西議員、西澤議員を吉野広域行政組合議会議員の補充議員選挙の当選人と決定いたします。

大村議員、浜田議員、中西議員、西澤議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

吉野広域行政組合議会議員の補充議員の選挙を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

ただいまより昼食休憩といたします。

1 時再開をお願いいたします。

(午後 0 時 4 分 休憩)

(午後 1 時 0 分 再開)

中 井
新 議 長

再開いたします。

日程 10 発議第 1 号「吉野町議会予算決算特別委員会の設置について」を上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

ただいま発議いたしました「予算決算特別委員会の設置」につきましては、吉野町の予算並びに決算に関する事項につきまして、調査及び審査するため設

置いたすものでございます。

おはかりします。委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する「予算決算特別委員会」を設置することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、予算並びに決算に関する事項につきまして、調査及び審査するため設置いたすものでございます。

おはかりします。委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する「予算決算特別委員会」を設置することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、予算並びに決算に関する事項について、全議員で構成し、設置期限については調査及び審査が終了するまでとする「予算決算特別委員会」を設置することに決定いたしました。

中 井
新 議 長

続きまして、

日程 11 「吉野町議会常任委員会委員の選任について」

日程 12 「吉野町議会議会運営委員会委員の選任について」

日程 13 「吉野町議会予算決算特別委員会委員の選任について」

日程 14 推第 1 号 「吉野町人権施策協議会委員の推薦について」

日程 15 推第 2 号 「吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について」

日程 16 推第 3 号 「吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員の推薦について」

日程 17 推第 4 号 「吉野町水道事業運営委員会の推薦について」

日程 18 推第 5 号 「吉野町都市計画審議会委員の推薦について」

日程 19 推第 6 号 「三町村広域行政推進協議会委員の推薦について」

日程 20 推第 7 号 「吉野町環境美化推進委員の推薦について」

を議題として一括上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

各常任委員会、議会運営委員会、予算決算特別委員会の委員の選任について

は、委員会条例第7条の規定により議長が議会にはかつて指名することとなっております。また、委員会条例第8条の規定により、各委員会の委員長及び副委員長は、委員会において互選することとなっておりますが、選考委員により選考したいと思います。各種委員の推薦については、選考委員による選考の方法を執りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしの声がありましたので、選考委員を指名したいと思います。

中西議員、西澤議員この2名、並びに議長、副議長がそこに加わりますがいかがでしょうか。

（「結構ですよ」の声あり）

この際、皆様をお願いをいたします。選考の結果いずれの委員、正副委員長に選ばれましても異議なく承諾くださいますようお願い申し上げます。

暫時休憩をいたします。

（午後 1時 8分 休憩）

（午後 1時38分 再開）

中 井
新 議 長

再開します。

選考の結果を事務局からご報告願います。

【事務局からの選任結果の発表】

報告させていただきます。

議会運営委員会委員長に 西澤議員、副委員長に 大村議員、

総務委員会委員長に 浜田議員、副委員長に 小泉議員、

産業建設委員会委員長に 野木議員、副委員長に 薮坂議員、

文教厚生委員会委員長に 山本議員、副委員長に 辻本議員、

	予算決算特別委員会委員長に 中西議員、副委員長に 上滝議員。 人権施策協議会委員に 小泉議員、山本議員、 町営住宅入居者選考委員会委員に 上滝議員、野木議員、浜田議員、 町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員に 上滝議員、野木議員、浜田議員、 水道事業運営委員会委員に 大村議員、辻本議員、薮坂議員、 都市計画審議会委員に 上滝議員、野木議員、中西議員、西澤議員、 三町村広域行政推進協議会委員に 中井議員、中西議員、西澤議員、 環境美化推進委員に 辻本議員、薮坂議員。 以上です。
中 井 新 議 長	ただいまの報告のとおりいたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。 したがって、報告のとおり選任することに決定いたしました。
中 井 新 議 長	皆様のご協力によりまして、役員改選等予定しておりました日程がすべて終了いたしました。 議会運営委員長と相談の結果、 4 日 午前 1 0 時から 議会運営委員会 5 日 午前 1 0 時から 本会議第 2 日目 を開会いたしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 本日はこれをもって散会いたします。 ご協力ありがとうございました。 （ 午後 1 時 4 0 分 散会 ）

平成27年第1回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 平成27年3月5日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月 5日 午前10時10分開会
4. 応招議員

1番 小 泉 梓	2番 中 井 章 太
3番 上 滝 義 平	4番 大 村 陽
5番 野 木 康 司	6番 山 本 隆 敏
7番 辻 本 茂	8番 薮 坂 眞 佐
9番 浜 田 賢 治	10番 中 西 利 彦
11番 西 澤 巧 平	
5. 不応招議員
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町 長 北 岡 篤	副 町 長 小 松 正
総 務 参 事 山 田 芳 雄	住民・観光参事 山 本 茂 之
地域振興参事 吉 岡 正 弘	医療福祉参事 西 島 通 宏
水 環 境 参 事 表 谷 充 康	教 育 次 長 大 北 雅 祥
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長 岡 本 克 也	主 査 峠 香 織
-------------	-----------
10. 議事日程

日程1	報第1号	地方自治法180条第1項の規定による専決処分の報告について
日程2	議第2号	吉野町まちづくり基本条例を制定することについて
日程3	議第3号	吉野町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについて
日程4	議第4号	吉野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する指定介護予防等に係る介護予防のために効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例を制定することについて
日程5	議第5号	吉野町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定

める条例を制定することについて

日程 6 議第 6 号 吉野町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を制定することについて

日程 7 議第 7 号 吉野町課設置条例の一部を改正することについて

日程 8 議第 8 号 吉野町附属機関に関する条例の一部を改正することについて

日程 9 議第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

日程 10 議第 10 号 吉野町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正することについて

日程 11 議第 11 号 吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

日程 12 議第 12 号 吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて

日程 13 議第 13 号 吉野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて

日程 14 議第 14 号 吉野町介護保険条例の一部を改正することについて

日程 15 議第 15 号 吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて

日程 16 議第 16 号 吉野山ふるさとセンターに指定管理者の指定について

日程 17 議第 17 号 平成 26 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 5 号について

日程 18 議第 18 号 平成 26 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 4 号について

日程 19 議第 19 号 平成 26 年度吉野町簡易水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について

日程 20 議第 20 号 平成 27 年度吉野町一般会計予算（案）について

日程 21 議第 21 号 平成 27 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について

日程 22 議第 22 号 平成 27 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について

日程 23 議第 23 号 平成 27 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について

日程 24 議第 24 号 平成 27 年度吉野町簡易水道事業特別会計予算（案）について

日程 25 議第 25 号 平成 27 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について

日程 26 議第 26 号 平成 27 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について

日程 27 議第 27 号 平成 27 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について

日程 28 議第 28 号 平成 27 年度吉野町国民健康保険吉野病院事業特別会計予算（案）について

日程 29 議第 29 号 吉野運動公園総合体育会空調設備等改修工事変更契約の締結について

日程 30 要望等

日程 31 一般質問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

中井議長	ただ今の出席議員総数は 11 名でございます。 定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。 開会にあたり町長よりご挨拶を頂戴いたします。
北岡町長	(はじめに) 本日、ここに平成 27 年第 1 回町議会定例会が開催され、平成 27 年度の一般会計予算をはじめ、各議案のご審議をお願いするにあたり、私の町政運営に向けての所信の一端と、新年度の主な施策の概要について申し述べ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解と、より一層のご協力をお願い申し上げます。 平成 23 年度にスタートした、「第 4 次吉野町総合計画」の前期基本計画は、平成 27 年度で最終年度を迎えることになります。 本年度は、その仕組みや政策の成果と課題を一つひとつ検証する、前期基本計画の仕上げの年度であるとともに、平成 28 年度から 5 カ年間の後期基本計画策定の年となります。 新年度の予算編成は、これらのことを十分に考慮し、その編成に努めたところでございます。 (国の経済状況等) 我が国の経済は、いわゆるアベノミクス「三本の矢」の推進により、穏やかではありますが、回復の兆しを見せ、先月発表された平成 26 年 10 月から 12 月期の実質 GDP 成長率の伸びは、0.6%増と 3 四半期ぶりにプラス成長となっております。ただ、個人消費や設備投資は小幅な伸びにとどまっており、景気回復の勢いには、まだまだ力強さが足りないと言えます。 そのため国は、引き続き「三本の矢」からなる経済対策を一体的に推進するとともに、経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感を持って「緊急経済対策」を実施し、地方にその効果を広くいき渡らせていくこととしています。 一方、平成 27 年度からは、安倍内閣が重点政策に掲げる地方創生の取り組み

が、全国の自治体において一斉にスタートすることになります。政府は昨年 12 月に、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するために、「まち・ひと・しごと総合戦略」を取りまとめました。この中では、急激に進行している「人口減少・超高齢化社会」の原因を、少子化と東京への一極集中であるとしており、結婚から出産、子育てまでの切れ目ない支援や、都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げています。併せて、地方創生を国と地方が一体となり、中長期的な視野に立って取り組むため、全自治体に対して具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」の策定を要請しているところです。

これを受け、本町としましても、一般会計補正予算第 5 号に、地方版総合戦略の策定費用、地方創生先行型交付金等を活用した事業、地域の消費を喚起する各事業を盛り込んだところです。

（本町の財政状況）

本町の財政状況は、人口減少や高齢化の更なる進展により、今後も厳しい状況がつづくものと予想されます。

歳入については、その 40% 近くを占めている普通交付税が、年々減少傾向にあり、今後においても更なる減少が見込まれるところです。また、町税は、人口減少と厳しい地域経済情勢の中で、ここ数年減少が続いています。

一方歳出については、扶助費や補助費・繰出金など、いわゆる経常的な経費は引き続き増加が見込まれ、財政の柔軟性を示す「経常収支比率」は、平成 25 年度決算で 97% となり、平成 26 年度以降の決算においても、横ばい状態が続くことが予想されます。これは、町の財政状況が柔軟性を欠き、硬直化傾向にあることを表しており、収入の減少に対して、町政運営のスリム化が遅れていることが原因であると考えられます。

経常的な経費の増加に加え、「南和新病院建設負担金」の財源として、多額の町債発行を予定しており、町単独事業での町債発行を抑制しなければ、将来世代へ過度な負担を残すことになります。

しかし、このような状況下でも、町民生活に直結する事業や人口減少対策のための事業、地方創生関連事業等には、積極的かつ効果的に財源を投入し、課題の解決に向けた取り組みを進めなければなりません。

「いのちが輝き笑顔あふれる吉野町」の実現に向け、第4次吉野町総合計画を着実に推進するとともに、将来にわたり持続可能な財政基盤を構築するため、組織機構の見直し等を含めた行財政改革を推進し、「選択と集中」の観点を持った町政運営に全庁を挙げて取り組んで参ります。

(平成27年度予算編成の基本方針、重点事業)

平成26年度に、後期基本計画策定のための基礎資料のひとつとして、「吉野町民意識調査」を実施しました。その結果につきましては、まとめ次第公表する予定ですが、その速報値において町民の皆様の「満足度」が低い施策や「期待度」の高い事業を中心に、前期基本計画の成果と課題並びに平成27年度の町政運営の概要、主な事業についてご説明いたします。

【協働のまちづくり】

最初に、吉野町まちづくり基本条例についてであります。

この条例は、私の諮問に応じ、一昨年10月から町民の方々からの公募委員を含む20名の吉野町まちづくり基本条例策定審議会において、それぞれの立場からの意見を踏まえた議論を重ね、また多くの町民の方々の声を聞いていただきながら、条例素案づくりに取り組んでくださったものです。

昨年8月には、審議委員による町民の方々への条例素案説明会等の開催や、パブリックコメントの実施等を進めていただき、昨年11月に答申くださいました。これを受け、庁内での推進会議での検討を経て、今回上程させていただいたところです。

地方自治の本旨には、2つの要素があるとされています。ひとつは、地方自治体が、地域のことは自分たちで決めることができるという「団体自治」。もうひとつは、自治体においては住民が中心の自治が行わなければならないという「住民自治」です。

まちづくり基本条例に、この団体自治と住民自治の両面をあわせもつ吉野町の自治の理念と原則を定め、また、町民・議会・行政が連携して、各々の役割と責務を果たしながら、参加・参画と協働の中で、吉野町が目指す将来に向けたまちづくりを更に進めるための基本ルールを明確に定め、これをまちづくりの礎として、その歩みを確実に取り組んでまいりたいと考えています。

条例の制定を契機に、行政にとっても情報共有やコスト意識、説明責任や応答責任が明確化され、効率的かつ効果的な町政運営が求められます。今後、この基本条例に照らし合わせ、既存の条例等の見直しや、行政運営の仕組みの改革を積極的に進めてまいります。

また、この条例の目指すところは、町民の皆様にまちづくりの主体として、将来を見据えた自主的な住民自治活動や、町民公益活動を更に活発に展開されていくことが期待されています。行政としてもこれをしっかりと支援する取り組みを進めてまいります。

その取り組みの先駆けとして、昨年夏には、大字別懇話会として町内の各大字を職員とともに訪ねさせていただき、新たな地域担当制度の仕組みもスタートしました。

各地区区長会と連携し、各々の地区に参事級の職員をエリアマネージャーとして位置づけ、その監督指示のもとで、全職員を各地域担当職員として配置しました。そのひとつの役割として、区・町内会・自治会の代表の方から地域の様々な課題をお聞きし、行政として対処できることは責任をもって迅速に地域の担当職員が、関係機関のつなぎ役として対処していくこととしています。

この制度は、今後ますます求められる職員の能力向上を図る研鑽の場としても位置付けており、職員が地域に出向き、地域に寄り添いながら、その地域が抱える問題等の解決策や期待される方策の実現の道を探ることに真摯に向き合い、自ら行動する機会として期待しているところです。

それぞれの地域が、少しでも元気になっていただき、自らの地域は自ら造るという、力強い地域力をつけてもらえるよう、行政としての責務を果たし、職員一丸となって進めてまいります。

また、協働のまちづくりを具体的に進める手立てとして、4年前から取り組んでいる協働のまちづくり元気創造事業「ふるさと元気吉野まつり」につきましては、行政と町民、まちづくり諸団体等が互いの役割を果たしつつ、まちの元気につながるイベントづくりに励むことは、「協働」のまちづくりを進めていくにあたってモデルにもなり、徐々にその成果が見えてきている中で、平成27年度も継続して、行政として支援して参ります。

【子育て支援の充実】

子育て支援関連につきましては、教育委員会部局に「子育て支援室」を設置し、学童保育、育児サークルの支援、子育てに関する相談窓口の充実など、さまざまな事業を展開するとともに、「子ども医療費扶助事業」や「ひとり親家族等医療扶助事業」などにより、子育て家庭の経済的な負担軽減のための施策も実施してまいりました。

新年度からは「子ども・子育て支援新制度」が、スタートします。本町においても、平成 26 年度には、「吉野町子ども子育て支援計画」を策定し、今後、どのような施設・サービスを、どのぐらい、いつまでに整備・実施していくかを定めました。

その計画の一環として、平成 27 年度から、認定こども園として、「吉野こども園」、「わかばこども園」の開園の運びとなりました。

認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能となり、適切な規模の子どもの集団を保つとともに、子どもの育ちの場を確保し、育児に不安な方への支援を含む地域子育て支援が充実するなどの効果が期待されているところです。

【高齢者福祉の充実】

本町の高齢化率は、平成 27 年 1 月末時点で 43%と極めて高い状況となっています。

すべての高齢者が、生きがいをもって健康でいきいきと安心して暮らせる健康長寿プロジェクトを引き続き推進します。

高齢者福祉対策については、昨年度に着手した吉野町健康増進計画を策定します。計画を策定するだけでなく、確実に実施することにより、日本一の健康長寿を目指す歩みを加速していきます。

また、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現を。」という厚生労働省の方針により、本町においてもシステムの構築が必要となります。

平成 27 年度においては、「認知症予防サロン事業」を町社会福祉協議会と、「吉野健康ウォーキング連携推進事業」はスポーツ推進委員の皆様とそれぞれ連携し、実施していきます。また、地域住民グループ支援事業の参加者の皆様を中心に、「笑いヨガ普及啓発事業」を進めるとともに、住民一人ひとりが健康づくりや介護予防に取り組むことができるよう、その核となる健康づくり・介護予防サポーターを養成するための講座を開催します。

予防接種や健診事業の助成を継続実施するとともに、町民の健康づくりへの機運を高めていくために、受診行動を定着化させる取り組みも国民健康保険特別会計と連携しながら積極的に行っていきます。

【地域医療の充実】

地域医療につきましては、「南和の医療は南和で守る」という基本理念のもと、県、五條市及び吉野郡の 3 町 8 村の南和地域の医療体制の再編のため、南和広域医療組合を設立し、協議を進めてまいりましたが、いよいよ平成 28 年 7 月に新体制がスタートする予定で、現在新病院の建設工事が進められ、平成 27 年度中には、ほぼ竣工の予定となっています。

新体制における現在の吉野病院の新たな役割として、「地域包括ケア病棟」が導入されます。これは、平成 26 年度の診療報酬改定時に国が新たに制度化したもので、入院治療後、病状が安定した患者に対し、リハビリや退院支援など、効率的かつ密度の高い医療を提供する、「在宅復帰支援のための病棟」であり、先ほど申し述べました、地域包括ケアシステムの中で、大きな役割を担うことが期待されているところです。

【地域間交流と定住の促進】

定住促進並びに町内の木材・住宅関連産業の活性化を目指して「住宅リフォーム事業」、「住宅新築助成事業」、また、町内の空き家を有効活用し、転入者を増加させる目的である、「空き家バンク制度」を実施してまいりました。

平成 25 年度から継続して実施している「定住促進住宅新築事業」については、平成 26 年度に、宅地造成工事が完了します。住宅建設につきまして、当初計画では 4 年間で 10 戸の建設を予定していましたが、事業効果を早期に実現するため、平成 27 年度中に 10 戸すべてを建設します。建設に当たっては、当然のこ

とながら、吉野らしい吉野材を積極的に活用します。

先ほど申し述べました地方創生先行型交付金を活用した事業として、「住んでよしの事業」の取り組みをはじめます。この事業では、町内の空き家を可能な限り調査し、活用可能物件の掘りおこしを行うとともに、移住交流相談の拠点となる窓口を開設し、Iターン・Uターンの促進につなげていきたいと考えています。

また、高校卒業後に進学や就職で町外に流出する若者が多いことが、町の人口減少の要因の一つと捉え、教育の立場から考えた定住促進対策のひとつとして、「ふるさと吉野定住促進奨学金制度」をはじめます。

また、「地域おこし協力隊事業」については、現在、6名の隊員に各方面で活躍いただいておりますが、今年度は更に拡充するため、新たに13名の募集を行います。それぞれの分野で活躍していただき、町の地域おこしと定住対策にもつながるものと期待しているところです。

町外にお住いの吉野にゆかりのある人や、吉野に思いをもっていただいている人との交流事業である「還暦同窓会」、「ふるさと吉野の集い」も継続実施するとともに、吉野の情報発信を積極的に行い、吉野を売り込み、町外から吉野町を応援していただく多くの方々のお力添えを頂く事業を展開して参ります。

【農林漁業・商工業の振興】

一昨年にスタートした、「よしの木の駅プロジェクト」や、昨年度から始まった「産業モニターツアー」などが、地域経済の発展につながるよう、その歩みを着実に前進させるため、ひきつづき行政としてしっかりと支援して参ります。

生まれた赤ちゃんに地産地消の木製玩具を誕生祝い品としてプレゼントし、「木」を真ん中に置いた子育て環境を整備することにより、子供をはじめとするすべての人たちが木のぬくもりを感じながら、楽しく豊かな暮らしを送れるよう、「ウッドスタート」の取り組みを新たに始めます。

また、地方創生交付金を活用した事業として、「プレミアム商品券」、「プレミアム旅行券」の発行並びに、インターネットサイトを利用した町特産品のプレミアム販売を行い、町内の消費喚起、商工業の活性化を図ります。

また、ありがたいことに年々増加傾向にあります「ふるさと納税」につきま

しては、ふるさと特産品の充実を図り、更なる商工業活性化につなげるとともに、歳入増を図るため、寄付額の目標を 100,000 千円とし、今まで以上に積極的なPRに努めていきたいと考えています。

ふるさと納税の新しい取り組みとして、「ふるさと応援交付金」制度をはじめます。これは、町外にお住まいの方が、ゆかりのある自治会等を指定してその活動を支援するために納めていただいたふるさと納税の寄付金の一部を、当該自治会等に交付する制度です。町内の自治会等の皆様が、出身者や応援してくれる方にPRして、「ふるさと納税」をしていただくと、より活発な自治会等の活動が可能となります。

【観光の振興】

昨年度は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」登録 10 周年を記念して、様々な関連事業を各種団体と連携・協力しながら展開して参りました。連続講演会を首都圏で行うなど、吉野の魅力発信、観光客の誘致も合わせた吉野を売り込む様々な事業を行いました。

今後も、町民の皆様が、ふるさとの誇りを更に高めあい、また、吉野を訪れてくださる多くの方々にも改めて、こころのふるさと吉野町の良さを深く感じていただけるよう「おもてなしのまち」らしい取り組みを進め、皆さまをお迎えしたいと考えています。

加えて、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の人々のための「情報発信機能」、並びに「地域の連携機能」という 3 つの機能をあわせ持つ、「道の駅」の整備について、地域の皆様方とご相談しながら、その可能性について、調査等の取り組みを始める予定です。

また、オープンから 3 年目を迎える「吉野ビジターズビューロー」については、森林セラピー事業の更なる充実や、旅行販売事業にも取り組み、観光力の向上と、地域経済発展の核を担っていただけるよう期待しているところです。

【行財政改革の推進】

さて、行財政改革に関する取り組みでございますが、将来的に持続可能な財政基盤の確立なくして「第 4 次吉野町総合計画」の実現など語ることはできません。「健全な財政」と「総合計画の実現」を両立していくシステムの構築を図

っていくことが必要であります。新年度で策定する後期基本計画と連動した「財政計画」と「行財政改革大綱・実施計画」を策定します。

また、平成 25 年度から、事務事業評価を本格稼働させ、昨年度からは施策評価についても、試験的に実施したところではありますが、評価制度導入の効果が限定的であり、まだまだ課題が多く残りました。

平成 27 年度は、制度の定着に向けた継続的な職員研修等を通じ職員意識の高揚を図りながら、評価表の精度を上げるとともに、施策に係わるそれぞれの事務事業の施策への貢献度から事務事業の適切な選択、施策から見た事務事業間の相対評価を行います。施策や事業の「選択と集中」を図り、成果重視の視点に立って、人事評価制度と連動しながら総合的・体系的に評価できる仕組みを構築していきます。

後期基本計画の策定にあわせ、定員適正化計画の見直しも含め、スピード感を持ったスリムでパワーのある組織機構となるよう見直しを実施する予定です。

組織機構の改革につきましては、平成 26 年度から庁内のプロジェクトチームを中心に検討を行っておりますが、先行して平成 27 年度から、町政の総合企画と総合調整機能を高めるとともに、地方創生総合戦略の着実な推進を図ることを目的に、新たに「総合政策課」を設置する予定であり、関係条例等の改正について、後ほどご審議をお願いするところです。また、教育委員会部局においても、現在の教育総務課と社会教育課を統合し、教育委員会事務局とする予定です。

以上が、私の平成 27 年度における町政運営に対する基本的な考え方と主な事業の概要であります。

(当初予算の規模)

平成 27 年度当初予算規模は、

一般会計	5, 8 3 3, 0 0 0 千円、対前年度比 9. 6 % 増
特別会計	4, 1 4 6, 4 8 3 千円、対前年度比 9. 5 % 増
企業会計	1, 9 1 0, 3 6 0 千円、対前年度比 5. 9 % 減

となっております。

	提出致しました各会計予算案の概要につきましては、各担当参事から、また予算事業の内容については、予算決算特別委員会において各担当課長等から詳細にわたり説明することと致します。 (むすび) 議員各位におかれましては、尚一層のご指導とご支援をお願い申し上げますとともに、本定例会に提案いたしました平成 27 年度各会計予算案をはじめとする諸案件につきまして、ご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、平成 27 年度の町政に臨む、私の所信と致します。
中井議長	日程 1 報第 1 号「地方自治第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) 説明を求めます。 大北次長。
大北次長	報第 1 号についてご説明申し上げます。 裏面の専決処分書をご覧ください。公用車の事故に係ります損害賠償額を定めて和解することについて、平成 27 年 2 月 15 日に専決処分をしたものでございます。記以下についてご説明申し上げます。相手方につきましては、吉野町の在住者でございます。公用車の運転手は、吉野町教育委員会の職員でございます。事故の概要につきましては、平成 27 年 1 月 13 日午後 1 時 10 分ごろ、柳地内におきまして、職員が運転しておりました給食運搬車につきまして、駐車する際に駐車中の相手方車両に左後部が接触しまして、相手方車両を破損させたものでございます。賠償額その他和解条件でございます。過失割合につきましては、町 100 パーセント、相手方 0 パーセント。損害賠償額につきましては、163,666 円でございます。その他、今後吉野町及び相手方双方本件事故に関しては、異議を申し立てないことを確認いたしました。 以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

中井議長	質疑を求めます。 辻本議員。
辻本議員	7 番、辻本です。 先日、吉野広域の方でもこういったかたちで事故を聞いておりまして、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、交通安全に関しての運転管理者がおられると思うのですけれど、どなたがされているのでしょうか、吉野町の場合。
中井議長	山田参事。
山田参事	吉野町の場合は、総務課の総務課長が担当しておるというふうに思っております。
中井議長	はい、辻本議員。
辻本議員	「と思います」ということは、あまり意識がないのかなというふうに思います。やはり、できれば事故ゼロというのが望ましいので、再度担当部局なりで、交通安全に関する取り組みというのををしていただければなと思いますので、ぜひ意見として申し述べたいと思います。
中井議長	はい、よろしく願いします。 ほかございませんか。 本件は報告にとどめます。
中井議長	日程2 議第2号「吉野町まちづくり基本条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

山田参事。

山田参事

議第2号 吉野町まちづくり基本条例を制定することについて説明させていただきます。

まず1枚めくっていただきまして、吉野町まちづくり基本条例の目次の欄をご覧くださいと思います。吉野町まちづくり基本条例につきましては、平成25年9月より、20名の委員をもちまして、1年あまり協議を重ね、平成26年11月25日に答申を受け、今回条例案として上程させていただくものであります。目次に沿って説明させていただきます。まず、前文でございます。前文につきましては、下段の方でございますが、吉野町の、私たちのまち吉野町ということで、まちづくり基本条例の位置づけをさせていただいておるところでございます。そして第1章、総則及び基本理念、基本原則についてでございます。第1条については目的。第2条は用語の定義。第3条につきましては基本理念。第4条については基本原則を定めておるところでございます。そして第2章、町民の権利と役割、責務についてでございます。第5条で町民の権利。第6条で町民の役割と責務。第7条で青少年及び子どもの権利。第8条で事業者の役割と責務を定めておるところでございます。そして第3章、情報の公開と共有でございます。第9条で情報の公開と共有。第10条会議の公開。第11条情報の収集、管理と個人情報の保護について定めてございます。第4章、参画と協働でございます。第12条参加、参画と協働のまちづくり。第13条参加、参画と協働の仕組みについて定めておるところでございます。第5章については自治活動と町民公益活動でございます。第14条では住民自治の定義とあり方、原則を定めてございます。第15条は基本的コミュニティ。第16条17条につきましては地域自治団体。第18条第19条は町民公益活動。第20条につきましては生涯学習について定めてございます。第6章は町議会並びに町長及び町の職員の役割と責務についてでございます。第21条では町議会の役割と責務。第22条では町議会議員の役割と責務、倫理。第23条では町長の役割と責務、倫理。そして第24条では町の職員の責務を定めておるところでございます。そ

	して第 7 章町政運営と行政経営でございます。第 25 条では総合計画。第 26 条では行政組織。第 27 条では財政運営。第 28 条では政策法務。第 29 条では法令順守、公益通報。第 30 条 31 条では説明責任、応答責任。第 32 条では広報・広聴、パブリックコメント。第 33 条では行政手続。第 34 条では行政評価。第 35 条では外部監査。第 36 条では危機管理について定めておるところでございます。そして第 8 章の住民投票については第 37 条で住民投票について定めておるところでございます。そして第 9 章、世界遺産を活かしたまちづくりについて、38 条で世界遺産を活かしたまちづくりについて定めておるところでございます。そして第 10 章の連携でございます。第 39 条では広域連携。第 40 条では国際交流・多文化共生について定めてございます。そして最後、第 11 章では条例の位置付け、見直しについて定めてございます。第 41 条で条例の位置付け。第 42 条で条例の見直し。第 43 条で運用（第三者機関）ということについて定めておるところでございます。 よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を総務委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。よって本案は総務委員会に付託することにいたします。
中井議長	日程 3 議第 3 号「吉野町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することにすいて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （事務局朗読） 説明を求めます。 大北次長。

大北次長	議第 3 号についてご説明申し上げます。 裏面の条例をご覧ください。これまで教育長は一般職でございまして、一般職の条例の適用を受けておりましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、それから新制度の規定によりまして、特別職となるものでございます。ただし、特別職となりますがその職責や常勤であることをかんがみまして、特別を定めまして、この条例の第 2 条に定める場合には職務に専念する義務を免除するというものでございます。 基本的な内容につきましては、一般職の規定と同様となっておりますが、承認権者は、この第 2 条の第 1 項に書かれておりますように、教育委員会となります。それから、現職の教育長につきましては旧制度のままになりまして、新しい教育長が就任されますと、この規定が適用となります。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。
中井議長	日程 4 議第 4 号「吉野町指定介護予防支援等の事業に人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 西島参事。

西島参事	説明させていただきます。 これまで、第3次地域分権一括法の施行に伴いまして、介護保険法が改正されました。そのことによってこれまで厚生労働省令で全国一律に定められておりました、指定介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援委等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についてですね、これは平成27年の4月までに地方自治体が条例で定めるという項目がございまして、今回条例の制定となりました。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。よって本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。
中井議長	日程5 議第5号「吉野町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （事務局朗読） 説明を求めます。 西島参事。
西島参事	この条例につきましても先ほどと同じように、第3次地域分権一括法の施行に伴いまして、同じく平成27年4月までに市町村が地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を条例で定めるということになりましたので、今回条例制定の運びとなりました。 よろしくご審議のほどお願いいたします。

中井議長	質疑を求めます。 7 番、辻本議員。
辻本議員	7 番、辻本です。 先ほどの介護保険法の関係も一緒なんですけれど、国の基準から地方自治体の基準にかわるというような、決めるというようなことことで、当然病院の方も地域包括支援センターというかたちの中で、包括ケアの中で、吉野病院も入院の中でかわってくるという、その違いっていうのをぜひ委員会で少しわかりやすい方法でご説明いただければと思うので、よろしくお願いします。
中井議長	はい、西島参事、委員会でよろしくお願いします。 ほかにございませんか。おはかりします。 本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。よって本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。
中井議長	日程 6 議第 6 号「吉野町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （事務局朗読） 説明を求めます。 吉岡参事。
吉岡参事	議第 6 号について説明申し上げます。 条例本文をご覧いただきたいと思います。第 1 条には、過疎化・少子化対策として定住促進住宅を設置し、人口の増加及び定住の促進並びに地域の活性化に寄与することを目的とするとしております。それから第 6 条には、その入居

	者等の資格を7項目定めております。それから第11条にはその貸付料金の額を定めてございます。続きまして第24条には、この住宅につきましてはある一定期間入居いただきますと払い下げを行うとしております。そのことが24条に謳わさせていただきます。 ご審議よろしくお願いいたします。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することにいたします。
中井議長	日程7 議第7号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 (事務局朗読) 説明を求めます。 山田参事。
山田参事	議第7号について説明を申し上げます。 別紙の条例改正案の資料をご覧いただきたいと思います。今回平成27年度におきまして、第4次総合計画後期計画の策定、また地方版総合戦略を策定することが27年度中に必要となってきたところでございます。昨年度より機構の改革に取りかかっているところでございますが、いまだ機構改革の全てが完了しておるわけではございません。そうした中で新たに総合戦略、基本構想の後期計画の策定を行うために新たに総合政策課を設置をお願いするものであります。 よろしくご審議のほどお願いいたします。

中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を総務委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案は総務委員会に付託することにいたします。
中井議長	日程 8 議第 8 号「吉野町附属機関に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 西島参事。
西島参事	これにつきましては、平成 27 年 4 月の介護保険法の改正に伴い、地域ケア会議が法定化されます。吉野町におきましても地域包括支援センターが中心となって医療介護の専門職種や地域の支援者の方々と構成された地域ケア会議を設置いたします。新しく設置される地域ケア会議において、事例検討に関わるものとは別に、効果的な議論を行うための専門職種の方の出席が必要と考えることにより、付属機関として地域ケア会議を追加するものでございます。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。

中井議長	日程 9 議第 9 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 大北次長。
大北次長	議第 9 号についてご説明申し上げます。 本条例改正案も新教育委員会制度に関係するものでございます。新教育委員会制度では、提案理由のとおり教育委員長が廃止されます。一部改正案の条例をご覧ください。裏面でございます。別表に教育委員長の月額報酬等が決められておりますが、これを削除するものでございます。ただしこの新制度での適用につきましては現教育長の在職中は、旧の制度のままでございまして、新制度が適用されますのは、新しい教育長が就任される時だということになっております。 以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。
中井議長	日程 10 議第 10 号「吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

大北次長。

大北次長

議第 10 号についてご説明申し上げます。

本条例改正案につきましても新教育委員会制度に関係するものでございます。裏面の改正案をご覧ください。本条例につきましてもその根拠規定につきまして、教育公務員特例法の規定に基づくということになっていますが、今回の改正によりましてその部分を削除するものでございます。ただし、経過措置で新教育委員会制度につきましても、新しい教育長が就任したときとなっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

中井議長

質疑を求めます。

おはかりします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。

中井議長

日程 11 議第 11 号 「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

大北次長。

大北次長

議第 11 号についてご説明申し上げます。

本条例改正案につきましても、新教育委員会制度によるものでございます。

	教育長が一般職から特別職になるということで、これまで本条例の適用となっておりまして教育長の給与に関しましてその部分を削るものでございます。この一部改正につきましても、新教育長が就任された時からとなっております。 以上、ご審議のほどお願いいたします。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。よって本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。
中井議長	日程 12 議第 12 号 「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 山本参事。
山本参事	議第 12 号についてご説明申し上げます。 国民健康保険特別会計は、平成 15 年から実質単年度収支が赤字となっております。国保会計の収支の改善を図るために、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の職割り額、及び均等割りの税率の改正を行いたいと思っております。 以上、ご審議のほどお願いいたします。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）

	異議なしと認めます。よって本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。
中井議長	日程 13 議第 13 号 「吉野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) 説明を求めます。 表谷参事。
表谷参事	吉野町廃棄物の処理並びに清掃に関する条例でございます。めくっていただいたところでございます。現行法令では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のうち、環境美化とし尿のみの定めでございましたが、今回は一般ごみでございます。一般ごみの収集運搬業務がクリーンセンターから吉野町に移管されるための条例改正でございます。第 1 条では目的をあげてございます。排出の抑制あるいは分別、保管、収集、運搬、再選、処分あるいはその処理について定めております。第 3 条については町の責務。第 4 条ではこの事業を行います事業者の責務。それから第 5 条では町民の責務ということで、いまもやっていただいております。第 8 条では運搬・収集の委託の件をあげてございます。第 12 条では排出されました一般廃棄物の所有権について定めておるところでございます。第 14 条では、一般廃棄物の処理について吉野広域行政組合へ、処分する場合にあっては、それぞれ可燃物・不燃物等の分別をして処理するということを定めてございます。第 16 条でございますが、一般廃棄物の処理の手数料でございます。現行通りと思っております。第 18 条では、その業務を行う者の許可等の定めを入れてございます。第 22 条では、地域の生活の環境について定めておるところでございます。そして、附則ではこの条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するということであげてございます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。

中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することにいたします。
中井議長	日程 14 議第 14 号 「吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 西島参事。
西島参事	現在平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とする第 6 期吉野町介護保険事業計画を策定しております。この期に合わせて国の介護保制度の一部改正や、それに伴う施行令一部改正もあり、吉野町介護保険条例の一部改正を行う必要があります。主な改正点といたしましては、所得状況により区分される第 1 号被保険者の保険料率の算定に関する基準が、現行の標準 6 段階から標準 9 段階に細分化されます。それに伴い、保険料の見直しを行うものであります。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。

中井議長	日程 15 議第 15 号 「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。
	（ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 山田参事。
山田参事	議第 15 号について説明申し上げます。 別添の条例改正内容の資料をご覧いただきたいと思います、新旧対照表の方でご説明を申し上げます。今回の条例変更は、報酬並びに費用弁償の変更でございます。従来報酬は、団長は年額 78,000 円だったものを今回年額 121,000 円等に改めていくということで、団員につきましては 8,000 円が 13,000 円ということでございます。そして費用弁償につきましては、従来は水火災の場合、また警戒の場合、訓練の場合ということで個別に定められておったところでございますが、今回条例改正の中では 1 回につきというかたちで費用弁償の額を定めるというふうに変更するものでございます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を総務委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案は総務委員会に付託することにいたします。
中井議長	日程 16 議第 16 号 「吉野山ふるさとセンターに係る指定管理者の指定について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

大北次長。

大北次長

議第 16 号 吉野山ふるさとセンターに係る指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

吉野山ふるさとセンターにつきましては、平成 21 年の 4 月から平成 27 年 3 月までの 6 年間を期限として、吉野山自治会に指定管理をしておりました。吉野山自治会につきましては、また引き続き 6 年間指定管理を受けたいという要望も提出されておまして、協議の結果、吉野山自治会に新たに 6 年間、指定管理として管理の方をお任せするというございます。指定管理をする上の条件につきましてはこれまでの 6 年間と同様となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中井議長

質疑を求めます。

4 番、大村議員。

大村議員

どなたでもええんですけど、2 カ所崩れてますわな、2 カ所。山田参事。あれは指定管理の場合はこっちがすんの。

中井議長

山田参事。

山田参事

従前の台風で 2 カ所崩壊しております。これにつきましては、町事業ということではなしに、県事業として治山事業で復旧していただくために今現在、県の方が国と協議中だというふうに伺っております。

だから、指定管理者とか町とかいうわけでなしに、奈良県の事業として対策事業をしていただく、

(「いつごろになんの」の声あり)

それについてはいま詳しくは、まだ県が国と協議中でございますので、わか

	らないということでございます。
大村議員	あのね、ちがいますねん。せめてテントの色だけでも変えてほしいって環境のほうにも言うてん。環境省に。あの色はうちの、自分とこやから言いにくいんだけどね、どないかしてもらわんとブルーシート半分めくれとるし、またほつといたらまた崩れますよ。ほんだらよけいお金いるだけやん。やっぱり最小限度に被害を少なくしてほしいんや。山田参事、ひとつよう事情知ってるやろさかいに、よう見て、あれでええかどうかや。センスの問題やと思うけど、ひとつお願いしますわ、指定管理の前に。地域振興参事もやな。いっぺん立会いしてみてよ。環境省だけやかましい俺の塔だけで言うねん。向こう見てみいさ言うたってん、俺。どっち目立つどよって。そういうことで、頼みますわ。 自分のことでいやらしいんけどな。
中井議長	大村議員、議第 16 号に関してはよろしいですか。 (「はい」 の声あり) また、委員会等でその点のご審議いただきたいと思います。 ほかにございませんか。 おはかりします。 本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」 の声あり) 異議なしと認めます。よって本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。
中井議長	日程 17 議第 17 号 「平成 26 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 5 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して説明を求めます。 山田参事。
山田参事	議第 17 号 平成 26 年度吉野町一般会計補正予算書第 5 号についてご説明申し

上げます。

1 ページをご覧くださいと思います。歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算額に歳入歳出それぞれ 85,624 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 5,601,186 千円とするものでございます。第 2 条繰越明許費でございます。地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費につきましては、第 2 表繰越明許費に計上いたしております。

それでは、第 7 ページの方をお開き願いたいと思います。第 7 ページが、第 2 表繰越明許費でございます。繰越明許費につきましては 13 事業で、245,739 千円をお願いするものでございます。まず、総務費の企画費のほうでは、吉野町総合戦略策定事業ということで、これにつきましては今回、国の補正事業によりまして、総合戦略を立てるための委託費用ということで 10,500 千円をお願いするところでございます。また同じく企画費で、住んで「よしの」事業につきましては 25,006 千円につきましても、同じく今回の国の補正事業によりまして、定住対策を進めるための予算ということでございます。そして、民生費社会福祉費の介護保険事業特別会計繰出金 858 千円。衛生費保健衛生費の南和広域医療再編事業に 103,751 千円。農林水産費林業費の美しい森林づくり基盤整備事業で 3,620 千円。観光商工費の住宅新築助成事業 2,000 千円。そして同じく観光商工費の吉野・天川・十津川連携観光活性化事業 3,000 千円。これにつきましても今回の国の補正によるものでございます。同じく観光商工費、外国人観光客おもてなし事業 3,200 千円。これも今回の補正によるものでございます。そして、同じく吉野の魅力発見発信事業 2,800 千円。これも今回の補正によるものです。そして同じく観光商工費、地域消費喚起・生活支援事業 24,693 千円。これも今回の補正によるものです。そして土木費道路橋梁費の町道新設改良事業に 19,000 千円。そして住宅費で町営住宅管理事業で 4,400 千円。保健体育費運動公園施設改築事業 42,911 千円に繰り越しをお願いするものでございます。それでは今回の補正につきましては、まず歳入の方からご説明させていただきます。17 ページをご覧くださいと思います。17 ページ国庫補助金で、63,235 千円をお願いするものでございます。これにつきましては、今回の補正で地域創生先行型交付金 39,373 千円。地域消費喚起・生活支援交付金 23,862 千円で

ございます。そして寄附金といたしまして 13,000 千円。これは世界遺産吉野ふるさとづくり寄附金の増 9,000 千円を見込んでおるというものでございます。それでは続きまして歳出の方でご説明申し上げたいと思います。23 ページの方でご説明申し上げたいと思います。23 ページの方を語らいたいただきたいと思います。まず、23 ページの上段でございますが、財政調整基金積立金でございますが 29,939 千円を減額するものでございます。これは今回の補正の財源に充てるための減額でございます。その他特定目的基金積立金 13,000 千円。これは、世界遺産吉野ふるさとづくり基金積立金 9,000 千円、吉野桜基金積立金 4,000 千円でございます。そして総務費のほうに移らせていただきまして、吉野町総合戦略策定事業で 10,500 千円、住んで「よしの」事業で 25,006 千円。そして続きまして、29 ページの方をご覧いただきたいと思います。29 ページの下段でございます。観光商工費でございます。吉野、天川、十津川連携観光活性化事業で 3,000 千円、外国人観光客おもてなし事業で 3,200 千円、吉野の魅力発見発信事業で 2,800 千円。そして次ページでございますが、観光商工費の報償費 4,545 千円。これにつきましては、ふるさと納税が当初 17,000 千円と見込んでおったのが、26,000 千円程度の見込みとなることから、それを報償費として補正をお願いするものでございます。そして、地域消費喚起・生活支援事業 24,693 千円でございます。これにつきましては、30 パーセントのプレミアム商品券、また 50 パーセントのプレミアム宿泊券の発行に要する経費でございます。そしてページめくっていただきまして 33 ページ上段でございます。消防施設管理事業で 1,420 千円でございます。これにつきましては、千股の火災によりまして、消防ポンプの故障が発生したことによります補正でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

中井議長

質疑を求めます。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

	異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することいたします。
中井議長	日程 18 議第 18 号「平成 26 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して説明を求めます。 西島参事。
西島参事	それでは議第 18 号平成 26 年度吉野町介護保険特別会計補正予算について説明させていただきます。 1 ページをめくっていただきたいと思います。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,715 千円を追加し歳入歳出予算の総額を 1,204,986 千円とするものでございます。最後のページ、19 ページをご覧くださいと思います。今回の補正につきましては、介護保険制度の改正に伴いまして介護保険システムの改修委託料でございます。これについては 6 ページの繰越明許費で 1,715 千円と全額繰越するものでございます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することいたします。
中井議長	日程 19 議第 19 号「平成 26 年度吉野町簡易水道事業特別会計補正予算(案)第 2 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して説明を求めます。

	表谷参事。
表谷参事	議第 19 号について説明させていただきます。吉野町簡易水道事業特別会計第 2 号でございます。 めくっていただきまして 1 ページご覧いただきたいと思います。歳入歳出をそれぞれ 12,663 千円を追加させていただきまして、総額を歳入歳出それぞれ 593,044 千円とするものでございます。一番最終ページをご覧いただきたいと思います。最終ページでは、現在、吉野山簡易水道事業をすすめておりますけれども、その給水分担金を吉野山簡易水道会計から吉野町上水道会計に支出するための補正でございます。 よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することになります。 暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。 （ 午前 11 時 26 分 休憩 ） （ 午前 11 時 31 分 再開 ）
中井議長	日程 20 議第 20 号「平成 27 年度吉野町一般会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して説明を求めます。

山田参事。

山田参事

議第 20 号について説明を申し上げます。

一般会計予算書（案）の 1 ページをお開き願いたいと思います。

第 1 条では歳入歳出予算それぞれ総額は、5,833,000 千円と定めるものでございます。そして第 2 条債務負担行為、第 3 条には地方債についてを定めてございます。そして第 4 条、一時借入金は最高限度額を 5 億円と定めるものでございます。

それでは、6 ページをご覧いただきたいと思います。6 ページ、債務負担行為でございます。地域医療センター（五條病院）改修に要する費用といたしまして、期間を平成 28 年度といたしまして、限度額 169,576 千円。また、ごみ収集委託料といたしまして、期間を平成 28 年度といたしまして、3,552 千円でございます。そして地方債につきましては、17 事業について計上させていただいておるところでございます。それでは歳入歳出の方に移らせていただくわけでございますが、歳入につきましては主なものだけ説明させていただきます。まず、地方税につきましては昨年度と比較いたしまして、1800 万円余りの減額でございます。これにつきましては、固定資産税の減額、またたばこ税の減額というものでございます。

（ 「どこ見とんの」 声あり ）

それは全体の話です。ページじゃなしに、全体の話でございます。

そして、地方譲与税につきましては、43,828 千円の増額ということでございます。また地方交付税につきましては 73,800 千円の増額ということでございます。また、使用料・手数料につきましては約 4,000 万円の減額ということでございます。それでは、一般会計予算に関する説明書を中心に、まず歳出の方を中心に説明をさせていただきます。歳出 45 ページをお願いいたします。最下段でございます。その他特定目的基金積立金として 69,381 千円を計上いたしております。そして 49 ページをご覧いただきたいと思います。上から二つ目でございますが、自治振興費として 17,054 千円を計上させていただいております。これにつきましては、最下段にふるさと応援交付金 10,000 千円と書いてございま

すが、これはふるさと納税を活用した地域振興のための経費として 1,000 千円を計上させていただいておるところでございます。そしてその次、まちづくり基本条例推進事業 975 千円。これは今回上程をさせていただいております基本条例の普及と啓発に努めるための費用ということでございます。そしてその次、町制 60 周年記念準備事業 20 千円でございます。これは、平成 28 年度に吉野町が調整 20 周年を迎えるに当たりまして、その準備ということで、費用を計上させていただいております。そしてその次、51 ページをご覧くださいと思います。最下段でございますが、臨時福祉給付金事業。これは昨年に引き続き実施されるということで 19,734 千円の計上でございます。そして 1 ページをめくっていただきまして中段でございますが、子育て世帯臨時特例給付機事業 3,778 千円でございますが、これも昨年に引き続いて今年度も実施されるということでございます。そして 1 枚めくっていただきまして中段でございます。企画総務事業 6,231 千円。これにつきましては、後期基本計画策定事業の委託料 5,500 千円計上させていただいておるものでございます。そして 1 枚めくっていただきまして 57 ページの中段からでございます。地域おこし協力隊事業、定住事業で 7,614 千円でございます。そしてその次、福祉事業で 7,614 千円。次ページに移っていただきまして、小水力事業で 3,807 千円。そして観光事業で 16,228 千円。そして農林業事業で 11,421 千円。また 1 枚めくっていただきまして、製材業事業で 4,807 千円。そして教育事業で 11,421 千円ということで、あわせて 16 名分の経費をこちらの企画費の方で計上させていただいております。この 16 名のうち 3 名につきましては、現在雇用中、いま現在任務に就いていただいておりますが、13 名については、いま現在募集を進めておるところでございます。新規については 13 名を見込んでございます。そして続きまして 65 ページをご覧くださいと思います。中段上側でございます。社会保障・税番号制度導入推進事業 47,818 千円。これにつきましては、マイナンバーが平成 27 年 10 月 1 日に交付されるわけでございますが、それらに関して要する費用というものでございます。そしてその次、最下段でございますが、CATV 運営事業でございます。これにつきましては、25,703 千円を計上させていただいております。次ページの項の 18、備品購入費 9,288 千円につきましては、議

会中継を行うための機材の購入費というところで計上させていただいております。そして続きまして、少しページを飛ばさせていただいて 81 ページをご覧くださいと思います。上段でございます。国勢調査事業。平成 27 年は国勢調査の年になっておりますので、それに伴う経費として 5,890 千円を計上させていただいております。そしてまた少しページをとばさせていただきまして、93 ページをご覧くださいと思います。民生費児童福祉費でございます。こちらの最下段に、こども園管理総務事業 53,810 千円。また次のページにつきましては、よしのこども園事業、また、わかばこども園事業ということ、また通園バス運行事業、子育て支援事業ということで、これらの事業につきまして、今回、民生費の方で見させていただくことになって、こちらの方に子育て支援関連の予算が計上されておるというところでございます。そしてまたページを飛ばしていただきまして、109 ページでございます。109 ページにつきましては中段上の方でございますが、ごみ処理事業 229,864 千円。この中には、ごみ収集運搬委託料といたしまして、63,050 千円を計上させていただいております。131 ページをご覧くださいと思います。最下段でございます。商工業振興事業、ふるさと納税報償品費 50,000 千円ということで、今回、1 億円のふるさと納税を目指しておりますので、その報償費として 50,000 千円を計上させていただいております。そしてまたページとばしまして 143 ページの方をお願いいたします。143 ページ最下段でございますが、定住促進住宅新築事業でございます。209,763 千円ということで、これは、今回、4 年間をかけて 10 戸を建設する予定でございましたが、集中と選択ということで今年度に 10 戸の建設を目指す、10 戸分の予算を計上させていただいたところでございます。そして 171 ページの方をお願いいたします。171 ページ中段下でございますが、高校総体招致事業 2,954 千円。これは平成 27 年度 8 月に吉野町で弓道競技が行われることに要する費用でございます。またその下の運動公園施設維持管理事業 33,319 千円。これにつきましては、指定管理等に伴う事業でございます。次のページをめくっていただきまして、上のほう、運動公園施設改築事業 10,000 千円でございます。これにつきましては、いま現在、錦織選手の活躍で興味や関心が注がれておりますテニスコートの改修、また子供の遊

	び場がないということで、遊具を運動公園内に設置する経費として計上させていただいたものでございます。そのあと、予算ではございませんが 176 ページをご覧くださいと思います。176 ページから給与費明細書等を付けさせていただきます。176 ページにつきましては特別職、また、177 ページにつきましては一般職の給与、またそれぞれの手当等について記載をさせていただいておるところでございます。そして 184 ページでございます。184 ページにつきましては、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて前年度までに支出した額について、ここに記載をさせていただいたところでございます。そして続きまして 185 ページにつきましては、地方債の前年度における現在残高および、前年度末また当該年度末における見込みに関する調書を付けさせていただきます。おとところでございます。 以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。
中井議長	日程 21 議第 21 号「平成 27 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して説明を求めます。 山本参事。
山本参事	議第 21 号平成 27 年度吉野町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。 1 ページをお願いいたします。第 1 条で、歳入歳出の総額は、歳入歳出それ

ぞれ 1,503,491 千円と定めるものでございます。また第2条では、一時借入金の最高額は 50,000 千円と定めております。それでは、11 ページをお願いします。歳入ですが、一般被保険者の国民健康保険税、これにつきましては1割程度の保険税の改正をお願いしておりますので、それにあたっての増額をしております。引き続き歳出でお願いします。歳出の方で 33 ページをお願いいたします。27 年度の新規事業でございます。下段の方の健康促進事業 2,622 千円を計上いたしておりますけれど、その中の一番最下段の若年者健診負担金、これは 30 代の方の健診を対象とするものでして、町で実施する集団検診、特定検査項目を無料で受けることができるものとして 239 千円を計上しております。それから、がん検診個人負担金 1,103 千円でございますけれど、これにつきましても国民健康保険被保険者の健康意識の向上のため、特定健診およびがん検診をより受診しやすい環境づくりを実施することでございます。30 歳から 74 歳までの方を対象としております。町で実施する集団検診、胃・肺・大腸がん検診を無料の対象事業としております。それにつきまして 1,103 千円を計上しております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

中井議長

質疑を求めます。

(「聞こえへんねん、一生懸命言うてはるんやろけど」 の声あり)

はい、いまの辻本議員の意見を承りまして、ここまですきます。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

暫時休憩いたします。

全員協議会へうつります。

	(午前 11 時 45 分 休憩) (午後 0 時 13 分 再開)
中井議長	日程 22 議第 22 号「平成 27 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して説明を求めます。 山本参事。
山本参事	議第 22 号平成 27 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。 1 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額はそれぞれ 146,800 千円と定めるものでございます。また、第 2 条では、一時借入金 10,000 千円と定めるものでございます。主な事業を申し上げます。歳出で、一番最後 19 ページをお開きいただきたいと思います。上段の健康診査事業のなかで、13 委託料、健康診査委託料でございますが、これにつきましては基本的な健診、個別健診、基本的な健診というかたちで実施するものでございまして、総合健診を 8 回から 10 回にしたことと、200 名から 300 名にしたことによる 2,652 千円でございます。 以上でございます。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。
中井議長	日程 23 議第 23 号「平成 27 年吉野町介護保険特別会計予算（案）について」

	を議題として上程し、議案の朗読を省略して説明を求めます。 西島参事。
西島参事	それでは、議第 23 号平成 27 年吉野町介護保険特別会計予算（案）についてご説明させていただきます。 1 枚めくっていただきまして、保険勘定の歳入歳出予算総額それぞれ 1,230,321 千円。サービス勘定の歳入歳出それぞれ 6,643 千円とするものでございます。主なものとして説明させていただきます。32 ページをお開きいただきたいと思います。ここでは、包括的支援事業として、地域ケア会議の委員報酬をあげてございます。1 ページ手前になりますけれど一時予防事業といたしまして地域サロン委託料として 2,208 千円。これは認知症の予防サロンでございます。ウォーキングにつきましてもここに上げさせていただいております。あとボランティア養成講座も一次予防であげさせていただいております。 よろしくご審議をお願いいたします。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することになります。
中井議長	日程 24 議第 24 号「平成 27 年度吉野町簡易水道事業特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して説明を求めます。 表谷参事。
表谷参事	議第 24 号について説明をさせていただきます。

	1 ページをご覧くださいと思います。平成 27 年度吉野町簡易水道事業特別会計でございます。歳入歳出それぞれ 968,628 千円とさせていただくものでございます。めくっていただきまして 3 ページで概要をご説明申し上げます。今回の予算はそれぞれの簡水と、それと吉野山簡水の整備が主なものでございます。吉野山簡水の整備負担金、それから水道使用料等をあげてございます。国庫補助金は、吉野山簡水事業に係るものでございます。歳出のほうでは衛生費で吉野山簡水事業の整備費用をあげてございます。 よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することになります。
中井議長	日程 25 議第 25 号「平成 27 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して説明を求めます。 表谷参事。
表谷参事	議第 25 号について説明をさせていただきます。 1 ページをご覧くださいと思います。平成 27 年度吉野町下水道事業特別会計予算でございます。歳入最終それぞれ 259,600 千円と定めさせていただいておるものでございます。3 ページをご覧くださいと思います。ここでは、河原屋定住促進住宅に係ります事業をあげているところでございまして、それに伴います国庫補助金で 10,000 千円。繰入金として一般会計から 159,689 千円を。そして下段のほうで支出でございますけれど、下水道事業の方で先ほど申

	しましたように、定住促進住宅の下水道事業の工事費があげられておるところでございます。 よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することにしたします。
中井議長	日程 26 議第 26 号「平成 27 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して説明を求めます。 表谷参事。
表谷参事	議第 26 号について説明させていただきます。 1 ページをご覧いただきたいと思います。平成 27 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算でございます。歳入歳出それぞれ 31,000 千円とさせていただくものでございます。3 ページをご覧いただきたいと思います。国庫補助金で 2,000 千円をあげさせていただいておりますが、この集落施設内で再生化のエネルギーについて可能かどうか研究したいと思っております。その費用をあげさせていただいております。歳出については先ほど申し上げましたように、施設内での再生化のエネルギーの導入ができないかできないかという費用をあげさせていただいております。 よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
中井議長	質疑を求めます。

	おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」 の声あり) 異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することにしたします。
中井議長	日程 27 議第 27 号「平成 27 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して説明を求めます。 表谷参事。
表谷参事	議第 27 号について説明させていただきます。 1 ページをご覧くださいと思います。平成 27 年度吉野町水道事業特別会計でございます。業務の予定量でございますけれど、給水の戸数を 2,690 戸。そして年間総給水量を 522,000 立米としております。1 日の平均給水量を 1,430 立米でございます。主なものでございますけれど、ここに書いてございますとおり河原屋地区、これは定住促進住宅でございますけれど、その工事費を 5,400 千円であげてございます。そして 3 条のほうでございますけれど、収入で 206,610 千円あげてございます。支出のほうでは 206,110 千円あげさせていただいております。4 条のほうでは収入で 10,770 千円、支出のほうは、ここでは河原屋促進住宅に係る費用と、そして飯貝の庁舎の浄化槽の補修等をあげてござまして、あわせて 19,390 千円をあげさせていただいておるところでございます。 よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませ

	んか。 (「異議なし」 の声あり) 異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することにしたします。
中井議長	日程 28 議第 28 号「平成 27 年度吉野町国民健康保険吉野病院事業特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して簡単に説明を求めます。 西島参事。
西島参事	議第 28 号についてご説明させていただきます。 めくっていただきまして 1 ページをご覧くださいと思います。年間患者数を、入院 25,200 人、外来 36,500 人。1 日当たり入院 69 人、外来 151 人と想定いたしまして、収入支出とも 1,540,500 千円でございます。めくっていただきまして資本的収入と支出でございます。収入につきましては 16,000 千円、支出につきましては 71,000 千円をあげさせていただいております。不足分につきましては、当年度分損益勘定留保資金 55,000 千円で補填するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」 の声あり) 異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することにしたします。

中井議長	日程 29 議第 29 号 「吉野運動公園総合体育館空調設備等改修工事変更契約の締結について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 大北次長。
大北次長	議第 29 号についてご説明申し上げます。 本請負契約につきましては、12 月議会で承認されたところでございますけれども、その後の現場調査等によりまして、キュービクルの受注生産に期間を要すること等、工事期間の延長をしなければならなくなりましたので、本契約変更案を提出するものでございます。 よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。 本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （ 「異議なし」の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。
中井議長	日程 30 「要望等について」請願が提出されています。 中荘区長会長 南阪本垚司氏 ほか6名より提出されております「史跡宮滝遺跡遺跡公園並びに道の駅建設に関する請願」を議題として事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 意見を求めます。

おはかりします。

本要望については、産業建設委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本要望は産業建設委員会に付託することにいたします。

それでは暫時休憩いたしまして、

(不規則発言)

昼食休憩終了後、全員協議会を終わります。再開いたします。

はい、暫時休憩、お願いします。

(午後 0時26分 休憩)

(午後 1時13分 再開)

中井議長

再開いたします。

日程31 一般質問に入ります。

1 番目、上滝義平議員より出されております

(1) 行財政改革

の一般質問をお願いいたします。

上滝議員

3 番、上滝でございます。

1 年間一般質問をしていなかったもので、きょうはちょっとだけ緊張をしております。しかし、言わなければならないことは、議員の立場上、執行部に対していろいろと質問をさせていただきます。

その質問をする前に、町長、平成27年度の施政方針がございましたけれども、

	その施政方針の中で、一番最後のほうに、施す策と書いて「せさく」と読んでましたな。それはほんまに「せさく」なんですか。もう席で結構ですよ。
北岡町長	正式には「しさく」でございます。
上滝議員	「しさく」ということで、政策やったらわかるねんけど、施す策と書いて「しさく」ということで、聞きにくいけれども、私も町長のように読んでおったことがございましたけれども、それは余計な話でございます。 では、最初に、私のほうから、先ほど議長がおっしゃったように行財政改革ということで、それぞれの参事に、あるいは町長にご質問をさせていただきます。 まず最初に、町長にお伺いいたします。 町長、実は、平成21年当時からでしたか、経常収支比率が悪かったので、そういうことで行財政改革を進めてきたと思います。そんな中、行財政改革を、今後必要な行財政改革の内容そのものについて、住民の皆さん方からアンケート調査をとったはずです。そのアンケート調査の中で、何が1番目にウエートを占めておるのかお聞きしたいと思います。2番目、3番目まで、できたら4番目まで、記憶がある範囲内で物申してもらいたいと思います。よろしく。
中井議長	町長。
北岡町長	ご指摘のとおり、平成19年度に私、引き継がさせていただきました。 たしか、90、もうかなり後半の悪い数字でございました。その後、88ぐらいまでの改善をさせていただいたかと思います。この二、三年また非常に悪くなってきた状況ということだと思います。 今、議員さんおっしゃっていただいたとおり、行財政改革で何が必要かというアンケートをとらせていただいたような記憶がございます。すみません、はっきり覚えておりませんが、まず職員の数が多いということが一番多かったのではないかという意識でございます。すみません、2番、3番、4番まで、し

	か覚えてございませんので、よろしかったら教えていただけたら。
中井議長	上滝議員。
上滝議員	今、町長は記憶に余らないと。私は、基本中の基本がこれやと。住民がおつての行政やという考え方で私なりに調べてきました。今後、必要な行財政改革の内容は、言うまでもなく、まず人件費の削減、全体の47.3%占めております。2番目には役場職員の意識改革、33.2%でございます。次に、公共事業の見直し、21.2%であります。4番目に役場職員の能力アップ、これが18.5%となっております。 そんな中で、私、1年前でしたか、人件費の削減をしっかりとしなさいと、あるいは課を減らしなさい、あるいは参事を減らしなさい、というような一般質問をたびたび行ってまいりました。そうしますと、町長から聞くところによりますと、平成27年の7月には社会教育と教育委員会と一緒にするとか、いうように前にまた戻ってきたような様子をして頑張っておられることについては敬意を表します。 そういう中で、まず、山田参事、総務参事としてお聞きしたいことがございます。 今現在、一般の行政職員と特別会計の職員の数、それを教えてほしいと同時に、課長が何人おって、参事が何人おって、あるいは課長補佐が何人おって、その参事の管理職手当は何%であるのか、大体の平均の給与額までできたら教えてもらいたいと思います。個人情報という問題もございますけれども、参事の平均の給与額プラス管理職手当、課長の給料と管理職手当、あるいは課長補佐、そして、職員の数、それから嘱託の人数、あるいはアルバイトの人数等々、調べていただいてあると思いますけれども、お答え願いたいと思います。
中井議長	山田参事。
山田参事	ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、職員数についてでございますが、職員数につきましては、先ほども予算のときに説明をさせていただきましたように、予算書の一番最後のほうのページに人数を書かせていただいておりますのでございまして、一般会計では122名の職員がおります。それ以外に、特別会計、これは上水道会計、そしてまた、簡易水道会計、そして公営企業会計、病院会計ですね、そして介護保険のほうの関係の会計で職員がおりまして、その職員数につきましては合計18名というところでございます。

そして、管理職手当の話でございますけれども、まず、管理職手当につきましては、参事は100分の13、そして、課長につきましては100分の11.5、課長補佐につきましては100分の8.5という管理職手当の率でございます。

そして、人数でございますが、一般会計で申し上げますと、参事職といいますのは、給与表の6級ということになってございまして、この予算書の180ページにございますが、一般会計では6級の参事職が9名、そして5級の課長職が17名、4級の課長補佐職が20名ということでございます。それぞれの構成比率で申し上げますと、課長補佐が20.4%、そして課長が17.3%、参事が8.2%ということになってございます。

そして、平均給与額ということでございますが、平均給与額につきましてはちょっと、予算書のほうでは示されておられませんので、詳しくはわからないというところでございますが……

（「大体でいいです」の声あり）

約、参事職で800万円、そして課長職で700万円程度年収の報酬になろうかというふうに思っております。

（「課長補佐は」の声あり）

課長補佐は、多分それより50万円か60万円ぐらい下になろうかと思えます。ただ、なつてからの昇給もございますので……

（「管理職手当を含めて」の声あり）

管理職手当も全て含めてでございます。

そして、管理職手当とかその辺の手当の合計でございますが、一般会計で申し上げますと、管理職手当の合計が2,128万7,000円ということでございます。

	もしちょっと漏れ落ちがございましたら、もう一度ご指摘いただきましたらまたお答えさせていただきます。
中井議長	上滝議員。
上滝議員	今、大体の給与額、平均額、参事なり課長なり課長補佐なりを聞きましたけれども、私なりに毎年の性質別経常経費を調べるときに、行財政改革をしてきたにもかかわらず、非常に人件費が高くなっておる。例えば、平成21年度と25年度を比較しますと、平成21年度では9億1,304万円、25年度につきましては9億7,762万9,000円と、これ差し引きしますと1,900万、約2,000万ほど増えております。その原因は何なのかということを知りたかったんで、大体のことはわかりました。 一つだけ気に入らんというよりも、性質別経常経費が昔から物件費の中に賃金が含まれておると、こんなことはほかの議員さんも認識はしておると思いますが、この物件費が総額で、25年度4億1,265万7,000円となっております。その中に8,000万円のアルバイト賃が入つとると。今でも疑問に思つとるんですけれども、何で人の賃金を物件費で充てとんのかなと、物件費に充てとるのは昔からそうやってやつとるからやと言われたらそれは終わりかもわからんけれども、私はまだいまだに理解できません。 しかし、この間から、報道を通してですけれども、高市総務大臣が企業会計並みにわかりやすく会計簿をつくりなさい、予算書なりしなさいというような話もございました。吉野町も、今のままでは旧来で、予算書見たら人件費が各課にわたってそれぞれの金額を書いてあるので、吉野町の27年度の58億8,000万の予算の歳入の中で、給与はどのくらい占めておるのかなということをちょっとわかりかねますねんけれども、担当参事として、大体の額をお示し願いたいと思います。
中井議長	山田参事。

山田参事	本年度の予算に占めます人件費の総額でございますが、人件費の総額につきましては、これは平成25年度決算になりますけれども、平成25年度決算で申し上げますと 9 億1,016万5,000円、そして、本年度の予算で申し上げますと 9 億7,650万円ということでございます。
中井議長	上滝議員。
上滝議員	今、参事のほうからお答えされましたが、私の調べた限りは25年度の決算では 9 億7,762万9,000円、21年度は 9 億1,304万円とこうなっておったわけですが、この物件費の中の賃金、アルバイト人数というのは8,000万の支払いがあるという決算ですけれども、どのぐらい日々雇用をしておられるのか、また、ついでにですけれども、吉野町内で働いておる職員のうち、町外で何%占めとるのか、町内が何%であるのか参考にお聞きしたいと思いますので、答弁をよろしく。
中井議長	山田参事。
山田参事	まず、賃金に占めるところの費用でございますが、賃金の中にも 2 つございまして、一つは嘱託職員、そしてもう一つは日々雇用の職員ということで、嘱託職員につきましては、28名の嘱託職員、それにあわせて、地域おこし協力隊 7 名分で35名分の嘱託賃金を見込んでおるところでございます。そして、日々雇用につきましては、総計で69名の職員が日々雇用でいます。ただし、69名が常に一緒に仕事をしておるということではなしに、かわりばんこ、例えば曜日をかえるとか担当をかえるとか、また、うちの課で申し上げますと選挙の期間 1 カ月だけの日々雇用とかいうのもございますので、これは延べ人数で69名の日々雇用がおるというところでございます。 そして、吉野町の職員に占める町内、町外の割合につきましては、ほぼ半々の人数だということでございます。

中井議長	上滝議員。
上滝議員	参事、よく調べていただいたわけですがけれども、私の調べでは、町内が48%、町外が52%と、こういうふうに計算されております。またもう一回精査してください。 そんな話で、吉野町の経常収支比率は、地方交付税、町税、譲与税、交付金など等々の経常経費があると思いますけれども、その収入に対して、人件費、公債費、扶助費等々がございます。今、町長がさきに申されましたように、経常収支比率の割合が97%いう、25年度決算の話をされました。それはどれほど妥当であるのか、妥当でないのかいうことを私なりに調べたら、75%から80%未満が妥当である。80%以上は弾力性を失いつつある。90%以上は財政が硬直化していると目安にされております。とりわけ、3町6村の経常経費を私なりに調べましたら、一番悪いのは下市町の98%でございます。次に吉野町が97%でございます。 そんな中で、前にはある人が、町長の給料が高いのか安いのか、あるいは、副町長の給料も高いのか安いのか、教育長の給料もどうなのか、というようなときに、人任せで報酬審議会をつくって、そして決めてもらったら、それに従いますというような声があったように聞き及んでおります。私は、できたらこのぐらい財政が硬直化しとる中で、自分たちトップ3人が身を切るぐらいの努力をしてもらいたいと思います。 私の友達、松井桜井市長も、もう既に就任してから給料を3割軽減しております。下市町も3割今しておると思います。私たちの町議会も行財政改革のときに1割削減し、人も当初16人から今現在11人、これからはもっと減らさなあかん、人口に合った町会議員でなけりゃならんというような思いの人もおられますし、いろいろとまだ決定はしてませんが、皆さんの思いは、やっぱりちょっとぐらいは削減せなあかんぞというような思いをして、今、議会でも一緒に論議をしておるつもりでございますけれども、私思うのに、この人件費にかかる費用が税収の倍とは言いませんけれども、税収よりも2億ほど多い人件費を払つとるという中で、今後どないしたらええんやろなというような思いが

	強いです。 そこで、税務課長、誰で、参事、山本参事、税収はいかほどあってどのぐらい年々減収されておるのか、人口が減ってきとったら当然減ってくるわけでごいますけれども、その経緯を教えてくださいたいと思います。
中井議長	山本参事。
山本参事	今、上滝議員からのご質問ですけれども、町民税につきましては、25年度で…… （「ちょっと声大きくして」の声あり） はい。町民税につきましては、25年度が2億7,275万円ぐらいです。法人町民税につきましては4,393万2,000円と、あと、固定資産税が3億6,695万5,000円というふうな形となっております。
中井議長	上滝議員。
上滝議員	今聞きましたら、約、足し算しましたけれども、7億ほどですね、大体。それに対して人件費が9億7,700万、いかに人件費が高いか、そんなことで人件費の削減をしてほしい。吉野町内の方々が47.3%も占めとるんですよ。もうちょっと皆さん方考えていただきたいなど。 しかし、管理職はその責任で一生懸命仕事をやっておられることは認めます。また、職員の方々も一生懸命頑張っておられます。町長や副町長の指示に基づいて、いろんな形で、仕事以外にいろんな分野をさされてかなんかと、こんなんもう役場へ来とって仕事ほかにいろいろと言われてもうかなんわと、言うてぼやく職員が若干私の耳に入っております。思いつきで町長がああやこうや言うてやっとうろとうと思いますけれども、思いつきではなしに、このしっかりとした歳出の決算を見て、自分たちはこれでええのか悪いのか、是が非かということのをきっちりと考えていただきたいと私は思います。 ちょっと水飲ませてください。

そんなことで、もうちょっと職員の数も何もかも、事業を精査していただいて、ほんまに吉野町で住んだらええな、吉野町に住んだら、介護の３級以上で在宅で本人が非課税やったら、紙おむつ、県単事業がなくなったんでやってくれとんねんな、あるいは身障者の１級、２級で在宅で本人が寝たきりで紙おむつが要る場合は、町が手当てをしていただいてとんねんな、ええこともありますけれども、ほんまに吉野町で住んでよかった町づくりは何なのか、いうことを私は聞きたいぐらいでございます。

私思うのに、やっぱり広域で、３町６村で、ごみの問題にかかわらず、ＪＡだけもうけさすようなお葬式のセレモニー会館ですか、あれ、モリカワさんが河原屋でしてくれるという予定を聞いております。しかし、聞きようによってはもう諦めてるんじゃないかという声も聞いております。であるのやったらそういう建設する場所へセレモニー会館を建てて、３町４村で、上北、下北、川上、東吉野、吉野町、１町４村で広域でセレモニー会館を建設して、雇用を促進してもうけてはどうか、あるいは、国栖小学校が、どう使っておるのか知りませんけれども、国栖小学校で、私の考え方ですけれども、イカリトンボの事業者と吉野町の職員を雇用して、そして、連携をしながら全国へおむつを販売できるようなシステムをしてはどうか。あるいは、割り箸組合が下市町だけに問屋をとられんように、割り箸組合に対し補助金を出して、組合をつくって、この吉野の箸を宣伝する、あるいは吉野の材を宣伝する。材については、昔は安価な値段ではなかったので、吉野の木は非常によいけれども高いというイメージがありました。それを何とか、そんなことではない、吉野の木を使って住んだら長生きしまんねんで、いうぐらいの宣伝をしていく必要があるのではないのかと、こう私は思います。

これ何分、まだ１分しかしゃべってへん……

（「あと５分」の声あり）

この時計間違うとんねんなほんだら。まあ、余計なことですけれども、とにかく、もうちょっと発想を考えていただいて、いろいろと勉強もしていただいて、執行部もやっていただきたい。議会の議員の方々も一生懸命勉強をしております。我々、勉強をして、吉野町で住んでよかった町づくりをしたいという

	皆さんの願いでございます。その願いに応えて言いにくいことをはっきりと言う上滝は町長と仲ようになってんな、あんたは町長寄りかというような意見もございました。しかし、町長も一生懸命思いつきでやっておられるし、私は、それはそれなりに評価もしるところもございます。しかし、一生懸命やる気を出して情熱を出して、特に政治家は批判力、判断力、決断力が乏しいとよく言われます。せめて、そんなこと言われんように、参事も課長さん方もしっかりと住民の側に立って行政を推進してもらいたいという思いであります。 また、先ほど町長施政方針の中で、河原屋の住宅ありましたな、あれ3軒建てる言うったのにいつの間にやら10軒になりましたな。そのくらい金あるんですか、また借金をするんですか。もう情けのうて私、言うたことがころころ変わるようなことでは、10軒建てて、10軒とも40歳以下の人が住んで、吉野で住んでよかった町と言われるようなことがあったら、この10軒建てて空き家になったら誰が責任とるんだと、我々議員も責任とらなきゃならない、あるいは町長、執行部も責任をとらなければならない、そういうようなことになってからやったら遅いので、一生懸命私も頑張りますけれども、議会の方々は頑張るけれども、執行部の方々もしっかりと、行政をよくする、住んでよかった町づくりに貢献をしていただくようお願いを申し上げまして、時間が来ておりますので終わります。 参事、ほかに聞きたいこといっぱいあってんけど、もう割愛します。ありがとうございます。終わります。
中井議長	ありがとうございます。 続いて、辻本茂議員より出されております (1) 『エネルギー条例設置』について (2) 『地域経済のグランドデザイン』について の一般質問をお願いいたします。
辻本議員	2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず1点目、エネルギー条例設置についてということで、新エネルギーのまち吉野町として、再生可能エネルギー等の事業を進めていく中でさまざまな課題が考えられます。条例により多くの課題と可能性の拡大につなげてはどうでしょうかという内容なのですが、先月と、それから昨年9月に環境省でありました調和型エネルギーの勉強会のほうに行かせていただく機会がありまして、9月に行ったときにはちょっと私も勉強不足で気づかなかったんですが、先月行きましたときに、例えば、静岡県、それから三重県でも木質バイオマス発電所のほうが計画が進んでいるというお話の中で、さまざまな諸課題クリアするために、実はエネルギー条例を設置したんですよというのをお聞きしまして、なるほどそういう手法があったんやなというのを不勉強ながら初めて知りまして、吉野町においても木質バイオマス発電所の計画がありましたが、さまざま、住民の方もいろいろな思いがあって、なかなか実現に至らなかったというところを踏まえて考えれば、ひょっとしたら、おくれさせながらではありますけれども、エネルギー条例というのをしっかりと考えてみるべきではないかなと。

地域によりましたら、例えば太陽光発電、これもいろんな問題あります。例えば反射、太陽光の反射が周りには影響を及ぼさないという状況で設置したけれども、実際にはそれがまた、近隣の方の日常生活の中で非常に支障を来すというようなこともあるようです。吉野町においても、まだまだ新エネルギーのまちとして取り組むべき課題の中で、新たな企業誘致もあるかもわかりません。また、実際のところは住民の方、そして企業誘致の中で、企業さんにとっても有利であったりとか、条例によって内容をしっかりと審議し、また精査し、進められる事業もあるのではないかなと、そのためには基礎となる条例設置も必要ではないかなと思います。

以前、福井町長の時代にエネルギーについてご質問した内容で、ブラジルとかで、トウモロコシとかサトウキビ、植物からエタノールですか、燃料つくと、そういう話が話題になってた時期なのですが、植物からアルコールをつくるというのは国のほうではいろいろ、産学連携じゃないですけども、大学で普通の杉やヒノキからもエタノールをつくって燃料にかえると、そういう研究をし始めたところもあるというのを以前聞いてたんですが、その後どうなった

	かは私も追求というかしていないんですが、そういったことも考えると、例えば間伐材によって、植物からエタノールをつくって燃料にかえていくような、そういう施設を誘致したりとかというのも可能性はまだまだあるんじゃないかなと思います。 そういった点においても、エネルギーをうたっている吉野町において、しっかりと内容を精査しながら条例設置すべきではないかと思います。町長、担当参事から答弁をよろしくお願いします。
中井議長	北岡町長、答弁をお願いします。
北岡町長	ご質問ありがとうございます。 エネルギー条例を設置してはいかがかというご質問かと思います。 ご存じのとおり、平成21年に吉野町地域エネルギービジョンというのを çıkせていただきました。これに基づいて、菜の花プロジェクトでありましたり天ぷら油の回収とか、いろいろさせていただきました。また、小水力の動き、そして、現在の太陽光パネルの発電所と、項目にのっとしてこんなことができるんじゃないかということをやっております。ただ、新エネルギーのまちと言ってる割には、議員さんおっしゃるとおり条例というかしつかりした方針というのは、エネルギービジョンは策定していただきましたが、その先の、これからこんな新エネルギーやっていくんだというところはきちっとつくっておりませんので、このエネルギー条例というのはなかなかいいご提案かなと思って、考えなきゃならないかなと思ひながら今ご質問聞いておりました。 太陽光パネル、パネル自身は反射しないという話は聞いておりますけれども、周りの金属はもちろん反射するわけです。そういう影響もあります。また、景観上どうかという問題もあります。それから、議員さんおっしゃった杉やヒノキから、バイオエタノールの話もございます。私も基本はそういう専門に近いところにございましたけれども、なかなか、ばらしたときの炭素、水素、そういう割合でいうとできる可能性は十分にあるんですが、なかなか研究が進んでないとも聞いておまして、そういうふうな効率の問題とか、我々のこの吉

	野町のレベルでどこまで突っ込んでやっていくかということもありますので、我々の力の及ぶ範囲内での取り組みというのを改めて考えなきゃならないかなと思っております。また、今後新しいお話がございましたら、ご指導をお願いしたいなと思います。ありがとうございました。
中井議長	担当参事、表谷参事、お願いします。
表谷参事	ただいまご提案いただきましたエネルギー条例でございますけれども、まず私たち一人一人がやっぱり省エネに取り組まなアカンというのがまず底にあるのかなと思っております。そして、今議員さんおっしゃっていただきましたように新たな部分でのエネルギーの開発というのも、可能性としてはあるかなと思ってございます。 特に、先ほどからもお話出ておりますように、太陽光、水力、バイオマスなど、地域資源をフルに生かした再生エネルギーというのをつくっていかなアカンのかなというふうに思っているところでございますけれども、要は、住民の皆さんと私たちと連携をして、協力しながら環境そのものの、環境保全の理念とか、あるいは吉野町の地域エネルギービジョン、あるいは町づくり条例の理念にも合わせながら、地域の事情、先進地もございますので、そちらもちょっと勉強させていただいて、これからしっかりとした取り組みをしていきたいと思っております。ありがとうございます。
中井議長	辻本議員。
辻本議員	お答えいただきましたが、こういった方向性をするのかというのも、やはりしっかり議論を重ねていただいて、できる限り、住民の皆さんも納得できるし、企業さんも納得できるし、そのような内容のエネルギー条例というのをつくるべきではないかなというふうに思います。ぜひ、どこの担当課でどこまで話進めるのかというところもあろうかと思うんですが、しっかりと早急に進めていただきたいと思います。

あわせて、エネルギーの話でいいますと、地産地消というような話も最近よく言われてる話です。木質バイオマス、それから太陽光、さらには小水力等、さまざまな吉野町でできるエネルギーの創出というのがあると思うんですが、風力発電は今のところはちょっと厳しいのかなというふうにも思いますけれども、そういったところも詳細なところまで、住民の方で実際に取り組んでみようという方もおられますので、そういった方々の意見も聞いていただきながら、方向性、ビジョン策定の芯になるようなものをいま一度再考していただけたらなと思います。

先日、テレビを見てましたら、これも私勉強不足やったんですけども、兵庫県の佐用町さんで太陽光発電、今でき上がったところということで、佐用町長が出てきて説明されておられましたけれども、メガソーラーですね、太陽光で。その土台、パネルを立てる土台を全部佐用町からの木材でやってらっしゃったんですよ。もちろん土台なんで、何年もつかという話でいうと20年はもちますと、20年後にまたこれだけの本数の材が佐用町内から、山から切り出される予定ですよという話、おっしゃってました。今後、ゴルフ場の跡地で進められてる話の中でどこまで進んでるのかちょっとわかりませんが、もしまだ間に合うのであれば、木材を使って太陽光のパネルの土台にするというような状況になれば、かなり立米数にしたら大きな数字になろうかと思います。ちょっとそのあたり、副町長のほうが詳しいんですかね、どのあたりまで計画進んで、そういった可能性はあるのかなのか、お答えいただいてもよろしいでしょうか。

小松副町長。

中井議長

小 松
副 町 長

ゴルフ場跡地のお話、出していただきましたのでお答えさせていただきたいと思います。

この件に関しましては、過去に委員会の中でしたか中西議員さんからもご指摘いただきまして、兵庫県の佐用町の、私どももキャッチいたしまして、そこでのホームページ等を見せていただきましたところ、土台に、辻本議員おっし

中井議長 辻本議員	やったとおり杉、ヒノキを土台に使ってるということなんで、その申し入れにつきましては、既にリニューアブル・ジャパンにお話し申し上げておまして、我々も町有林の中に立木がたくさんございますので、それを有効利用していただくような方向で、使ってもらえるのかというお話を申し上げとるんですけれども、まだ快い返事はいただいていないと、そういう段階でございます。 以上でございます。 辻本議員。 ぜひ、実現できればと思うんですが、先ほど言いました小水力発電の協議会やってはる方々も、木材を使って水車をつくれないうので、通常の水車だけではなくてらせん型の水車とか、そういったのも木材で取り組んでおられたり、吉野町においては、木材を扱ってるというまちで、もちろん製材業の方たくさんおられるんで流通というところでは、エネルギーというところと直結はどうかとは思いますが、しかしながら、いろんな利用の仕方というのは当然あるかと思しますので、可能性を拡大していくという意味においては、エネルギー条例の中にそういったことも入れていただいてもいいのかなというふうに思います。 続きまして、2点目です。 地域経済のグランドデザインについてということで、地域経済の発展の観点より、吉野町の町づくりについて伺います。 観光と林業のまち吉野町として、さまざまな取り組みをいただいておりますが、より発展的に計画と実行または検証が必要です。地域経済を考えると、住民ニーズもしっかりと把握が必要です。地域経済を盛り上げるべく、施策の計画や視点をお伺いしますという内容なんですけど、この4月から、今定例会でも出されております総合政策課というところでもこれは取り扱っていただけるのかなというふうに期待をするところなんですけど、過去にも一般質問でさせていただいたことはあるんですが、今現在の吉野町の、いわば国でいいますとGDPと言われるようなもので、町民の総生産、町内での総生産というのはどれぐ
-------------------------	--

らいあるんだろうかというのを、しっかりと数字をつかんでグランドデザインをつくっていただきたいというのがこの中身でございます。

例えば、春の吉野山に桜の観光客の方がたくさん来られますけれども、いろいろ推移ある中で、景気、不景気もある中で、どれぐらいの人が来られてて、なかなか非常につかみにくいところはあるかと思うんですけれども、お一人当たりどれぐらいの平均でお金を落としていただいているのかなとか、例えば、169号線利用される方で、どれぐらいの通行量があって、その方々が吉野町でどれだけ足をとめていただいているのかなとか、さまざま見方はあると思うんですが、まずは数字をつかんでいただいて、地域経済のグランドデザインの一端にしていいただきたいなと思います。

そのあたりで、町長並びに担当参事のほうからご答弁よろしくお願ひしたいと思います。

北岡町長。

中井議長

自席から失礼いたします。

北岡町長

議員さんおっしゃるとおりでございますして、過去に私も、選挙の公約だったかどこかで、吉野町の総生産を上げるんだという話をしましたが、現実の問題、一体幾ら総生産があるんだという話でなかなか返事が返ってまいりませんでした。そうこうしていると、県のほうの資料で、私と関係なく町村別にGDP幾らと出されて、年度ごとの変化を出されたんですが、何かとても、えっと思うような数字でありまして、その変化がとても信じられないような数字だったんで、これもちょっと信用性に欠けるなと思いながら、今おっしゃるとおりその努力は今のところしておりますので、ぜひどこか、全体を着実につかむんじゃなくて指標でいいからどこかつかむ努力というのをしないと、それをしないと目標つくれないんで、おっしゃるとおりそういう努力はさせていきたいなと思っております。

それから、産業振興に関しましては、今までも産業課があつたりとか、いろいろ課があつたりしたんですが、今度ははっきりと、今機構改革の中で、地域産

中井議長 山本参事	業振興という、名前はそのとおりになるかどうか分かりませんが、その部署をしっかりとつくって対応してまいりたいと思っております。産業振興にしましては余り上手な吉野町ではございませんので、このところ観光でありましたり、観光は桜のおもてなし、産業は木のまちということで、いろんな取り組みはしてまいりましたけれども、もう少し大きく、吉野町全体の産業の取り組みという形を、数字もきちんと捉えて目標つくってという動きをぜひやってまいりたいと思います。またどうぞご協力よろしくお願いいたします。 担当参事は、山本参事、お願いします。 今、観光はやっぱ数字というのが非常に大事かと、統計的なものが大事かと思えますけれども、なかなか統計のとり方というのが、まだまだ確立されておらないということもございますけれども、吉野山、年間、大体80万人前後がお越しになるという、あくまでもこれも推計の話ですのできちとしたことは言えませんが、そんな形で、旅館とかからいただいた数字から換算しますとそんな形になるかなというふうに思っております。 それから、消費力ですね、これにつきまして、民間の方が一度調べられたことがあるんですけども、大体奈良市で使われる半分ぐらいというふうに聞いております。ということは、1,000円足らずが消費というんですか、使われる額だというふうに聞いております。まだまだ吉野としてはいいものもたくさんありますので、その辺ではきちっとPRもしていきたいと思えますし、今後はやっぱりインバウンドということで、海外からたくさんの方が、徐々にですけれども増えてきております。2019年にはワールドカップのラグビーが東大阪でございますし、また東京オリンピックがその翌年にございますので、そういうインバウンドで来る方というのは非常に長期的な宿泊をされる方もおりますので、こういう方をしっかりとつかまえていきたいなというふうに思っております。 以上です。
-------------------------	--

中井議長	辻本議員。
辻本議員	なかなか、観光の数字というのはつかみどころが難しいところがあります。 例えば、日本全国でいうと京都の清水寺、年間7,000万人来られるとか発表されてますけれども、どうやって数えてるのかなと。実際のところは東京ディズニーランドとかU S J、そういうテーマパークというか、については入場券あるんではっきりした数字があろうかと思います。ただ、その両施設、2つの施設は、常に変化なり進化なりしている。それでリピーターも多く稼いでる。それが現状だと思います。ですので、吉野も、歴史のある中で自然もたっぷりあって、さまざまあるんですけれども、何か変化なり進化なりというのを意識するときにも、しっかりとした数字をつかみながらというのが必要かなと思います。 例えば、今、津風呂湖で私ワカサギのほうかかわってしていますけれども、昨シーズンは4カ月で約4,000人ぐらいの方が来られました。今まで冬全くゼロやったんですけれどもプラス4,000ということで、地元というか関係者の方々は、いろいろなご努力いただいて、少しずつ見えてきたなということで、今シーズンは恐らく6,000をちょっと超えるだろうなというような、今数字です。西日本ではそういう、ワカサギやっているところ珍しいんですけれども、東北のほうの文化でいいますと、津風呂湖でとほとんど同じような立地条件のところ、福島県の裏磐梯に桧原湖というところがあります。そこも11月から3月、5カ月の間でワカサギ釣りを一生懸命やってはるんですけれども、間1カ月、12月半ばから1月の半ばまでは、結氷期と言いまして湖に氷張るんで入れない時期があって、正味4カ月で7万人集めるそうです。吉野町内の資源を考えたときに、さまざま歴史的な資源をまだまだ生かせてないとか、そういったものも当然あろうかと思いますので、人口減少というようなマイナスイメージだけではなしに、ポジティブに考えれば、もっともっと取り組むべきことはあるのかなというふうに思います。 ちょっと話変わりますけれども、昨日、水道運営委員会でも非常に活発に委員の皆さんご議論いただきました。条例によりますと、昭和46年3月に7,150人の給水人口ということで、条例制定していただいております。今現在2,960

戸、世帯ということで、実際の人数は聞いておりませんが、減少しているのは減少しているということで、水道事業においては、行政で企業会計、当然利益を上げられるべき素材であるというところがあるかと思いますが。その中で、住民さんに対して、もうけたらいいという話ではなしに、還元するようなことを何か方法考えなければならないということで、昨日も水道運営委員の皆さんが一生懸命いろいろご意見いただいております。

町がやる事業ということで考えれば、例えばさくら苑、これは当然吉野町だけではありませんけれども、3町村でやっておりますが、昔は恐らくそういう特養の施設というのは吉野町にはもう来ないだろう、田舎にはそんな施設ないんじゃないかというので、平成8年からさくら苑できたと思うんですけども、現実、近隣のところ、町内にも特養施設ができてきました。さらには、今後、そういった施設、関係施設でできるやもしれません。

といいますのは、戦後間もなくから、悲惨な戦争の後、家を失って、やはり最初に家を建てたい、そのときに木材需要が高まり、その木材需要の中で吉野木材も急成長した時代があります。その後、マイホームを持った後、三種の神器じゃないですけども、冷蔵庫であり、テレビであり、自動車を持つとか、さまざまな文化的な生活というのを求めて、日本においては国民の皆さんがある意味電気製品の業界を育て、また、自動車業界を育てという状況があります。大きく見た場合に、吉野町でその時代に乗った時期はあったのかなと。例えば新庄町、今葛城市に変わりましたが、シャープの工場ができた、また天理市もそうです。町内に修理工場さんもありますけれども、自動車関連の部品工場があるかないかという、現状、大きくその産業にかかわっている方はおられない。

時代の流れですけども、今後は高齢化社会の中で、今年度予算にもどんどん膨れ上がる予算出てますとおり、医療や介護に対して、日本の経済はそこに目を向けてるところは必ずあると思います。そういった意味においても、今後、高齢社会に対応したビジネスというの、地域経済の一端を担うかもわかりません。先ほど上滝議員が全国におむつをとというような、そういう工場を誘致してはどうかと、非常にすばらしい視点だなと私は思います。ぜひそういったと

中井議長 北岡町長	ここで、今後の日本経済全体の中で、かならず大きな動きがあるであろう介護や医療や高齢化社会に対してというところで、もしイメージすることありましたら再度町長にご質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。 北岡町長。 吉野町でそういう時代に合った動きをしてきたのかと、まあまあ、一番大きなのはやっぱり昭和の初めの木材団地が築かれたのがそうじゃないかなと思っています。今後、介護なり高齢社会に合わせた動きを…… （「もうちょっとマイク調整して」の声あり） 介護に合わせた動きをしろということでございます。先日私、おじとおばが東京都内の、非常にこれは、かなり贅沢なそういう高齢者用のところに入っておられるのを見てきました。大変すばらしいところで、確かにこれは金かかっているなと思いながら見てたんですが、高齢者の方々が住まいして、ふだんから過ごせるし、中に映画館もあれば、いろんなこともある。ビリヤードがあつたりとか。こんな贅沢はできないけれども、それなりの、俗に言う、昔プラチナタウン構想という、都会の方々が来ていただいて老後をゆっくり過ごしていただける、そういうふうな状況というのはこの吉野でもつくれるのではないかというふうな感覚で考えておりまして、吉野町自身まだまだ自然にも恵まれてますし、ただ、都会の大阪にもそんなに遠くもないという、こういう場所でそういうふうなところができないかなと考えております。 ただ、そういう動きの中で、初めてそういう業界の方々とお話しすれば、また、こういう産業がありますよとか、気のぬくもりがどうのとか、こういったまた違う発展があるのかなと思っています。いろいろ研究課題はあるかと思いますが、いろんなことに取り組んでまいりたいと思っています。 辻本議員。 ありがとうございます。
中井議長	

辻本議員	そういった意味でいいますと、公共で、例えば特養があつたりとかという今現状はあるんですが、逆に言うと、もう日本で一番高いような施設を吉野町でつくってもらうとか、以前ちょっと、誘致はうまくいかなかったですけども、アマンリゾートの話もありましたように、一つのリゾート、ホテルができることによって、そのまち自体の価値が上がるというか、近隣の評価も上がるような、そういう施策もあるようです。ですので、ぜひそういったところも視野を広げて、今後、総合政策課になるんですか、地域産業振興課になるんかわかりませんが、しっかりと議論を進めていただいて、よりグランドデザインの一端となるような形をつくっていただきたいと思います。 以上で質問を終わります。
中井議長	ありがとうございました。 暫時休憩いたします。 （ 午後 2 時 7 分 休憩 ） （ 午後 2 時 1 5 分 再開 ）
中井議長	再開いたします。 一般質問、続いて、薮坂眞佐議員より出されております （１）吉野町の貧困の実態とこれからの町づくりについて （２）自主防災活動の支援のために の一般質問をお願いいたします。
薮坂議員	８番、薮坂です。 ２つの問題について質問をさせていただきます。 まず、吉野町の貧困の実態についてですけども、トマ・ピケティ氏の「21

	世紀の資本」という本が世界中で爆発的に売れているということで、本当に今の経済社会の普遍的な問題をわかりやすく解説しており、吉野町も残念ながら当てはまる事態がいっぱいあるなというふうに思っております。今まで絶対、自分ところお金がないから施設入るのはしんどいんやとか、そういう言葉をおっしゃらなかったお年寄りの方たちの生活相談の中で、本当に数多く聞くようになってしまいました。吉野町の経済格差、貧困の実態、あるいは、貧困率はどうなっているのか、実態の把握の状況と、町長さんはこの実態についてどんなふうに考えておられるのか、まずお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。
中井議長	北岡町長。
北岡町長	ご質問ありがとうございます。 吉野町の貧困の実態をどう捉えてるかということで、すみません、浅学でございまして、貧困率の計算のほう等は私よくわからないんですが、200万以下の所帯はどうかとか、いろんなデータはございますんですが、それぞれ数の把握が違うので、実態を細かくはすみません、申し上げられません。ただ、ピケティの本でございしますが、ピケティの本自身が日本とは全く合わないんだというご意見もあるようでございますし、私まだ本を読んでおりませんので、その辺のところも詳しくお答えできませんが、よろしくお願いいたします。
中井議長	薮坂議員。
薮坂議員	とても残念なお答えだったんですけれども、実際には、従来でしたら年収400万が平均的な日本国民の年収だと言われておりました。ところが、今はもう非正規雇用のご家族なんかは年収150万とか、あるいは国民年金だけでお暮らしのご夫婦の場合だったら120万に満たないとか、そういう話がいっぱいあります。吉野町でもこういうご家庭が増えてきておられます。この中で、本当に個人情報に配慮しながらですが、吉野町での普遍的な幾つかの事例を報告させていた

だきますので、どうすることが笑顔あふれる吉野町という町づくりにつながるのかをお教えいただきたいと思います。

まず、今朝の町長さんの、今年度の施政方針の中で、高齢者福祉の充実というこの文章の中では、全ての高齢者が生きがいを持って、健康でいきいきと安全して暮らせる健康長寿プロジェクトを引き続き推進というふうにおっしゃってられます。その上、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることのできるよう云々という厚生労働省の方針に基づいて、吉野町でもシステムの構築をするというふうにおっしゃってられるんです。本当にこれのとおりにいけたらすばらしいなと思ってけき聞かせていただきました。

ただ、現実是非常に厳しくて、その逆を行っています。先日来、施設やグループホームに入らざるを得ないという方がおられて、その人たちのお話を聞いて、施設にも行ってきました。そしたら、介護度が2だからまだだめ、今度4月からはもっと厳しくなりまして、介護度3以上でないと施設に入れないという状況があります。また、グループホームに入ろうとしたけれども、グループホームも作業に行く費用を徴収される。だからとても今の経済状態ではグループホームに入ることもできないということで、本当によれよれの状態になって、自分のおうちで住まいをされてる。非常に心配だから時々みんな声をかけるんだけど、その声をかけるのも、やはりそこのおうちのプライドや何やあつて難しい。そんなふうにご近所の方が言っておられました。孤独死は何としても避けたい。そのためにも地域のみんな声をかけるけれども、施設やグループホームに入るお金がないとおっしゃる方たち、あるいは、今までだったら国民年金で夫婦で何とか暮らしていたのにとおっしゃられる方が増えております。この人たちに、笑顔あふれる吉野町にするためにはどないしたらいいというふうにお考えか、まずその点をお聞かせください。よろしくお願いします。

中井議長

北岡町長。

北岡町長

安心して暮らせるためのシステムというのは、システムをつくるのは地域包

括ケアシステムの話でございまして、冒頭に、日本の年収が400万から200万に減ってきてるといような話をされました。基本的には、グローバルで活躍するような方々が多いような都会の部分と、ローカルで生活するのと違うと思うんです。ローカルでどうやって生きていくかということを我々は考えなきゃならないわけです。今、確かに年収が少なくなって施設に入れない。じゃ、その施設に入れないからどうするか、これはきちんとシステムを私どもがつくれれば望ましいですが、こんな小さなまちですので、個別のご相談が私は一番いいと思っております。個別の相談を受けてそれにどう対応していくか、その中で今度は、施設に入れない場合在宅でどうやって生きていくか、地域の方々とどういうふうにもっていくかということで、地域のサロンをもっとやっていこうとか、いろんな認知症予防やっていこうとかいう、そういう動きで何とか元気に過ごしていただきたいと。また、働ける方には、シルバー人材センター等を使ってまだまだ働いていただきたいというふうなところで、細かなことをやっていこうと思っております。

もし、その施設をつくってやっていこうということをするのであれば、サービスつき高齢者住宅というふうな形での、お年寄りが集まって住んでいただいて、その方々をお世話する方がそこに常駐か定期的に回ってくるというような、そういう形が望まれるのかなというふうな気はいたしますが、これはちょっとまだまだ研究段階でございまして、今は個別に相談に応じて、それにしっかりと対応していくと、その中でやれることを提案し、またやっていこうという、そういうところしか今のところはないかなと思っております。

中井議長

薮坂議員。

薮坂議員

おっしゃってくださったとおり、実は長寿福祉課の皆さんが本当に走り回って、この人たちが入れるところはないだろうかということをいろいろと検討してくださいました。でも、いつも壁になるのがお金の問題です。ですから、生活保護を受けざるを得ないところまで来ているんですが、今の状況を見ましたら、もう吉野町内でも生活保護を受けざるを得ないと思われるご家庭が増え

てきているのも事実です。

このあたりで、生活保護についてはまた、参事のほうから今、お答え願えますか。生活保護家庭が今どんなふうに変動なってるのか、あるいは、山や畑はあるんです。あるんですけれども、もう日常の生活が成り立たなくなっているおうちの方たちに、生活保護という支援ができるのか、その場合はもうその相続をされるご家族がいない、親戚がいない場合に、そういう財産はどうなるのか、そういう不安も抱えておられます。もしその辺、お答えいただけるんだったらよろしくお願いします。

中井議長

西島参事。

西島参事

生活保護の世帯ということなんですけれども、今のところ吉野町内は88人いらっしゃるって、率でいうと1.084%という形になります。県平均でいくと1.508、吉野福祉事務所管内では1.893ということですので、吉野町そんなに高くないという数字は今のところ出ております。

お尋ねの、財産持ってて、から生活保護は受けられるかという話なんですけれども、例えば家とか山持ってはっての固定資産持ってはると、ただそのものが売れないと、売ってお金にかえることができないという現状があると思います。その方については、今の生活できていかない、収入がほかにも入ってこないという実態が把握できるのであれば、財産持ちながらも生活保護は受けることができます。その後に、その家とか山が売れるとか畑が売れるとかいうことになってきますと、それまで受給した受給費を精算していただくという形では、生活保護が受けていただく形になります。

それと、もう一つご案内ですけれども、あと県のほうで、この4月1日より生活困窮者自立支援法というのが施行されるということでございまして、生活保護に至らない方、それまで至らない方についての相談体制とかが、県の福祉事務所のほうが充実すると。また、自立するための相談窓口を開設するという形も、制度ができ上がります。具体的には、例えば家賃程度を補助していくとかというふうなこともできるというふうには聞いております。つまり、至らな

	いけれども一時的に生活困窮になっていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、そういう方については自立の支援をしていくという制度もできるということでございます。
中井議長	薮坂議員。
薮坂議員	今のお答えを聞いて、ほっとした反面、実は吉野町はずっとかつて65世帯から70世帯の間を生活保護世帯は推移をしておりました。それから見たら、88というのは非常に増えてるのでびっくりしました。今まで、なぜ70世帯、最高るときで72世帯ぐらいだったと思うんですけれども、それはやっぱり国のあれもあるし、それから窓口のハードルが非常に高かった。車を持ってるから生活保護がもらえない。そのために車手放すことができない、どうしても奥さんの送り迎えがあんねんと言いながらも、生活保護もらえなくて困窮の中で亡くなられた高齢者もおられます。 そういう状況の中で、今、ちょっと生活保護の基準が緩くなってるのかなと思って、これはぜひ窓口に相談云々というのは行かせてもらえるようになるんだと安心したんですけれども、実際には90歳近い方で、しかも自分の持ち家に住んでる方が、家賃補助云々は関係ない。しかも、自立といっても、もう自立できるわけじゃないから、やはり地域で見るにも限度があります。 先ほど、町長さんの答弁の中にも地域サロンでとおっしゃった。地域サロンでお年寄りを、みんな、介護予防も兼ねて、孤独死出さない集まりをということで、私自身ももう、自分の地域で5年近く皆さんと一緒にいろいろやってきましたけれども、実際に地域サロンを住民に丸投げの傾向が非常に強く出てきております。だから、それではやっぱり住民の皆さんが、周りの皆さんがしんどくなって長続きしない。このあたりは、今、社協の3月のところにも案内で入ってましたけれども、地域サロンを丸投げしないほしい。必ず、やっぱり地域サロンというのは地元の住民の皆さんと、そして長寿福祉課と専門家と入ったこの3者が協力し合って、みんなで楽しい地域づくりをするべきだというふうに私は思います。そのあたりではやっぱり、サロンつくったからうまくい

	くというわけではない。そのところは十分にやっぱり肝に据えていただきたい。 それから、介護予防のための支援の不十分さということで、先ほども介護予防のためにいろいろというふうにおっしゃってくださいました。以前に、吉野町地域住民支援グループというのを立ち上げて、わずかだけれども補助金を出して、元気な、今頑張ってるお年寄りを応援したいということで町長さんがおっしゃって、それこそ思いつきだったかもわからないんですけども、それを受けてる人たちはとてもありがたく受けたのが、1団体が3万6,000円、10名以上の65歳以上がおればというこの吉野町地域住民支援グループへの財政支援であります。それを使って今どんなふうになってるのか、そのあたりの実態も伺いたいと思います。参事さんにお伺いしたらいいんですか、お願いします。
中井議長	西島参事、よろしいですか。 西島参事。
西島参事	今、1グループ3万6,000円ということで、35グループの方が行っていております。ひきこもりの防止とかいうこと、外出づくりのきっかけづくりとか地域コミュニケーションの助成とか、そういう目的でいろんな形で使っていてるのが実態という形で、35グループあります。
中井議長	薮坂議員。
薮坂議員	ほかのグループの状況とかも私も聞かせてもらうんですけども、本当に皆さんが知恵を出し合って、体操をしたり組みひもをしたり歌ったり、さまざまな取り組みをしております。これこそやっぱり本来地域サロンのあるべき姿だなと思うんですけども、今回、まとめを出しなさいという中で、経費の対象とならないもの、その中に出されてる、例えばグラウンドゴルフやゲートボール、こういう大会に出たりこういうサークルに参加して元気なお年寄りがたくさんおられるんですけども、この方たちはふだん、ほとんどお金を使わずに

	みんなで楽しもうということで知恵を絞って、健康に頑張ろうという、そういう取り組みをしてはるんですけれども、唯一の楽しみが町外やよその人たちと大会に参加することだと、大会で交流し合うことだという意見を聞いてますが、その中に、町外大会の参加費は補助金の対象、経費の対象にはならない。あるいは、そういう試合に参加しようと思ったら町外やあるいは県やらに会費を払わないとあかんけれども、そういう会費も対象にならないとか、実に細かく、経費の対象とならないものが挙げられております。 私自身はもう、それもひっくるめて年間10回以上お年寄りが元気に集まったらいいじゃないか、また、一遍にお金を使っではいけませんというふうなこともどこかにあったかと思うんですけれども、例えば、講師先生を招いたらやっぱり高いお金が要る。それも含めてサロンをもっと下支えしてあげないと、私たちのところは会費をもらってるんですけれども、やっぱり1回500円の会費では高い、しんどい、そんなふうにおっしゃる。そしたら、講師先生来てもらってみんなで歌いましょうということもなかなかできなくなります。 本当に、町長さんがおっしゃるような高齢者福祉の充実をしようとして地域が立ち上がっているところには、領収書があって不正な使用をしていないというふうにわかれば、こんなに細かく、一々規制をかける必要はまるでなくて、もっと自由闊達に動けるようなグループを増やすほうが、今38とおっしゃいましたか、それをやっぱり100以上にするような、どの地域に行ってもそういうサロンでお年寄りが集まって、ちょっとした軒先で火鉢に当たりながら元気にしゃべってはるよと、こういうところを増やすことが何よりの介護予防だし、本当に医療費を少しでも削減する元気な町づくりにつながると思うんですけれども、このあたりは参事さん、いかがですか。
中井議長	西島参事。
西島参事	この事業につきましては、介護保険の地域支援事業ということで国の補助を、国が2分の1、県4分の1というような形で、補助事業という形になっておりまして、その補助事業の制約上、そういうふうな活動の部分を制約していると

	いう形になっております。今後、おっしゃるとおり、じゃ、高齢者全般の動きをその補助事業だけでやっていくんかということも、やっぱり今後も考えていかなきゃならないと思いますので、今後、地域支援事業がまた町のほうでやっていかなきゃならないと、平成29年目指してやっていかなきゃならないということもございますので、そのご意見を踏まえまして、今後の活動のあり方等を考えていきたいと思います。
中井議長	薮坂議員。
薮坂議員	ぜひ、よろしくお願いします。 本当に町民の皆さんがあちこちで、高齢者が元気に集まってしゃべったりいろんなことしている、それこそ吉野町が目指す「福祉で町づくり」につながると思います。「福祉で町づくり」って変なキャッチコピーだなと思ったんですけども、北岡町長さんがおっしゃって実際にはそれで動き出してきている。私は「福祉の町づくり」だと思うんですけども、本当に福祉が住民の中に根づき始めてるという、この動き始めてる吉野町の動きをストップさせてはならないというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。 それから、同じように関連してですけれども、法律改正で介護度3以上の方は施設に入れなくなる。これはもう、この4月からでしたかな、ですね。実際には介護度3以上でないと入れない。じゃ、その方たちをどうサポートしていくのかというのが非常に難しい問題になってきます。特に、現在、全国で517万人と言われる認知症の患者さん、これは、一番心配なのがまだら認知と呼ばれる方たちです。この方たちは、施設に入るには介護度が全然、介護度1とか2で出てきておられる方も結構吉野町内にもおられます。地域でサポートしようと思ったら、やはりどうしてもサポーター制度を実施させるしかない。そのサポーター制度を吉野町でもしようとしてくれています、非常にこの養成講座がハードルが高いんです。誰でも、ちょっと参加しましょう、ほんなら私たちも勉強してみんなで見ますよというふうにはならない。 そしたら、ある地域の養成講座の、テレビで見ましたら、オレンジのこの

	輪っか、リングをはめてる人はサポーターですよということで、その地域に養成講座から出かけていって講師先生が、そして、お年寄りやら地域の人らが集まってる場所でいろんな勉強をする、認知症とは何かという勉強をして、それで養成講座が終わりましたらぜひ皆さん声をかけ合ってくださいという形で、養成講座に参加してくださる人数を圧倒的に、3倍化ぐらいしていたと思うんですけども、そういう形で、地域の見守り隊にもなる。そうやってやっぱり、認知症の人が安心して自分の場所で、自分の住まいで暮らせるような、そういう体制づくりを進めているところもあります。知恵を絞れば何ぼでも出てくると思うんです。 特に、地域の住民の皆さん、団塊の世代とか、あるいは介護、もう両親の介護を終えた、女性の皆さんたちが今まで社会に参加してこなかった、社会参加できなかった人たちが今、さまざまな能力を、高い能力を発揮されてます。だからぜひこういった形で、いろんなアイデアを募って、地域住民が地域を支える、そのために行政がすべき支援はこんながありますよ、この中の必要なものに手挙げてくれたら行政が出かけますよ、そういったシステムづくりというか、それをぜひしてほしいと思うんですが、町長さん、どうお考えになりますか。
中井議長	北岡町長。
北岡町長	全くおっしゃるとおりでございます。職員で認知症サポーターの講座やったりとかしておりますけれども、もっと広くやらなきゃならないということと、ちょっと違いますけれども、地域ごとに、健康を守っていこうという、かたちをつくつていこうという動きもございますので、ぜひそういうふうな動きは広めてまいりたいと思います。またお教えいただければありがたいと思います。
中井議長	薮坂議員。
薮坂議員	ぜひ、高齢者の問題に関しましてはもう、私たち団塊の世代もあつという間に高齢者、今もう既に前期高齢者ですので、ぜひスピード感のある取り組みを

進めていただきたい、5年後、10年後に実現しましたでは間に合いませんので、よろしくお願いします。

関連して貧困の問題で、子供たちへの影響です。

4月以降、高校生、専門学校生、大学生たちへの奨学金制度ということで、とても喜んでいたんですけれども、実は看護師になりたいという方からの相談がありまして、話を聞いてたら、やっぱりもう無理かもわからない。というのは、看護師さんになるための入学金が、合計、大体安いところでも100万円から120万円ぐらいかかると。今までは吉野病院なんかも、ああいう制度があるときにはいろいろ支援しますよと、病院によっては入学金から支援をしますよと、そういうところもあるんですけれども、そういう病院は奈良県下でもそんなに多くはない。だから、せっかく吉野町で住んでもらおうということで、今の奨学金制度を吉野町がつくったにもかかわらず、残念ながら看護師希望者が町外へ行かざるを得ない、その病院の奨学金を受けたらその病院に務めなければならない、寮にも入らなければならない、いろんな条件があって、非常に残念な状況ができてきています。

このあたりで、奨学金や高校入学金の問題、専門学校入学金の問題等々、まず1点目、お考えを伺わせていただきたい。

そのお答えの後に引き続いて、義務教育にかかる費用の問題についてであります。

これは、子供たちの義務教育、何とかして援助をとということで、学校給食費の無料化なんかも求めてきたんですけれども、なかなか前に行かないのが実態です。それはそれで大変だろうな、だからこれからもずっと時間かけてというふうに思ってるんですけれども、この前からいろいろ相談がありまして、初めて私も知ったんですけれども、吉野中学校の子供たちが、クラブ活動するんだけれども帰宅部の子供たちも結構いるんやという話の中で、クラブ活動もすごくお金がかかる。

特に、試合に行くときのバス代がすごいんやということで調べてもらったんですけれども、そうしたら、例えば野球部でしたら、年間の練習試合22回あって、1年生だと1年間で1万7,945円というバス代、2年生は1万9,772円、そ

れから、サッカー部はもっとたくさん出していまして、1年生で2万220円、2年生で2万220円、バレー部も、1年生で1万4,719円、2年生も同じです。それで文化体育後援会のほうも物すごく苦勞をして、お金を回してなるべく子供たちに平等にお金を出してあげて、さあ頑張るんや、試合に行くんや、頑張る中学生を応援しようということで必死で頭を悩ませてくださっています。そやけど、やっぱりこれでは、1万何がしを年間払うのがしんどいご家庭もいっぱいあります。

で、その人たちに苦勞させないように、体育文化後援会で出そうとしたら今度は会費を上げざるを得なくなる。そうすると、親御さんにかかる負担は変わらないので非常に厳しいんやと。でも、子供たちを支援したいということで皆さん必死の思いで出しておられます。お金払われへんから部活がでけへんねんというふうなことになるたらとてもつらい。だからその辺、ぜひ義務教育の中での子供たちの支援、それから、高校や専門学校の入学金の問題、町長さんの答弁を伺いたいと思います。

中井議長

北岡町長。

北岡町長

ありがとうございます。

入学金の問題等、この制度をやって見えてきたところが多々あるかと思います。まだこれから始めるところでございますので、まだまだ成長する制度であると私も思っております。いろんなご意見いただきながら、どんどん中味を変えていけたらなと思っております。せっきくの制度でございますので、使っていないと意味がないと思っております。

また、今、義務教育の中での費用の問題、確かに私も何度も給食費が無料にならないのかというふうなことを指示したりはいろいろしておりますが、なかなかうまくいきません。今回、こども園に関しまして、以前よりとにかく総額で安くなるようにというふうなことだけは動いております。

今、部活に関すること私全く、今初めてお聞きしましたので、どういうやり方があるのか現場との調整もしながら、とにかく子供の数も減っております

	し、部活のほうも種類が減ってなかなか大変だということ、そういう事情はよく知っておりますので、ぜひ、十分な活動ができますような、そういう援助を考えてまいりたいと思います。
中井議長	薮坂議員。
薮坂議員	ぜひよろしく申し上げます。これも、できれば今在学している子供たちが4月から元気に部活に参加できるような、そういう方法がとれたらありがたいなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。 それから、2つ目の自主防災活動の支援のためにということで、発言をさせていただきます。 時間がなくなってますので2点に絞ります。 1つは、2月15日の吉野町の防災学習会、もう本当にいっぱい椅子が足りなくて、たくさん後ろに並べてくださった、吉野町民の皆さんたちの自主防災活動に対する意識の高さを実感させられました。この中で、本当にここまで住民意識が高まってんねんけど、行政の取り組みとのギャップってすごいなと思うことが幾つもありました。 その中の一つが、自主防災の避難のためのマップづくりに対するガイドラインが県から出されていると。それが、新聞報道あったんですけども、なかなか吉野町でそれを、じゃ、自主防災の組織にこんながありますよという提案とかそういうのがありません。実際にはやっぱり、何回も動いて、それで初めて自主防災の活動が成功している、自分たちの身についていくものだと思うんです。ですから、こういうたくさん学んだことをどうやって住民の皆さんに返していくのか、行政はどうやって、いざという大きな災害のときに1週間生き延びるための、そういう取り組みに頑張ることができるのか、そのあたりをまず伺いたい。 もう一つは、停電だとI P電話が使えなくなる。そして、集落が孤立するという、I P電話のおうちがかなりたくさんあると思うんですけども吉野町は。N T Tのほうが少ないぐらい、もう、少ないというか非常に少ないと思うんで

	すけれども、このあたりも含めて、早期避難のための情報提供や、大規模避難のシミュレーションなどいろいろあろうかと思います。自主防災活動のこういう実態に対して、どんなふうに取り組んでくださるのか、その点伺いたいと思います。
中井議長	町長で答弁はよろしいですか。
薮坂議員	はい、どたなでもいいです。
中井議長	北岡町長。
北岡町長	先般来からの後援会等の学びをどう生かすかという話と、避難所の話がまず1点かと思います。 この3年間、自主防災組織に対しまして備品等の補助をしております、27年度からはそれを少しちょっと変化させまして、防災訓練や研修会の支援に重点を置きたいなということで、とにかく具体的に動いていただかないと、目に見えてないところがございます。そういうところからの積み重ねで、よりよい防災の計画がつくられることかと思っております。 避難所の見直しにつきましては、現在の地域防災計画では59カ所していますが、改定しています防災計画では、土砂災害、洪水、地震等を対象とする現象の種類ごとに避難所を指定することとなっております、これも訓練を繰り返しながら想定しながら決めていかなきゃならないなと思って、より具体的にしていきたいと思っております。 現実の問題の、2点目の停電の問題でございます。停電のときに電話をどうするかということで、確かにおっしゃるとおりIP電話は使えませんので、そのところは非常に大きな課題かと思っております。大きな話では、FM放送とかできないとか、無線がどうかということがございますけれども、今具体的にどうということは上がっておりませんので、その辺のところはもし、考えがありましたら参事のほうからお伝えしたいと思っております。

	（「議長、町長がしまいगत聞こえへん。もうちょっとマイク近づけてよ」の声あり）
中井議長	もう少し発言を大きくしてください。 山田参事。
山田参事	ただいまの町長答弁につけ加えまして、もう少し詳しくご説明をさせていただきます。 まず、3年間実施いたしました自主防への補助、それは備品購入とかそういうところに限っておったわけですが、27年度からはソフト面ということで、地域の防災マップ、また、地区の防災マニュアルの作成等にも使っただけのような形の補助金の交付というものを平成27年度から行っていきたいというふうに考えておるところでございます。 また、もう1点、IP電話、停電時のIP電話が使えないとか、その辺の情報伝達、情報の伝え方をどうするのかということのご質問でございますが、それにつきましては、今町長が申し上げましたように、FMとか、例えば防災無線とか、いろいろとその方法があらうかと思います。そのことにつきましては、平成27年度におきまして、調査の予算を120万円程度計上させていただいておるところでございます。これにつきましては、防災無線がいいのか、それともFMを使ったほうがいいのかとか、そういういろんな方面でちょっと研究をしたいというふうに考えておるところでございます。
中井議長	薮坂議員。
薮坂議員	では、いつ来るかわからないと言われてる本当に危険な状態ですので、これもよろしく願いいたします。 とにもかくにも、避難所の指定、それからレッドゾーンの指定と公開、何もかもが後へ後へと送られてきてる状況ですので、ぜひ皆さんが安心して住めるような、そういう努力をしていただきたいと思います。でないと、安心・安全

	の町づくりというのは本当に絵に描いた餅になってしまうかと思います。 以上です。
中井議長	続いて、大村陽議員より出されております (1) 町の水道事業について (2) 町財政について の一般質問をお願いします。
大村議員	4番、大村です。 まず、財政のほうから、どっちからいっても一緒なんですけれども、南和病院、南和医療センター、あれ、昔、今、辻本議員に聞いとったんですが、あり方委員会というのがあって、吉野病院の経営についていろいろあったわけですね。それから、これ次にされたのはいつですの。県の指導のもとですか。県が指導して、南和医療、発議したのは。
中井議長	西島参事。
西島参事	私が病院局長のときのあり方委員会をやらせていただいて、その中で大淀病院との協議が始まり、その大淀病院の協議が始まって、そこに県の方、県立の五條病院も賛同していただいた時期が平成20年、21年とかそういう時期やったと思いますけれども、ありました。その後、南和の医療の協議会が設立され、それから組合ができていったという形になります。だから、検討会は最初、この県も入っていただいて、平成21年11月ぐらいから始まり、準備会が平成22年6月から入り、それから、協議会の設立が平成22年7月に開催されました。それで組合が設立されて、平成24年、五條市も入っていただいて、吉野郡も入って協議会ができ上がって、その後の組合設立が平成24年1月31日という運びになり、南和の医療は南和で守るというもとで、皆さんで地域の医療を考えようという体制ができ上がったと思っております。

大村議員	そのときは県から来てはってんやろう。違うの。どうぞ。
中井議長	西島参事。
西島参事	県のほうから人を出していただいたのが、協議会ができ上がった平成22年7月から県の職員も出していただいて、そこに事務局長で入っていただいたという形になります。
大村議員	それは指導してんねやろう、県が。違うの。正直な話。
中井議長	大村議員、挙手にてお願いします。
大村議員	はい。
中井議長	西島参事。
西島参事	県の指導もしていただきながら県のお金も出していただけるという確約のもとに、皆さんの力でやっている。だから、県だけじゃなくて、各吉野郡の町村もお金を出してやって守っていきますよという体制ができたということになります。
中井議長	大村議員。
大村議員	これ、当時は130億の計画、これ年代がわからんねんけれどもいつごろですの。130億というのは。
中井議長	西島参事。

西島参事	ちょっとそこの資料がないんですけれども、これ協議会が設立された最初のときに基本計画ができ上がったときに130億だと思います。この130億につきましても、大体の全国的な事例を見て、言うたら1床当たり幾らやとかそういう形での計算だと思っております。だから、実際にちゃんと積み上げ式に積算したものでいう数値ではなくて、全国の実例とか、それから1床当たり何ぼやとか、平米当たり何ぼやとか、そういう形での試算だと思います、130億の時代は。
中井議長	大村議員。
大村議員	そしてから、平成24年1月に変更で158億、約160億。それでから変更で、また196億円。1回運営会議、平成25年10月。これでよろしいな。 （「はい」の声あり） それで、この増えた原因をアバウトでよろしいよってに、ちょっと言うてくれますか。
中井議長	西島参事。
西島参事	当初130億がそういう状況で積算し、それから158億が平成24年1月ですけれども、この時分になりますと大体の基本計画ができ上がってきましたので、その基本計画に基づいての158億となります。平成25年10月に196億という数字を出させていただいたんですけれども、このときには五條病院の改修が約10億ぐらいかかるとか、五條病院のほうが多かった。それから、あと医療機器の問題とか本体工事、造成工事の分が増えたとか、人件費が増えた部分、今、人件費が高騰しておりますのでその分が入って196億と、大ざっぱですけれどもそういう形になります。
中井議長	大村議員。

大村議員	195億でも結構なんですけれども、これマンパワーは確保できるのか。この前、俺、担保とってあるかと言うたけれども。
中井議長	西島参事。
西島参事	これマンパワーというのは、医者確保……
大村議員	医者と看護師さん。
西島参事	看護師ですね。 それで、医者につきましては、奈良医大の協力のもとに医師派遣の確約をいただいておりますという形を聞いております。それについても、大体どんな医者がかかるかとか、そういう部分を徐々に確定しているというふうに聞いております。 看護師につきましては、今のところ五條病院を一旦、平成28年5月、7月ぐらいになるかわかりませんが、その時点で約1年間閉鎖するということがございますので、そのときには五條病院の看護師はいらないという形になりますから、そのときには看護師が余るといった状況になります。その後、また募集をかけていくのか、県内の施設から看護師を集めるのかという話ですけれども、今のところ看護師は足りているという状況にはなっております。
中井議長	大村議員。
大村議員	希望的観測はあかんねんで。聞いておりますじゃあかんねん。これ、病院なんていうものは、お医者さんとか看護師さんがおらな何にもならへん。これからの時代はますます人が大切やねん。その点よく考えてくれとんのかなと思うねん。 それと、これに関して、195億のうち吉野町は何ぼ想定しとんねん、金額的に。いつごろ。

中井議長	西島参事。
西島参事	吉野町の負担分ということでございましょうか。 吉野町の負担分という形につきましては、イニシャルコストで割りますと約5億6,300万。これいろんな過疎債等々一般財源分、過疎債とか全部引いて一般財源分で負担する分という考え方になります。これ30年間の償還とか割ってくると、年間でいきますとイニシャルコストにつきましては1,880万の負担になってくるという形になります。
中井議長	大村議員。
大村議員	町長、すみません。これ近隣の経常収支比率、吉野町は2番目ですわ、悪いほうから。ワースト。2番目でほとんどが悪いねん、これ。こんなんでも果たしてこの病院に参加してお金出せるやろかということをやまず。
中井議長	北岡町長。
北岡町長	まず一番に考えなければならないのは、住民さんの生命の安全でございます。南和の医療は南和で守るというところ、また救急病院としての確立をしなきゃならないというところから始まっておりまして、そこからどれだけ負担できるのかという計算のもと、過疎債を使い、県からも金を出し、これぐらいならやっていけるだろうということで、近隣も負担できるというふうに思っております。
中井議長	大村議員。
大村議員	町長、吉野町の人はやっぱ吉野病院でと言うとんねん。それで、僕は2階が確保できたと。これで喜んだるわけですよ。せやけど、できるだけこのマン

	パワーの担保をとっとかないと、来るや来えへんやわからへんというような話では、お金は出すわ、建物はできるわ、中は人はおれへんわというようなことでは何の意味もないわけ。その辺のところはやっぱり確かに、さっき言ったように希望的観測やなくして、きっちり来てくれんねんということの確約をとってくれんと大変困るわけや。それでマンパワーも皆、車を運転せなあそこへは行けんわ。はっきり言ってどこから来るのか知らんけれども。そういうことの確約だけはひとつとっていただきたいと、こう思います。
中井議長	北岡町長。
北岡町長	先ほど参事のほうからはっきり申しませんでした、知事の答弁では、知事は今、奈良医大の改修なり改革を考えておられまして、そちらに出すお金とのバーターのような話をされておりまして、非常に強く奈良医大には要請しているということで間違いないというふうな発言をされておられます。
中井議長	大村議員。
大村議員	その点、町長、ぜひとも頼みますわ。そうやないとこんなもの建てて、応分の負担やって、お医者さんも余らないということになったら大変なことが起こると思いますねん、財政的に。その点、よろしくお願いします。 それで、次に、2番目の水道事業について。 これ、まず、きのう水道委員会があったんですけれども、ちょっと検査しますねん、今度。漏水検査。それに、これももちろん外注です。運動公園、この前、一昨年あったやつ、約5,000万円以上のやつ、外注。それも外注というのは、吉野郡やら吉野町以外ですよ。橿原から向こう、皆。それでから、今度のやつかって、吉野山のやつかって、これ4億何ぼのやつは外注。全部外注で、橿原から向こう、日立やから。何でこんなん、できるだけ地元のやつを。もし、なかったら育てなあかんやろう。全部向こうへお金を持っていったら吉野町で集めたやつみんな持っていくことになるやん。ほんだら、総務参事も誰かに

	聞いたら、表谷君に聞いたら、下請でできるだけようよう使うたってくれと言うとるというて聞いてますねん。ところが、いいところだけ向こうに取られて、そのきつい下見積もり、下請。これは地元で異様にきつかったら、地元の土建屋さんもありたたんぎりぎりのところをいかなあかんと思うねん。つまり高度なやつは向こうに行ってしまうねん、表谷参事。それで、労働力の物すごい要るやつ、つまりコンクリートを練ったり、家を建てたりするのには、付加価値の低い産業しかできへん。それはいかにも地元。こんなことでは、そんなん地元の業者も潤せへんよ。ほんで、僕が最初に言うたように分離発注を何でしたってくれへんのかということを主張しておったんや。建物や下のコンクリートぐらい地元でできるやろう。それで、機械だけ置いてもうたらええねや。違うの。僕はいつもそうやったってほしいなと思うわ、せっかくやんねやったら。その点どうですか、誰か答弁してください。まず、町長から。
中井議長	北岡町長。
北岡町長	町で地元に出せる事業は、ほとんど全て地元が発注しておるつもりでございます。今回ご指摘いただきましたのは漏水の検査、あるいは浄水場の建設、体育館の空調という非常に専門性の高いところで、地元業者でできるかどうかという検討をさせていただいて発注させていただいたというところでございます。 浄水場の分離発注でございますが、これは、私は前回、柳でするときに、その前にしたところで分離発注して余りうまくいかなかったというふうな報告を聞いておりまして、それで建築もできる技術もあるというところに出させていただいて、非常に安価でやっていただけたというふうなところから、今回もそうさせていただいたということでございます。
中井議長	大村議員。
大村議員	町長は安価やと言うとるけれども、決して安価と違う。安価じゃないよ。町

	長はどんな計算してんの。安価じゃないよ。設計段階そのまま高いから。72%や、安価やと思うてるやろう。違う、違う。どうぞ、誰かと、表谷君。
中井議長	表谷参事。
表谷参事	水道工事そのもの、積算のお話を見ていただいておりますので、その件についてお答えをさせていただきますけれども、この工事につきましては、当然、国の補助金をいただいておりますということは、議員さんご承知のとおりだと思います。その補助金をいただくには、それぞれの省庁が出した歩掛かりとか単価というのがあるということも、この間説明させていただいたところでございます。その積算によりまして工事費を出しております、それを曲がったような形で積算をしますと国庫補助を得られないという最悪の条件になります。そういうことにならないように、国が出しているその積算必携がございしますが、それに合うように積算をさせていただきます。決してそれが高いか安いかわけではなくて、国が定めた積算方法によって積算をしております。
中井議長	大村議員。
大村議員	積算方法はどこでしたん。
中井議長	表谷参事。
表谷参事	積算はコンサルタントでございしますが、コンサルが採用しておりますのは、全国簡易水道協議会が発行しております「簡易水道実務必携」というのがございます。それ26年度版でございします。それを受けて、その後、国庫補助の歩掛かり、その中に載っておりますので、その歩掛かりを採用しております。 単価につきましてでございしますが、水道専門メーカー3社による見積もりをまずとっております。それから建設物価、これ26年9月号を採用させていただいて、これも国からこれを使いなさいという指示がございしますので、それを採

	用させていただいております。それから労務単価、それから管の資材単価でございすけれども、それも26年9月号の積算資料あるいは建設物価を採用させていただいて、コンサルのほうでそれに基づいて積算をしたものでございます。
中井議長	大村議員。
大村議員	その水道協会、そなん前に下水道協会というのができてん、知っとるやろ。下水道の促進協議会や、吉岡君。それやとった吉野山で途中でとまりや、こんな協会なくなったわ、もう。そこの責任とれへんやん、この。吉岡君、どうですか。何か促進協会とかつくって、やとって途中まできて、もうやめや。
中井議長	表谷参事。
表谷参事	簡易水道とか上水道の設計とかそういう分に係りまして、これからも改修していかなあきませんので、その協会そのものがなくなってしまうとかそういうことは、私は想定しておりませんし、厚労省のほうで決められたその協会のほうで積算歩掛かり等出しておりますので、それを曲げることはならない、できないというふうに私は思っております。
中井議長	大村議員。
大村議員	国、国言うけれども、国違うで。外郭団体やぞ、協会というのは。
中井議長	吉岡参事。
吉岡参事	私が担当させていただいたときもダブっておりますので、ちょっとお答えさせていただくんですが、今、大村議員さんがおっしゃっていただいたのは、下水道の積算について県でつくられた団体がございました。そこに対して吉野町が委託をしたという事実がありまして、それが県の考え方で解散されたと。そ

	れを今、大村議員さんがおっしゃっていただいたと思うんですが、それと先ほど表谷参事がお答えさせていただいたその簡易水道の協会とは全く別のもののでございますので、同じ土俵に乗せて話しするものではないと私は思います。
中井議長	大村議員。
大村議員	ほんだら何で国交省なりやで、経済産業省なり、厚労省に何でせえへんの。思えへんか。責任とれへんやん、その所在が。せやろう。はっきりしとんの。もし、あかんなんたら、責任は誰がとるの。
中井議長	答えられる範囲で適切に答えてください。 表谷参事。 （「確かなことといういてや」の声あり）
表谷参事	簡易水道、上水道を担当していただいておりますのは厚労省でございますので、厚労省が求めている、指示している単価、歩掛かりに基づいて積算をしておりますので、例えばそれが議員さんがおっしゃるように、国土交通省とかそういうところではないと。ここの歩掛かりで使わせていただいているということでご理解いただきたいと思います。
中井議長	大村議員。
大村議員	できるだけは理解したいねん。ところがね、こんなんやめたらしまいやねん。誰も責任とれへんねん、上のほうは。県も国も。信頼しとれへんねん、俺は。国家や何は信頼できへんねん、最近、特に。その点は今後、表谷参事、よくやっぱり研究してもうて、できるなら地元の土建屋さんとか、電気機械、器具とか、参事、勉強でもしてもうて、あんな二、三回講習受けたらできんねん。俺も行ってきてんや、省エネのときに。それをやって、やっぱりできるだけのこと、1,000万円ぐらいやったらやで、地元が発注できるように、全部土建屋さ

んも管工事も含まれとるやん、電気も。それなら、こないしてアドバイスもしてあげて、やっぱりできるようにして、地元を育てたらなあかんわ。地元で集めたやつを向こうへ持っていったんではあかんやん。違うか。やっぱり地元へ金がおりてもうて、そこで金を使うてもうたら、また地元を潤すやん。俺、昔から言うとるやろう。その点どうぞ、何かご意見あったら。

中井議長

山田参事。

山田参事

すみません。私のほうから若干説明をさせていただきます。

まず、発注の形態についてのご質問でございますが、基本的には建設業法に基づく発注をしておるということでございます。今、ご指摘のありました体育館の空調設備、また今、簡易水道の浄水設備ということでございますが、まず、体育館の空調設備でいいますと、建設業法でいうところの管工事の許可を持っていないとだめだと。そして、工事請負金額が2,500万円以上になりますので、特定建設業の許可を持っていないとだめだと。この許可につきましては、一般建設業の許可と特定建設業の許可というのがございまして、特定建設業の許可を持っていないと下請発注ができないということになってございますので、もう今回は特定建設業の許可を持っておる業者が町内にいなかったということで、町外の業者への発注になったということでございます。これにつきましても、発注当時には建築工事として発注すれば町内業者で発注できるんじゃないかということも考えて、いろいろと検討して、県とかの関係機関にも相談をさせていただいたわけでございますが、設備自身、空調設備がメインの工事ですので、これは管工事で発注する必要があると、管工事以外での発注はおかしいということを県のほうから申し渡されましたので、仕方なく管工事の特定建設業の許可を持っております県内業者で入札をさせていただいたということでございます。

そして、水道の浄水場の工事でございますが、水道の浄水場の工事は、水道という名の特定建設業の許可を持っておる必要がございます。これも金額が大きかったので、特定建設業の許可が必要になったということでございます。

	議員さんがおっしゃるように、例えば躯体のコンクリート部分と設備部分を別途発注してはどうかというお話もございますが、まず別途発注をしますと、その現場管理が物すごく複雑になって困難になるというのが一点ございます。また、手戻り工事が発生するおそれもございますし、また、でき上がった後に、じゃ、その施設としての責任をどの業者さんが持たれるのかという部分についても曖昧になるというようなことがございますので、できるだけ吉野町の町内の業者を使える部分で使っていただいて、そして、事業を進めていただきたいという形での今回、水道事業の特定建設業の許可を持った業者への発注ということになったわけでございます。
中井議長	大村議員。
大村議員	山田参事、人の特定何とかというの難しいの。どういうこと。名前だけ違うの。
中井議長	山田参事。
山田参事	特定建設業と一般建設業という許可が2つ種類がございまして、特定建設業というのは、許可をとろうと思えば、技術者が何人以上とか、そういう国とか、特定建設業の県知事許可と大臣許可があるわけで、県知事許可については県内でしか通用しない。そして、大臣許可については日本全国どこでも通用するという許可でございますが、それらを得るためには、技術者の数だったりとか、いろんなハードルというのがございまして、それをクリアさえしていただければ、特定建設業の許可をとっていただくことは不可能ではございません。ただし、それをとっていただくということになりますと、その会社を維持していくためにかなりの経費もかかってくるということになりますので、吉野町内の業者であれば、例えば普通の土木建設業については、特定建設業の許可を持たれておる方は5社ほどございますが、管工事とか、例えば今の水道工事とか、その辺について特定建設業の許可を持たれておる事業者の方はいらっしゃいません。そして、またそれに通じる資格を持っておる職員を抱えておる事業者もな

	いということでございます。
大村議員	参事もできるだけ地元と思ってはると思うねんけど、極力、まあな。時間あるか。
中井議長	あと5分です。
大村議員	それで、できるだけ地元でできるやつは、もうそんな後メンテナンスとかそんなこと言わんとしたったってもうてよ。せやないと仕事はないわやぞ。だんだん枯れていってますます。俺は業者を逆に育てていったらいいと思うねん、そういうものの、表谷君。えろうあんな、この間、水道のやつなんかえろう難しなと思うで、機械さえあったら。ほんで、そんなんでもできるだけ地元の電気屋さんや何か知らんけれども考えたってもうてやってもらわんと、こっちで集めた水道代を向こうへ全部大方行くようなことはつまらんやん。日立造船やからいって、日立製作所か。そういうことのないようにひとつやっていっていただければと思います。 それで、もうそれは余りしつこく言いませんが、最後に、その水道、吉野の簡水のこと言うてますねんけど、私、24歳から西澤議員のおやっさんらと一緒に吉野山の簡水をやっと思ったんですが、財産区の。このとき、非常に悩んだのは、小川さん課長やって、吉野山、こんなところでこっちちょっと流れる、こっちに流れまんねんな、左曽側へ。ほんなら、そのときに俺らが議論になったんは、こんなんここでこっちに流したらええのと言うたら、こっちは丹治側。そして、こっちは左曽側、今度のやつは全部左曽側に行くわけですわ、1カ所やったら。ほんで、小川さんは、大村さん、こんなん2カ所にしとかなあかんと、こっちのやつが全部こっちにな逆線というか、全部流れるといつときに。ざっと1トンか1トン半ぐらいいくやろう。大きいやつやったらもっといくわ。それは汚い、今でも汚いねん。我々商売しとって申しわけないなと思うとんねんけれども、そんなことよりこっちは温泉谷にはいかん、こっちは吉岡君、知っとるやろう。気がついとれへんか。福田屋敷からあそこの前を通っていと

	るやろう。丹治側へ。小川さんとの上のほうへ。それでずっと昔から悩んできとる。こっちこう行つとんねん。それが今度、左曾側へ全部行くことになる。この点ひとつよく考えて、折衝も何もしていただかんと元も子もないようになる心配を僕はしておるわけです。ちょっとこの辺よろしく。左曾の人にも了解をいただいてお願いしたいと思います。 以上、水道のことで答弁は要りませんが、せんだっての総務委員会に町長以下三役全部おられんだと。藪坂委員長のときに。これはどういうことですか。総務委員会したやん。
中井議長	藪坂委員。
藪坂議員	何度もご説明申し上げましたとおりです。 総務委員会で議会改革の内容そのものを論じるのであれば、もちろん執行側にも来ていただかなければなりません。ただ、3月議会以降、新しい総務委員会で何から論議をしていくかという項目を拾い出す会議でありました。ですから、執行部側にはお越しいただかない。そして、議会の中で、皆さんでたたき台をつくっていただくということで、皆さんの意見を出していただいて、それを全部項目を拾い出して、新しい総務委員長にも渡してあります。ですから、論議の場ではなく、残念でしたけれども時間もなかったので、項目を拾い出しただけという会議であります。 以上です。
大村議員	藪坂先生の言う当時の日の言うとしたことと違うたやんか。自分ら残念や言うとしたやん。みんな俺ら議員ばかりおるところで。議長もおれへんだけど。今の総務委員会やったら全部出とるやん。総務委員会と違うたん、あれ。何か本音の議論とか何か言うとしたけど。それはもう回答よろしいわ。 それで、各役場、病院、水道、これ今後4月から電気代が上がりますわな。事業所やら全部。何%か知らんよ、今。大阪市なんか交渉しておるけど。できたら、関電とほかの電力会社、交渉できます、今は。既にもう。それで、交渉

	して安いほうとったらええ。何か何%ぐらい、新しいところが得やと言うて、どこかの自治体が。そういうことも交渉可能なんですから、ぜひともやっていただきたいと思います。来年になったら、来年か再来年にもう発送電分離になりますから、それでどこの、何社かあるねん、日本で今。もう自治体で使うところあります。その点、よろしくお願いします。 それと、最後に……
中井議長	大村議員、一応時間が来ていますので。よろしいですか。質問時間が。
大村議員	ちょっと最後に回答よろしいよってに。 山本参事が言うたように、全体に僕は、貯木の材木の使い方を今いいように考えてますねんけれども、吉野材を使うのは大工さんが非常に減っています。ほんで、どの製材所、中井議長見ても、いっぱい積んである。ということは、何かの方式で僕は使われへんかなと思ってますねんけれどもけれども、ひとつそういう研究もされたほうがいいと思いますので、よろしくお願いしますと思います。 以上です。
中井議長	ありがとうございます。
大村議員	ありがとうございました。
中井議長	続いて、野木康司議員より出されております (1) 災害における対応力について (2) 吉野町創生に向けて の一般質問をお願いいたします。 野木議員。

5 番、野木です。

一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。

まず、災害における対応力についてということで質問をいたします。

阪神・淡路大震災から20年、東日本大震災から4年がたちました。この2つの大きな震災から私たちは多くのことを学びました。被害を最小限に抑えるためには自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、連携することがいかに大切であるかということを改めて思い知らされました。近い将来起こるとされる南海トラフ地震、今後30年間に起こる確率は60%から70%、マグニチュード9.1、奈良県の震度は6強とこのように言われております。地震・津波・台風は、来なくすることはできません。私たちにできることは、被害を少なくする努力をすることです。今、わかっていないことは、いつどこにどんな災害が起こるかであって、わかっていることは、災害は必ず起こるということです。

吉野町においても各地域に自主防災組織を立ち上げ、吉野町地域防災計画のもとに組織の形はできましたが、それぞれの地域における自然条件、地理的条件、居住条件、また過去に起こった災害の規模と被害状況などにより、地域間に防災に対する意識、また取り組みにかなりの温度差があると私は感じております。一方では、消火器による初期消火講習、起震車による揺れの体験など、また一方では地区全員の住民が参加しての避難ルートの選定・確認から、炊き出し訓練や避難訓練といったように、活動の内容にも違いが見受けられます。

いずれにせよ、することには大きな意義があるとは思いますが、各地区住民の皆さんの災害に対する意識の違いが自主防災への取り組み方の違いとなってあらわれているように、私は感じております。組織、計画をつくるのも非常に大事なことはありますけれども、意識の高揚と自主的な訓練が伴わなければ、いざというときに判断を誤り、被害を最小限に抑えることができないと思います。行政の取り組みの一つであります地域担当職員制度を活用したり、また、消防団員の皆さんにも協力を得て、必ず起こる災害に備えて、被害を少しでも少なくしようという住民の皆さんの意識を高めること、そして、災害に対する対応力を高めること、それをするのが自助・共助につながっていくと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

中井議長	北岡町長。
北岡町長	ご質問ありがとうございます。 災害における対応力、住民の意識の高揚をどうするかということだというふうに捉えました。 ずっといろんな取り組みをさせていただいております。先日行われました防災講演会、これも平成23年度から毎年やっております。また、自主防災組織をつくっていただき、また訓練、研修会の活動への支援をしております。災害時の対応マニュアルを全戸配布、パンフレットを全戸配布、また、この3年間は自主防災組織に対しまして、防災備蓄品の購入対策補助をまいりました。それから自主防災組織もその温度差を考えまして、横の連携を考えていただく、あるいは横で情報を共有していただくことを含めて、横断的な組織をつくっていただくということで区長会の方々にお願いをしております。この27年度からの3年間は、その訓練に対する、あるいはソフト部分に関して支援をしようということございまして、そういうことの繰り返しで意識を高揚していただくということしか、地道な努力しかないのかなと思っておるところでございます。
中井議長	野木議員。
野木議員	今、町長の答弁にありましたけれども、非常にいろいろと考慮、配慮いただいております取り組みをされていることは、私も非常に認めております。ただ、もう一つ、一歩手前へ下がって、住民の皆さんが個々にその災害に対する、いわゆる初歩的な知識であったり、災害を正しく理解し、家庭でそれぞれ何を備えておけばいいのかといった、そういう本当に初歩的な避難とか、その手前、災害が起これば、地震が起こればまず身構えて、とりあえずは地震がおさまるのを恐らく僕は待つと思うんです。ですから、その次に避難であったり、いろいろな行動がついてくるわけで、その起こったときの、まず自分自身の対応をす

るためにどういう知識が必要であるのかといったような、まず一つ手前の、後で質問しますが、自助につながるそういう指導といいますか、勉強といいますか、そういうものをしなければ、本当の意識の高揚にはならないのかなというように思うわけであります。絶対に地震が起こって、ほんなら揺れている間に走りだす人はそれはおるかもわかりませんが、やはりおさまるまで何十秒あるいは1分、とにかく身構えて待つと思うんです。そのときにどうすればいいかといったようなまず一番初期の対応の仕方といったものは、僕は町民の皆さんにぜひ、地域担当職員さんとかも活躍していただいて、そういうマニュアルというんですか、指導というんですかですていただきたいなとこのように思います。今、町長が言われたいろんな取り組みは、もちろんすることが大事でありますので、これは否定するものではありません。どんどん進めていただきたいと思います。

次に、先ほどちらっと言いました自助ということでありますけれども、いかなる災害が起こったときでも、まず、反応と対応は全てが自助から始まります。さっき言わせてもらいましたが、これはもう当然のことであります。みずからの安全はみずからが守るというのは、これが基本であります。自分の家は自分で安全な空間をつくり、地震の揺れの最中では自分で自分を守り、揺れがおさまった後も自分で、もし火が出ておれば火を消し、自分で自分の家族を助けなければなりません。自分の手で自分の家族を助け財産を守るというのは、これが自助であろうかと思えます。

阪神・淡路大震災で、生き埋めや閉じ込められた人の救助を誰が行ったかあらわしたデータがあります。自力で・家族にというのが67%、これが自助であります。友人・隣人・通行人にというのが31%、これは共助であります。救助隊にというのがわずか2%、これは公助であります。これを見ると、いかに自助が重要であるか、そしてまた、隣近所の公助が頼りになるのかということがよくわかります。一般的に自助・共助・公助の割合は、7対2対1とこのように言われております。災害の規模が大きくなればなるほど、行政の対応力は小さくなります。これは当たり前のことであります。災害時に助けてくれるのは一体誰なのかということ、ぜひ自分の命は自分で守ると、もう一度このことか

	ら行政が先頭に立って、住民の皆さんに自助の行動の大切さ、大事さというのを行政が取り組んでいただきたいと。自分と自分の運命を左右するというこの重要性をぜひ周知・認識していただく取り組みを考えていただきたいと思います。もう一度町長の考えをお聞きいたします。
中井議長	北岡町長。
北岡町長	おっしゃるとおりかと思います。 まず、例えて言いますと、自分自身が持ち出す荷物があるのかと。あるいはそのときは扉は閉めるなどか、あるいはガラスが落ちてくるから必ず靴は横に置いておけ、そういうふうなことかなと今思っておりました。先進地にも何回も見学も行かせていただきましたが、各家庭でどんなものを準備しておくかということは、本当にまめに細かく指導をしたり、チェックすることをやっておられますので、そういうことを今もやっていないことはないと思いますが、改めて各家でちゃんとチェックできているか。棚が落ちてこないようになっているかとか、その辺のところも細かいチェック、おっしゃるとおり、大変大事だと思いますので、検討させていきたいと思います。ありがとうございました。
中井議長	野木議員。
野木議員	テレビ等々報道でも再々言われておりますけれども、寝るときは窓際のカーテンを閉めるとか、ガラスが飛び散らないように、それで、今言われましたたんすが倒れてこないように、あるいはテレビがどんどこどんどこ踊らないようにとか、いろんな自分で自分の家を守る方法はあると思うんです。ですから、そういう本当に初歩的な、公助に行く前のまず自分で自分を守ると、自分の家族を守ること、非常にこれは大切なことだと私は思うんです。そういう意味では、決して私は住民の皆さんの意識が高まっているとは思っておりません。事実、私もそこまで自分の家を見回しますと、一部はしておりますけれども、まだまだそこまで徹底しておりません。ぜひその初歩的なことから取り組

	みを始めて、もう一度始めていただきたいとこのように思うわけであります。 26年度の施政方針にも書かれておりましたけれども、26年度中に行う予定の地域防災計画の見直しがもう少しおこなわれているようであります。大きなお金をかけてつくられた、誰が読むのかもわからない1,200ページにも及ぶ吉野町の防災計画がございます。これも大事なことはあるんでしょうけれども、今言いましたように、お金をかけずに一人一人に声かけをして自助の大切さ、これを説いて回るほどより大きな効果が生まれ、被災する方も軽微で済むような気がします。ぜひ検討をお願いしたいと思います。 次に、トリアージについてお尋ねをいたします。 トリアージとは、傷病者の傷病の緊急性や重症度に応じて治療や搬送の優先順位を決定するもので、助かる可能性のある傷病者を救命し、社会復帰へと結びつけることに大きな意義があります。災害時には多数の負傷者に対して、マンパワーの不足の中で、それぞれに効果的な治療方針を決定しなければならない非常に重要な判断であると思います。 吉野町地域防災計画でも医療救護計画の中に、医療救護班の業務内容に傷病者の重症度の判定という項目が書かれております。これは吉野病院と長寿福祉課の担当であるところのように理解をしておりますが、この取り組みについてどのような対応をされているのか。また、訓練などもされているのか、町長にお尋ねをいたします。
中井議長	北岡町長。
北岡町長	トリアージに関しまして、災害現場では特にトリアージを行う資格につきましては、法律では特に定められておりませんが、災害現場では最初に到着する救急隊員、救急救命士が行い、医師が現場に到着すれば、その医師に委ねることになっております。看護師等が医師の指示のもとに協力することになっております。今、一応そういうふうな形での対応でございます。
中井議長	野木議員。

野木議員	具体的に訓練とか模擬訓練とかシミュレーションとか、そういうようなことをされたことはあるんでしょうか。
中井議長	北岡町長。
北岡町長	何年か前に、町全体での防災訓練をさせていただいたときにはさせていただきました。以後、細かく現場でやっているかどうかは、すみません、私は把握しておりません。
中井議長	野木議員。
野木議員	それでは、この吉野町防災計画に書いてあると、また実際どのように災害時に初動体制を整えるとか、あるいはどういうふうにするとかいったような具体的な打ち合わせというんでしょうか、そういうのは全くないということなんでしょうか。
中井議長	北岡町長。
北岡町長	何年か前にやりました、町全体でやりました防災訓練のときには行いました。
中井議長	野木議員。
野木議員	あれは大変失礼な言い方かも知れませんが、私は訓練ではないと。一つのイベントやったのかなとそういうふうに解釈しておるんですけども、非常に大事なことであると思うんです。それで、今言いましたように、本当にこういうトリアージが医療の専門家しかできないのかとか、あるいはまた職員さんは何がお手伝いできるのかとか、また元気な住民さん、あるいは消防団員は等々、どういうようなことができるのかといったようなことをやっぱり決め

	ておかないと、初めからどたばたで、最後までどたばたで終わるような気がするんです。まだ吉野町におきましては大きな災害がないので非常に幸いかとは思いますが、もし起きたときに、本当に初動に向けてどういうふうな体制をとるのかというのは、ぜひこれは検討していただかなければならないと思います。 それで、また医療救護活動をするに当たっては、町は地区医師会長または医療機関に医療救護班の派遣を要請するとこのようにも書いております。当然、十分でないときは、県にも派遣を要請することだと思っていますが、この仕組みはどうなっているのかと。特に、地区の医師会の協力というのは十分得られるのでしょうか。恐らく今の町長の答弁の中では、全く検討もされていないのかと思いますが、自分が抱える患者さんがあり、またそれぞれに経営する医院・病院がある中で、勇気を出して地区医師会の先生に出動していただける体制ができていいのかと。これは当然任務の要請の権限というのは町長にあるんですよ。その辺、いかがでしょうか。
中井議長	北岡町長。
北岡町長	おっしゃるとおり、私にございます。 基本的には、奈良県医師会と地区医師会が災害医療について共通認識を図ることを目的に、大規模災害が発生した場合の医療救護活動を行うためのマニュアルを作成しており、平常時から関係機関との連携協力することとなっております。ただ、なっておることだけで、おっしゃるとおり、特にその具体的な、いつどの時点でどういう要請をするかとか、そういう具体的なところは全くできておりません。今回も防災計画の作成も含めまして、先ほどおっしゃったトリアージの関係も含めて、具体的に医療機関とどういう対応をどう進めていくかということは、これは本当に非常に大事な話でございますので、ご指摘のとおり、早急にそういったマニュアルづくりから、次に現場がどうするかと。その次は現実にはどういう訓練をするかということを改めて検討するように、現場のほうに指示させていただきます。

中井議長	野木議員。
野木議員	まだまだ取り組みは十分でないような気がいたします。このトリアージにしましては、今から本当にスタートのように思います。真剣に取り組まないと、何とかなるでしょうでは、助かる命でさえ助からないということになります。吉野町地域防災計画の中に、ぜひともこの自助と、それからこのトリアージについて、具体的に書いていただきますようお願いをしたいと思います。 最後に、大きな災害時には、平時の考え方では対応できないということが起こります。個人の利益より集団の利益を重視するという、こういう勇気が管理者、町長に求められてくるのかなとこのように思います。判断と対処はトップダウンでということ、町長に改めて認識していただきたいと申し添えておきたいと思います。 次に、吉野町創生に向けてということで質問をいたします。 町長は、毎年3月議会で発表される、本日も発表していただきましたが、次年度の施政方針の中で、選択と集中をもってということ、毎年言われております。ことしも2カ所書かれておりました。私の頭の中では、本当に選択と集中がなされてきたのかと若干疑問符もついております。この先、27年度以降は2040年問題を控えて、全庁挙げて真剣に選択と集中をもって事業を進めない町政60年の歴史に汚点を残すことにもなりかねません。 地方創生が国を挙げて叫ばれる中、この吉野町、どのように創生をしていくのか、町民の皆さんの豊富な経験をもとにした知識とそこから生まれる知恵を必要としております。町民の皆さんが吉野町のためにやるんだというこの気持ちをもう一度奮起させるために、好きな吉野町に手を加えて、すてきな吉野町にするために、ここで一つの調査結果をもとにした私の考えを提示したいと思います。質問というよりか、町長にも参考にさせていただけたらなとこのように思います。 ちょっと数字が出てきますので、町長、メモをしていただいたらありがたいです。

	今から50年前に、1960年代は人生70年と言われた時代から、その60年後の2020年、あと5年先であります、人生85年と言われる時代になります。過日、内閣府が行った高齢者は何歳からですかとの意識調査では、65歳以上また70歳以上と答えた人はだんだんと少なくなり、逆に75歳以上と答えた人の割合が30%とこのように増加をしております。 1960年と2020年を比較しますと2020年は、これは予想でありますけれども少年期は、1960年には7歳から14歳が少年期でありました。これが2020年には10歳から24歳が少年期となります。青年期が同じように15歳から29歳が25歳から44歳に、中年期が30歳から64歳が45歳から74歳に、そして老年期が65歳以上から75歳以上にそれぞれ繰り下がっております。これが人生85歳と言われる、国が行った意識調査の結果であります。これを吉野町の人口分布に当てはめますと、26年年末の時点での人口で計算しますと、少年期の10歳から24歳が800人、青年期の25歳から44歳が1,312人、中年期の45歳から74歳が3,730人、老年期の75歳以上が1,987人とこのように置きかえますと数になります。これを見ますと、まだまだ中年期と思っている人が4,000人近くいることになります。吉野町の人口の半数がまだまだ元気だぞと、現役だぞと意識を持っておられるとこのように推測ができます。 吉野町の高齢化率は、制度上では42.8%とされておりますけれども、住民意識から見ますと、老年期が約2,000人で高齢化率が25%と一遍に下がるわけですが、寿命が伸び、町民の皆さんにもこれと同じような意識変化が起こっているのではないのかなと、私は推測しました。考え方はいろいろあろうかと思いますが、今、地方創生に当たりまして、非常に興味深い、そして、また今後に生かせる分析だと思うんですが、町長の感想をひとつお願いいたします。
中井議長	北岡町長。
北岡町長	感想の前に一言。 選択と集中、今回2回言わせていただいた。できておれば、この文言は余り言わなくなると思います。一部分しかできてないので、ただやみくもな削減は

やめるということなので、その下地を人事評価、事務評価といってちょっと時間がかかっているということをご理解いただきたいなと思います。

今の意識調査の話でございまして、ふだんからも、私も同じようなことは思っております。高齢化率43%と言っているけれども、うちの高齢者の定義を変えてくれへんかなとか、あるいは憲法でいう国民の義務には勤労の義務もあるんだと。いつまでも働いてくださいよとかいろんなことを言っています。それに合わせて、現場ではシルバー人材センターで少しでも動いていただけませんかという話もしております、本当に議員さんおっしゃるとおり、数字であらわしていただいて、私はふだん、わっと思っていることを数字で示していただいたと非常にありがたく思っております、政策のほうでも健康長寿を目指そうということもやっております。そういう意味でいいますと、今のご指摘は本当にありがたいご指摘で、我々はいつまでも元気でやろうというふうな、まだまだ吉野町は大丈夫だぞというふうなことにも、励みにもなります。以後、本当に健康で長生きして、生き生きと活躍できるそういう町を目指すということを改めて思っ聞いておりました。ありがとうございました。

中井議長

野木議員。

野木議員

今後、本当に町民の皆さんの経験からくる豊富な知識と、そしてまた、いろんな知恵を必ずこれは必要だとされてきます。ぜひこの辺も参考にさせていただいて取り組んでいただければと思います。どこかで読んだような気もしますが、65歳以上を高齢者とし支えられる人と位置づけることは、これは制度上の考え方として捉えていただいて、現実にはまだまだ働く意欲や、そして素晴らしい能力を持った元気な皆さんに活躍をしていただくという、今言いました中年期4,000人のこの宝の山を生かすことが、吉野町の創生に大きく寄与していくものこのように思います。ぜひこのことを参考にさせていただいて、初めに言いましたように好きな吉野町に手を加えてすてきな吉野町にしなければならないとこのように考えております。

以上で質問を終わります。

これを持ちまして一般質問を終わります。

本日上程いたしました議案の審議がすべて終了いたしました。

明日から常任委員会、特別委員会を開催いたしまして、付託議案等の審議をお願いしたいと思います。

各委員会の日程を申し上げます。

3月 6日	午前10時	産業建設委員会
3月 7日		休 会
3月 8日		休 会
3月 9日	午前10時	総務委員会
3月10日	午前10時	文教厚生委員会
3月11日	午前10時	予算決算特別委員会
3月12日	午前10時	予算決算特別委員会
3月13日	午前10時	本会議3日目

を開会いたします。

なお、議会運営上、逐次、全員協議会を開催することご了承いただきたいと思います。

明日からの委員会には、十分ご審議を賜りますようお願いいたします。

本日はこれを持ちまして散会することにいたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 3時 0分 散会)

平成27年第1回吉野町議会定例会会議録（第3日目）

1. 招集年月日 平成27年3月13日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月14日 午前10時20分 開会
4. 応招議員

1番 小 泉 梓	2番 中 井 章 太
3番 上 滝 義 平	4番 大 村 陽
5番 野 木 康 司	6番 山 本 隆 敏
7番 辻 本 茂	8番 薮 坂 眞 佐
9番 浜 田 賢 治	10番 中 西 利 彦
11番 西 澤 巧 平	
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町 長 北 岡 篤	副 町 長 小 松 正
総 務 参 事 山 田 芳 雄	住民・観光参事 山 本 茂 之
地域振興参事 吉 岡 正 弘	医療福祉参事 西 島 通 宏
水 環 境 参 事 表 谷 充 康	教 育 次 長 大 北 雅 祥
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長 岡 本 克 也	主 査 峠 香 織
-------------	-----------
10. 議事日程

日程1	3月5日常任委員会、特別委員会に付託した議案の審議結果等について委員長報告（産業建設委員会・総務委員会・文教厚生委員会・予算決算特別委員会）
日程2	議案の訂正について
日程3 議第2号	吉野町まちづくり基本条例を制定することについて
日程4 議第3号	吉野町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについて
日程5 議第4号	吉野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する指定

介護予防等に係る介護予防のために効果的な支援の方法脳に関する基準等を定める条例を制定することについて

日程 6 議第 5 号 吉野町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて

日程 7 議第 6 号 吉野町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を制定することについて

日程 8 議第 7 号 吉野町課設置条例の一部を改正することについて

日程 9 議第 8 号 吉野町附属機関に関する条例の一部を改正することについて

日程 10 議第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

日程 11 議第 10 号 吉野町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正することについて

日程 12 議第 11 号 吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

日程 13 議第 12 号 吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて

日程 14 議第 13 号 吉野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて

日程 15 議第 14 号 吉野町介護保険条例の一部を改正することについて

日程 16 議第 15 号 吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて

日程 17 議第 16 号 吉野山ふるさとセンターに指定管理者の指定について

日程 18 議第 17 号 平成 26 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 5 号について

日程 19 議第 18 号 平成 26 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 4 号について

日程 20 議第 19 号 平成 26 年度吉野町簡易水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について

日程 21 議第 20 号 平成 27 年度吉野町一般会計予算（案）について

日程 22 議第 21 号 平成 27 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について

日程 23 議第 22 号 平成 27 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について

て

日程 24 議第 23 号 平成 27 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について

日程 25 議第 24 号 平成 27 年度吉野町簡易水道事業特別会計予算（案）について

日程 26 議第 25 号 平成 27 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について

日程 27 議第 26 号 平成 27 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）につ

いて

日程 28 議第 27 号 平成 27 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について

日程 29 議第 28 号 平成 27 年度吉野町国民健康保険吉野病院事業特別会計予算
（案）について

日程 30 議第 29 号 吉野運動公園総合体育会空調設備等改修工事変更契約の締結
について

日程 31 要望等

（追加議案等）

日程 32 議第 30 号 吉野町認定こども園条例の一部を改正することについて

日程 33 発議第 2 号 吉野町議会会員会条例の一部を改正することについて

日程 34 発議第 3 号 所得税法第 56 条の撤廃を求める意見書の提出について

日程 35 発議第 4 号 年金積立金の専ら被保険者の利益のためのあんぜんかつ確
実な運用に関する意見書の提出について

日程 36 決議第 1 号 吉野の酒と器で乾杯する取り組み推進を求める決議

日程 37 議員派遣について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

中井議長	ただ今の出席議員総数は 11 名でございます。 定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
中井議長	日程 1 3 月 5 日の本会議で各委員会に付託した議案等の審議結果について委員長報告をお願いいたします。 まず、産業建設委員会 野木康司委員長をお願いいたします。
野木議員	産業建設委員会 野木 康司委員長報告 本定例会において、産業建設委員会に付託されました議案等の審議並びに結果につきまして、ご報告を申し上げます。 当委員会は、3 月 6 日午前 10 時から理事者に出席を求め、開催いたしました。 最初に、藪坂副委員長から 3 月 4 日に開催された水道事業運営委員会の報告がありました。 次に、まちづくり振興課所管の「議第 6 号 吉野町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を制定することについて」は、子育て世代を対象に、過疎・少子化対策として人口増加及び定住促進、地域の活性化を目的に定住促進住宅を建設・管理するための条例を制定するものである説明を受け、適切な設置及び管理をおこなうため、条例の文言訂正の申し入れを行いました。 また、現在、河原屋で進めている吉野町定住促進住宅の進捗について説明を受け、地元等にも十分な説明を行っていくよう申し入れをいたしました。 津風呂湖北岸道路の進捗については、今年度に完成し、道路の距離表示、待避所などの表示板の設置を行っていく説明がありました。 次に、文化観光交流課所管の森林セラピー事業について、月別の体験者数及びガイド（美林案内人）について報告説明を受け、今後も民間企業など誘致に努力することの申し入れをしました。 協働推進課所管の左曽地内開発については、理事者から土地関係の契約について、事業者（リニューアブルジャパン）より、全体計画と現在の進捗について

	ての説明をうけました。 次に、西谷大槌田地区開発については、今年度は地区計画の作成を行っていく報告がありました。また、先日より搬入された採石ケーキについて、地元への説明と事業者への適切な指導と対応の確認をしっかりと行うことの申し入れを行いました。 続いて、生活環境課所管の「議第 13 号 吉野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正することについて」は、一般廃棄物の収集運搬業務を、吉野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に位置づけるための条例改正である説明を受け、提案理由の文言訂正の申し入れを行いました。 次に、中荘区長会長 南坂本氏ほか 6 名からの「史跡宮滝遺跡遺跡公園並びに道の駅建設に関する請願について」審議を行い採択することといたしました。 以上が本委員会におきます調査、審議の結果であります。 なお、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項について、継続して審査できるよう申し出いたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。
中井議長	続いて総務委員会 浜田 賢治委員長にお願いいたします。
浜田議員	総務委員会 浜田 賢治委員長報告 総務委員会委員長報告を行います。 本定例会において、総務委員会に付託されました議案等の審議並びに結果につきまして、ご報告を申し上げます。 当委員会は、3 月 9 日午前 10 時から理事者に出席を求め、開催いたしました。 まず、議第 2 号「吉野町まちづくり基本条例を制定することについて」、これは、町の最高規範となる条例の制定であり、町民、議会、行政が互いの役割を認識しながら連携し、また、共通の目的を持ち、住民自治を基盤とした吉野町のまちづくりを進める際の基本ルールであり、条文の概要、逐条解説書について説明を受け、承認いたしました。 次に、議第 7 号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」は、今後、行う予定の機構改革の前段階として、町の総合企画と総合調整機構の充実

と地方創生総合戦略を進めるため、「総合政策課」を設置する説明を受け、承認いたしました。

続いて、議第 15 号「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて」は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことにより、消防団員の処遇改善を行うための一部改正である、説明を受け、承認することといたしました。

その他としまして、吉野町防災計画見直しの進捗状況について、国、県の防災計画の見直しを受け、防災会議を開催し、4 月を目途に見直しを行っている報告を受けました。一日も早く、実効性のある計画の作成を申し入れをいたしました。

次に第 4 次総合計画後期計画の策定については、地域の総合戦略の策定とともに行なうこととの説明と地域活性化・地域住民生活等支援交付金事業について報告をいただきました。

そして、この場にて、策定審議委員に 3 名の議員の推薦を行いました。

次に、議会中継について、機器の概略、中継開始時期の予定など説明を受け、今後、議会内の運用基準など協議していくことの確認を行いました。

続いて、財務課から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）についての概要の説明と、昨今、吉野町の最近の経常収支比率が高くなっていることから、人件費、物件費等の推移について説明を受けました。

また、「所得税法 56 条廃止を求める意見書」について、後刻、議員提案させていただくこととなりましたので、議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上が本委員会におきます調査、審議の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項について、継続して審査できるよう申し出いたしまして、総務委員会委員長報告を終わります。

中井議長

続いて文教厚生委員会 山本 隆敏委員長にお願いします。

文教厚生委員会 山本 隆敏委員長報告

文教厚生委員会委員長報告を行います。

本定例会において、文教厚生委員会に付託されました議案等の審議並びに結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、3月10日午前10時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、吉野病院について、平成25年度、26年度の病院外来患者数及び入院患者数の推移等の報告を受けました。

続いて、長寿福祉課所管の「議第4号 吉野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を制定することについて」は、介護保険法の改正により、吉野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める必要がある旨の説明を受け、承認することとしました。

「議第5号 吉野町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて」は介護保険法の改正により、吉野町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める必要があると説明があり、承認することとしました。

次に、「議第8号 吉野町付属機関に関する条例の一部を改正することについて」も介護保険法の改正により、地域ケア会議の設置が必要であるための改正である旨、説明があり、異議なく承認することとしました。

続いて、「議第14号 吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」は、介護保険法等の改正により、事業実施期間、保険料額等の変更が必要となるための改正である旨、説明を受けました。

また、吉野町シルバー人材センターについて、今年度及び来年度の活動見込みの報告及び中荘温泉における事故の状況と対応についての報告を受けました。

続いて、第4期吉野町障害福祉計画の策定について概要説明を受けました。

次に、町民課所管の「議第12号 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」は、収支の改善を図るため、国民健康保険税率を改正するた

めの改正である旨の説明を受けました。

次に、教育総務課所管の「議第 3 号 吉野町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについて」「議第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」「議第 10 号 吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについて」「議第 11 号 吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育委員会制度では教育長が一般職から特別職となることからこれら条例制定 1 件、改正 3 件が必要である旨、説明を受け承認することとしました。

また、この新教育委員会制度に伴い吉野町議会委員会条例の一部改正が必要となるため、改正案について審議し、後刻、議員提案させていただきます。

次に、吉野町立わかばこども園を幼稚園型とするため、「吉野町立認定こども園条例の一部を改正する条例」が必要となるので追加議案として提出する説明を受けました。

また、子育て支援事業計画についてのパブリックコメントの募集を 3 月 6 日から 3 月 16 日に行う報告がありました。

次に、社会教育課所管の「議第 16 号 吉野山ふるさとセンターに係る指定管理者の指定について」指定管理者は吉野山自治会、期間を 27 年から 33 年までと協定内容など説明を受け、承認することとしました。

続いて、「議第 29 号 吉野運動公園総合体育館空調設備等改修工事変更契約について」は、竣工年月日の変更である旨、説明があり承認しました。

また、宮滝遺跡の 7 年計画の概要説明を受けました。

次に「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」提出についての審議を行い、後刻、議員提案されることとなりました。

以上が本委員会におきます調査、審議の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項について、継続して審査できるよう申し出いたしまして、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

中井議長	続いて予算決算特別委員会 中西 利彦委員長にお願いいたします。
中西議員	予算決算特別委員会 中西 利彦委員長報告 本定例議会において、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審議並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。 当委員会は、3月11日並びに3月12日いずれも午前10時から2日間にわたり、理事者に出席を求め、開催いたしました。 また、3月11日には東日本大震災の発生時刻、午後2時46分に出席者全員皆さんで黙祷をおこないました。 まず、議第17号「平成26年度吉野町一般会計補正予算（案）第5号」について、繰越明許費として13事業、主なものは、退職手当組合負担金、財政調整基金積立金、その他特定目的基金積立金、吉野町総合戦略策定事業、住んで「よしの」事業、吉野・天川・十津川連携観光協議会負担金、外国人観光客おもてなし事業、吉野の魅力発見発信事業、商工業振興事業、地域消費喚起・生活支援事業、消防施設管理事業等8,562万4千円の増額補正である旨、説明を受けました。 次に、議第18号「平成26年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第4号」については、システム改修委託料の171万5千円の増額補正との説明がありました。 また、議第19号「平成26年度吉野町簡易水道特別会計補正予算（案）第2号」については、吉野山簡易水道整備事業給水分担金の1,266万3千円の増額補正との説明がございました。 議第20号「平成27年度吉野町一般会計予算（案）」について、主な新規事業は、第4次吉野町総合計画後期基本計画策定事業、吉野町総合戦略策定事業、ふるさと応援交付金事業、定住促進住宅新築事業、社会保障・税番号制度導入推進事業、など、予算総額は、58億3,300万円の計上である旨、各担当課長から各費目について、主要となる事業の説明を受け、あらゆる観点から各事業の有効性等の精査検討を徹底することの申し入れをしました。

なお、文化観光交流課所管する事業について、26 年度一般会計補正予算（案）内も含め、執行前には事業の内容・目的・成果目標についての詳細説明の申し入れをいたしました。

次に、議第21号「平成27年度吉野町国民健康保険特別会計予算(案)」について、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、高額療養費、後期高齢者支援金、健康促進事業費、吉野病院特別会計繰出金など、前年度比1.4%減の、総額15億349万1千円の計上であるとの説明を受けました。

議第22号「平成27年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算(案)」は、後期高齢者医療広域連合納付金、健康診査委託料などで、総額1億4,680万円の計上であるとの説明がありました。

議第23号「平成27年度吉野町介護保険特別会計予算(案)」について、保険事業勘定においては、介護保険の円滑な運営を図るための事業費として、前年度比2.9%増の、総額12億3,032万1千円の計上、また、サービス事業勘定では、前年度比19.8%増の、総額664万3千円の計上であるとの説明がありました。

議第 24 号「平成 27 年度吉野町簡易水道事業特別会計予算(案)」について、給与費等の他、各簡易水道施設運営管理経費、基金積立金、町債償還金、吉野山簡易水道整備事業を計上し、前年度より 3 億 8,851 万 4 千円増の、総額 9 億 6,862 万 8 千円の計上であるとの説明を受けました。

議第25号「平成27年度吉野町下水道事業特別会計予算(案)」は、前年度3,740万円減の、総額2億5,960万円の計上であるとの説明がありました。

議第 26 号「平成 27 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算(案)」について香東農業集落排水施設の維持管理費及び町債、償還元利金等で、前年度比 6.0%減の総額 3,100 万円の計上である旨、説明を受けました。

議第 27 号「平成 27 年度吉野町水道事業特別会計予算(案)」について、収益的収支で給水収益、給与費、浄水場維持管理費、機械管理費など、2 億 0,661 万円を、また資本的支出では、水利使用許可申請委託料、施設修繕費、配水管布設など、9,275万円の計上であるとの説明を受けました。

議第 28 号「平成 27 年度吉野町国民健康保険吉野病院事業特別会計予算(案)」について、年間患者数を、入院で 25,200 人、外来 36,500 人とし、医業収益で

	11 億 8,163 万円余りを、医業外収益で、一般会計繰入金を含む、3 億 5,877 万円を見込み、また支出では、給与費 8 億 1,860 万円余りを、医薬等材料費 3 億 1,120 万円を。資本的支出は、医療機器導更新費や企業債償還金等 7,100 万円の計上である旨、説明を受けました。 以上が本委員会における調査、審議等の結果であります。 予算決算特別委員会委員長報告を終わります。
中井議長	日程 2 「議案の訂正について」を日程といたします。 3 月 5 日に提出されました議案について、2 件訂正いたしたいとの申し出があります。 まず、議第 6 号「吉野町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を制定することについて」の訂正について説明を求めます。 吉岡参事。
吉岡参事	議案の訂正について説明をさせていただきます。 3 月 5 日に提出いたしました、議第 6 号吉野町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を制定することについての議案中、一部訂正をお願いするものがあります。 まず、訂正を行う理由でございますが、定住促進住宅の使用目的の禁止、並びに模様替え及び増築の禁止について、専用住宅としての利用目的を明確にする為、必要な条文の訂正としたところでございます。 条例本文をご覧いただきたいと思います。吉野町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第 21 条の但し書きを削除いたしました。次に、第 22 条の但し書き並びに但し書きに関連する第 2 項、第 3 項についても削除いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
中井議長	おはかりします。 ただいま議題となっております、議第 6 号の訂正を許可することについてご

	異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本議題については許可することに決定いたしました。
中井議員	続きまして、議第 13 号「吉野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正することについて」の訂正について説明を求めます。 表谷参事。
表谷参事	それでは、議案の訂正についてお願い申し上げます。 3 月 5 日に提出させていただいた議第 13 号でございます。吉野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正することについての提案理由についての訂正をお願いするものでございます。裏面に新旧対照表を添付させていただいております。旧のほうでございますが、下線の部分でございます。「が、吉野広域行政組合から移管されることに伴い、吉野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正する必要がある」というところを、右側でございますが、「を、吉野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に位置づける必要がある」というふうに訂正をするものでございます。この条例の改正を審議していただいているなかで、提案理由の実質的な業務から提案理由をさせていただいたところでございますけれど、吉野広域行政組合規約に誤解を生じるというおそれがありますので、今回の議案の理由の訂正をさせていただきたいと思っております。 よろしく願いいたします。
中井議員	おはかりします。 ただいま議題となっております、議第 13 号の訂正を許可することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本議題については許可することに決定いたしました。

中井議員	上程議案の採決に入ります。 日程 3 議第 2 号「吉野町まちづくり基本条例の制定について」意見を求めます。
上滝議員	はい。
中井議員	3 番、上滝議員。
上滝議員	総務委員会の委員長が浜田委員長でございますけれども、浜田委員長の時に、議会として、このまちづくり基本条例を制定することについては大変いいことであるし、これを基軸にしながら、町民と議会と行政と三者役割をきっちり分担しながら、吉野町で住んでよかったまちづくりにしていきたいものでございます。そのなかで、抜粋でございますけれども、町議会議員の役割と責務、このなかの 3 項目に「町議会議員は議会活動に関する情報を町民に説明するとともに、広く町民の声を聴き、これを議会の審議に反映させるよう努めます。」こう書いてあります。また一方、町長の役割と責務と倫理でございますけれども、その 3 項のなかで、町長は施策（しさく）、まあ、施策（せさく）とも読むんですけれども、私国語辞典で調べましたら施策（しさく）です。「施策の執行にあたっては、町民及び町議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、町政運営を通じて自治に実現、町民主体のまちづくりに努めなければなりません。」とこう書いてあります。で、去年でしたか、大村議員が一般質問の時に、起債額、つまり借金はどれくらいありますかというたら、町長は 103 億とお答えいたしました。やっぱりガラス張りの町政を運営するという意味では、きっちり町民に正しい答えを言ってもらいたいなとこういう思いがあります。 そこで町長、利息含めて、起債額はどうかちょっと一言教えてください。
中井議長	上滝議員、この議案については意見でございますので、質疑ではありませんので。

上滝議員	あ、そうかそうか。 今日は傍聴がたくさん来ておりますので言うときますけれど、103 億が私なりに調べましたら 117 億 200 万。つまり 14 億相当の利息があって、利息を言わなかったから 103 億って言うたんだと思います。 確かな数字を言うてほしい。今年度の予算 58 億 8 千万あるらしいけど、そのうちの借金が 10 億あるらしい。そんなことでええんかなという思いがあるわけでございますけれど、この良い立派なまちづくり基本条例を制定する、これについては何も問題ないし、これをきっかけに、先ほど初めに言うたように、行政と、議会との役割をきっちりしながら、執行部も頑張ったもらいたいなど、行政は町民があつての行政やということを頭にしっかり叩き込んでがんばってくれ、と思います。 以上。
中井議長	おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 4 議第 3 号「吉野町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについて」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 5 議第 4 号「吉野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を制定することについて」意見を求めます。

	おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 6 議第 5 号「吉野町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 7 議第 6 号「吉野町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を制定することについて」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 8 議第 7 号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 9 議第 8 号「吉野町附属機関に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 10 議第 9 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 11 議第 10 号「吉野町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 12 議第 11 号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 13 議第 12 号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」意見を求めます。
上滝議員	はい。

中井議長	3 番、上滝議員。
上滝議員	国民健康保険税の部分ですけれども、いま現在、資産割、所得割、平等割、均等割と四方式でやっておりますけれども、2 年先向こうでしたか町長、県が管理するんですね。30 年でしたか。
中井議長	上滝議員、意見をお願いします。質疑はありませんので意見をお願いします。
上滝議員	いや聞いとんねん。 とりわけ財政難のある吉野町でございますので、国民健康保険税の一部改正につきましては、1 割ほど上がると聞いております。それについて私は、賛成いたしません。反対です。 以上。
山本議員	議長。
中井議長	6 番、山本議員。
山本議員	6 番、山本でございます。 議第 12 号について賛成意見を述べたいと思います。 もともと国保会計は、平成 15 年から単年度赤字に陥ってまして、やりくりに大変でございました。それでも町民の方々にたいへんなご負担をかけるのをだめだということで基金を取り崩して、平成 19 年度から基金を取り崩して国保会計に充ててまいりました。その国保会計も平成 27 年度でゼロになっちゃいます。それを以て、町民の皆様方に応分の負担を願うのはいたしかたないことだと僕は思います。 （ 「ちがう。」 の声あり ） よってこの議第 12 号には、賛成を意見として述べたいと思います。

中井議長	はい、薮坂議員。
薮坂議員	議第 12 号ですけれど、先日の説明にもありましたように、年間所得が 200 万円以上という、本当に働き世代、子育て世代に重く負担が押し掛かってまいります。年間に数万円という規模で金額が上がっていったら、これからの未来を支えてくれる若い世代が本当に大変で、この税を納めることができなくなります。いますでに、税を納められない人たちがたくさんいるということで、不能欠損、未納というのがいっぱいになるという状況の中で、実際には基金を取り崩してしまっ、もう赤字になるということも知ったうえで、しかも国の法律のなかでどうしようもないということも分かりつつ、この世代を圧迫していくような、若い世代を圧迫していくような、そういう条例に関しては賛成することができませんので、反対いたします。
上滝議員	はい。
中井議長	3 番、上滝議員。
上滝議員	反対という意見ですけれども、先ほど賛成議員の山本議員が、取り崩して基金がなくなったのであげてはどうかという視点でもの言うように私は思います。私は、行財政改革を進めるためには、住民アンケート調査ではっきり出たように、まず、人件費の削減をする、あるいは職員の意識改革をする、というのが順番に出ております。とりわけ行政改革をしたときに、特別職が 5 パーセントの給与の削減。職員は 3 % の削減をやっておられました。それのに、公共料金是一方、100 円が 200 円、200 円が 300 円。相当あげてきました。にも関わらず、経常経費比率が 97 パーセントになりました。それは、なぜ 97 パーセントになったのかということ自分ら行政職員は胸に手を当ててほしい。この 5 パーセント 3 パーセントが 1 年もたたずにして戻して、そして、公共料金が下げないまま、自分たちが給料がよくなったと、その証拠に一般質問で言いま

	したけれども、だんだんだんだん給料が 9 億 7,000 万円ほど使っとる。税収が 7 億に対して 9 億 7,000 万、普通の会社やったらもう倒産します。 そんなことで、しっかり考えてほしいとともに、これは意見ですけれども、今日、60 歳以上の国保加入者 80 パーセント占めておるんですね。ほんだら「働いてないわ国民健康保険もう上げられたらかなん」と、「お前らコンパニオン呼んで何しとんのど」というて、大きな声で、ある喫茶店で私の耳に入りました。「お前らだけ楽して、町会議員の議員の削減もせんと何しとんどよ」という声があったので、私は住民の側に立って、ものを言うとするつもりでございますので、そのことを含めて反対です。
中井議長	はい、議第 12 号につきまして反対と賛成の意見が出ましたので、この採決は起立によって行いたいと思います。 本案を原案どおり可決することに賛成諸君は起立を願います。 賛成起立多数です。よって本案は可決することに決しました。
中井議長	日程 14 議第 13 号「吉野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正することについて」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 15 議第 14 号「吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」意見を求めます。 8 番、薮坂議員。
薮坂議員	これも先ほどの国保条例と同じくですけれども、これも本当に上げ幅が大きすぎて、払えない人たちが増えてくるということが本当に増えてくるというこ

	とがいま心配の種になっております。例えば 29,160 円だった人が 34,200 円とか、本当にわずかな額が上がっていくから払えるという状況ではなく、いまこの介護保険、払うばかりで受けられないとおっしゃる方たちが増えてきています。吉野町の貧困家庭が多くあるということでは吉野町の先が暗くなってしまう。だからこそ、いかに赤字や大変やって言っても、やっぱり吉野町に未来があるような状況をぜひ作ってほしい。これで払えない人たちが肩身の狭い思いをする。あるいは滞納額がたまっていった、そのために職員さんを雇って、そして集金に回らんなん、こういうふうな状況ではなく、払える額にしていきたい。そのためにもこの条例には反対をいたします。
中井議長	山本議員。
山本議員	6 番、山本でございます。 議第 14 号、吉野町介護保険条例の一部を改正することについての賛成の意見を述べたいと思います。 （ 不適切発言 ） この介護保険事業、第 6 期でございまして、27 年 28 年 29 年の 3 ヶ年の事業でございます。介護認定者が平成 29 年には 895 人程度になるだろうと推測されております。それに伴いまして保険給付費も 10 億 5,000 万円から 12 億 1,000 万円までに増加することが想像されます。それに伴いまして在宅介護給付費が大幅に伸びるということを予想して今回の値上げになったと思います。それも先ほどの国保の賛成意見と同じでございまして、町といたしましても基金約 9,000 万円近くの中から、3 年間で 6,000 万円の基金を取り崩して、 （ 不適切発言 ） 町民のために、少しでも軽減できるような努力もしていただいております。 よって、私はこの議第 14 号に賛成の意見として述べたいと思います。
中井議長	反対と賛成の意見が出ましたので、この採決は起立によって行いたいと思います。

	本案を原案どおり可決することに賛成諸君は起立を願います。 起立多数です。よって本案は可決することに決しました。
中井議長	上滝議員、発言は注意してください。
上滝議員	腹立っとなねん。
中井議長	日程 16 議第 15 号「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。
辻本議員	議長。
中井議長	7 番、辻本議員。
辻本議員	7 番、辻本です。 議第 15 号に反対ではございませんが、消防団員の方、日常より非常に頑張っていると思っています。今回、近隣の下市町と大淀町と比較して、報酬の増額というお話でございますが、まだまだ大淀町よりは低い。地域的な地形なりさまざまな理由があり、消防団の方も同じとは言いきれません。というところもかんがみると、消防団員の数も含め、さらにそのあたりについては担当課よりしっかりと消防団の方とお話を進めていただきたいと思います。 以上、意見として申し述べます。
中井議長	ほかにございませんか。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。

中井議長	日程 17 議第 16 号「吉野山ふるさとセンターに係る指定管理者の指定について」意見を求めます。
辻本議員	議長。
中井議長	7 番、辻本議員。
辻本議員	議第 16 号について、委員会でも申し上げましたけれど、今回の指定管理の内容については反対ではありませんが、ただし、今回のこの指定について以外にも、指定管理という制度、これ自体をしっかりと精査してほしい。監査という項目が出ておりません。しっかりと運営をしていただく中には、責任を持って行政のほうも行政という立場でかかわっていくことが必要かと思われます。 意見を申し上げさせてもらいます。
中井議長	おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 17 議第 16 号「平成 26 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 5 号について」意見を求めます。
辻本議員	議長。
中井議長	はい、7 番辻本議員。
辻本議員	7 番、辻本です。 先ほどの予算決算特別委員会委員長報告にもありましたが、非常に内容で、

	すべてとは言いませんが思いつきだけで進んでいるような。また、説明不足があまりにも厳しい状況であるということをかんがみて、この補正予算には反対をいたします。
中井議長	はい、その他ご意見ございますか。 10 番、中西議員。
中西議員	10 番、中西です。 先ほども予算決算の報告をさせていただきました。特に辻本議員が指摘される話、私にもよくわかる点が司会を進行させていただきながら、よく理解をしたところでございます。さっきも申し上げました、特に文化観光交流課所管のところについては、特にあったということは私も進行上感じておりましたし先ほど指摘させていただきました。ただいまの補正予算、また新年度の予算についても執行前には必ず事前に、内容、目的、目標についてはきちんと詳細説明を議会に shades さいよということで、産建委員会も開いてくれる予定があるようですので、ご理解をいただきたいなと思います。
中井議長	反対と賛成の意見が出ましたので、この採決は起立によって行いたいと思います。 本案を原案どおり可決することに賛成諸君は起立をお願いします。 起立多数です。よって本案は可決することに決しました。
中井議長	日程 19 議第 18 号「平成 26 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 4 号について」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。

中井議長	日程 20 議第 19 号「平成 26 年度吉野町簡易水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 21 議第 20 号「平成 27 年度吉野町一般会計予算（案）について」意見を求めます。
辻本議員	議長。
中井議長	7 番、辻本議員。
辻本議員	27 年度吉野町一般会計予算（案）についてですが、これ非常に難しいです。といいますのは、やっぱり進めていかなければならないことたくさんございます。ところがですね、中身、内容についてあまりにも思いつき予算が含まれています。これは私の感想ですけれど。先ほど来より介護保険の値上げ、また国保税の値上げ等々ございますが、もっともっと取り組むべきこと、しっかり精査すべきことがあるんじゃないかという意見を以て反対といたします。
中井議長	反対の意見が出ましたので、この採決は起立によって行いたいと思います。 （ 「賛成意見ないの」の声あり ） ありますか。 （ 「なかってもええねん」の声あり ） （ 「なかってもええのわかってんねんけど、 あんのかないのかや」の声あり ） 反対意見だけですね。

	この採決は起立によって行いたいと思います。 本案を原案どおり可決することに賛成諸君は起立をお願いします。 賛成、反対が同数です。したがって地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長が本議案について裁決いたします。 議第 20 号平成 27 年度吉野町一般会計予算（案）については、可決と裁決いたします。
中井議長	日程 22 議第 21 号「平成 27 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」意見を求めます。 8 番、薮坂議員。
薮坂議員	本来、値上げを前提とした予算書であります。先ほど理由は申し述べた通りです。国から降りてくる施策だけをそのまま鵜呑みにするというのでは、本当に地方自治体の能力が問われているというふうに考えます。もっとやっぱりみんなで知恵を絞って無駄使いがないか、また縮小すべき事業はないか精査をする、そして一般会計からの繰り越しを入れて国保の家計を助ける、そういうふうにしてみんなが安心して生きていける吉野町を作りたい、そのためにこの予算書に対しては反対をいたします。
中井議長	反対の意見が出ましたので、この採決は起立によって行いたいと思います。 本案を原案どおり可決することに賛成諸君は起立をお願いします。 起立多数です。よって本案は可決することに決しました。
中井議長	日程 23 議第 22 号「平成 27 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ）

	異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 24 議第 23 号「平成 27 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」意見を求めます。 8 番、薮坂議員。
薮坂議員	先ほど述べたのと同じく、値上げを前提とした予算書であります。その理由により反対をいたします。
中井議長	反対の意見が出ましたので、この採決は起立によって行いたいと思います。本案を原案どおり可決することに賛成諸君は起立をお願いします。 起立多数です。よって本案は可決することに決しました。
中井議長	日程 25 議第 24 号「平成 27 年度吉野町簡易水道事業特別会計予算（案）について」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 26 議第 25 号「平成 27 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。

中井議長	日程 27 議第 26 号「平成 27 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 28 議第 27 号「平成 27 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 29 議第 28 号「平成 27 年度吉野町国民健康保険吉野病院事業特別会計予算（案）について」意見を求めます。 7 番、辻本議員。
辻本議員	委員会でも申し上げましたけども、いま、南奈良医療センター建設に伴って吉野町も負担しております。病院のほうで一般財源から繰入も 3 億っていうような数字になってきております。少しでも、両方に支払っていかなければならない大変な時期です。先行き予定が決まっておりますけれど、1 日たりとももらさず、少しでも経営努力を重ねていただきますよう、もう一度お願いをしておきます。 意見とします。
中井議長	反対ではございませんね。

中井議長	おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 30 議第 29 号「吉野運動公園総合体育館空調設備等改修工事変更契約の締結について」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 31 要望等について。 産業建設委員会に付託いたしました、中荘区長会長 南阪本 垚司氏ほか6名より提出されております「史跡宮滝遺跡遺跡公園並びに道の駅建設に関する請願」につきまして、意見を求めます。 おはかりします。本請願を先ほどの委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本請願は、委員長報告のとおり採択することに決しました。
中井議長	追加議案が提出されております。 日程 32 議第 32 号「吉野町認定こども園条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。 (事 務 局 朗 読) 説明を求めます。

大北次長	はい議長
中井議長	大北次長。
大北次長	議第 30 号についてご説明申し上げます。 説明資料をご覧ください。この 4 月から開園となりますわかばこども園につきましては文科省所管となり、吉野町立学校設置条例になかに設置根拠として規定することが必要となりましたので本条例改正案を提出するものでございます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
中井議長	質疑を求めます。 おはかりします。本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますがご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、議第 30 号について委員会の付託を省略することに決しました。 議第 30 号「吉野町立認定こども園条例の一部を改正することについて」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 33 発議第 2 号「吉野町議会委員会条例の一部を改正することについて」この議案については、先ほどの文教厚生委員委員長報告のとおり、委員会での審議を経て、提出議員 山本・敏文教厚生委員会委員長、賛成議員 辻本茂文教厚生委員会副委員長からの議員提案となりますので、説明等を省略して

	おはかりします。 本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本案を原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 34 発議第 3 号「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 本案は議員提案です。 提出議員の説明を求めます。 8 番、薮坂議員。
薮坂議員	所得税法第 56 条の廃止を求める意見書。 中小事業者は、地域経済の担い手として我が国の経済発展に貢献してきました。 その中小事業者を支えている家族従業員の労働対価は、所得税法第 56 条によって、必要経費に算入しないこととされています。 事業主の所得から控除される労働対価は、配偶者の場合は 86 万円、その他の親族の場合は 56 万円であり、このわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも自立が難しい状況となっています。家業を一緒にやりたくても出来ないことが、後継者不足に拍車をかけています。 税法上では、青色申告を行うことで給与を必要経費に算入することは出来るものの、同じ労働に対して青色と白色で差をつけること、制度自体が矛盾しています。 アメリカ、ドイツ、フランス、韓国など世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の労働が正当に評価されています。 よって本議会は、国に対し所得税法第 56 条の廃止を強く要望いたします。

	以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。 平成 27 年 3 月 13 日 奈良県 吉野町議会。 意見書提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、社会保障・税一体改革大臣であります。 議員諸氏のご賛同をよろしくお願いいたします。
中井議長	続いて、賛成議員の意見を求めます。 1 番、小泉議員。
小泉議員	1 番、小泉です。 ただいまの「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」について賛成の意見を述べさせていただきます。 不況が長引き、吉野町内でも中小事業者たちの方が大変苦勞されております。協力し合って事業を続けてこられた家族従業員の労働が正当に評価され、子ども達が親と共に働きながらあとを継ぐことができるよう、青色申告と白色申告の差別をなくす所得税法第 56 条の廃止を強く求めるものです。 議員諸氏のご賛同をよろしくお願いいたします。 以上です。
中井議長	質疑を求めます。 意見を求めます。 本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決することに決しました。
中井議長	日程 35 発議第 4 号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

本案は議員提案です。

提出議員の説明を求めます。

7 番、辻本議員。

辻本議員

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書。

公的年金は高齢者世帯収入の 7 割を占め、6 割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の 17%前後、家計の最終消費支出の 20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013 年 6 月 14 日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、G P I F には保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣や G P I F が責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損し

	かねないため、行わないこと。 3. G P I Fにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。 以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出します 平成27年3月13日 奈良県 吉野町議会。 なお意見書提出は、先内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣となっております。 議員諸氏の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。
中井議長	続いて、賛成議員の意見を求めます。 6番、山本議員。
山本議員	6番、山本でございます。 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書に対する賛成の意見を述べたいと思います。 当吉野町においても高齢化率が高くなっています。そのなかで、国の方は、日本最高戦略などにおきまして、年金積立金の運用の仕方について、リスク性の高い方法をとろうとしています。我々の年金は、もう生活の糧となっております。その年金運用金をき損しないためにも、安定的な運用をあらためて国のほうにもお願いしたいと思います。 よって私は賛成とさせていただきたいと思います。議員諸氏のご賛同をよろしくお願いします。
中井議長	質疑を求めます。 意見を求めます。 本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決することに決しました。

中井議長	日程 36 決議第 1 号「吉野の酒と器で乾杯する取り組み推進を求める決議について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。 （ 事 務 局 朗 読 ） 本案は議員提案です。 提出議員の説明を求めます。 5 番、野木議員。
中井議長	5 番、野木です。提出の意見を述べたいと思います。 吉野の酒と器で乾杯する取り組み促進を求める決議。 吉野には美しい自然と豊かな水、故郷を支えてきた人々の営みと奥深い歴史があります。それらを土台に、産業としての吉野杉の造林や銘酒造りが続けられてきました。 しかし、時代の流れで、関連の産業や商工業が衰退しつつあります。何とかして次の世代に吉野の誇る産業と文化を伝えたい、豊かな吉野ブランドを全国に発信したい。 そのためにも、豊かな自然や美しい水を守るとともに、吉野の水田で酒米を育てる取り組みや、吉野杉等を加工して器を作り商品化する、観光事業にも活かすなどの連携が必要です。 吉野の森林や水田・耕作放棄地に目をむけ、歴史や伝統と新しい産業のコラボレーションの取り組みを広げることを目的として、吉野の酒と器で乾杯する取り組み促進を求めます。 以上、決議します。 平成 27 年 3 月 13 日 奈良県 吉野町議会。 議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いします。
中井議長	続いて、賛成議員の意見を求めます。 8 番、薮坂議員。

薮坂議員	賛成の立場で意見を申し上げます。 いま和食が世界ブームとなり、世界中で和食や日本酒を愛する風潮が生まれております。先日のテレビでも、オーストラリアで向こうの料理とのマッチングが素晴らしいと、日本酒が高い評価を受けておりました。いま、吉野町のまちづくりが無い物ねだりではなく、今ある宝物を活用する、その宝物の中には、吉野杉あるいは日本酒があります。吉野の農業を新しい方向で見直すことや、若い人たちが働く場所を求める、そしてその人たちを吉野に招いて、全国や海外へ吉野の文化や飲食物を発信するなど、次世代がつくる吉野町の土台をつくるためにも、是非この発議を通していただいて、そしてこの吉野町で実現を目指していきたいと思います。 議員の皆様のお力添えをよろしくお願いします。
中井議長	質疑を求めます。
上滝議員	はい。
中井議長	はい、3番、上滝議員。
上滝議員	決議第1号でございます。 これは、私自身は賛成でございますけれども、意見として、
中井議長	意見はこの次にあります。 今は質疑をお願いします。質疑はございませんか。
上滝議員	はい、質疑はあるねんけど。 実は、この趣旨そのものは非常に私はいいいと思います。ところがね、実際、南国栖のパターゴルフはどないなったんか。知りませんねん、私、聞いてませんねん。これもね、花巴と猩々と、やたらすは行ってませんけれど、3軒ともあこのビジターズビューローいうところへ3軒出してあるんかなと私思った

	ら確かに3軒出してありました。花巴さんそこへも行って事情を聞いたらね、東京へ出品しとんのはどこですか。おたくらも自費でしたらよろしはんねやん。言うたら、私は辞退しました。狸々は、私とこは何も言うてこなかった。どこだけ出してますんか。やたがらすだけ東京へ公費でやっとする。こんなんおかしいやないかよという話で終わりましたけれども、ちょっと花巴さんとこできいたら、遊休農地をなくすというのは県の施策でやってますので、国の援助もいただきながら、このことについては非常に素晴らしいことやけど、誰がこの高齢化社会の中でやってくれるのかなと、単価的に合うのかなと。商売につながりますんで。私は1滴も酒はよう飲まんので、コンパニオンは来てもうたら大歓迎やと自分では思ってますねんけど、それはこれから呼ぶんやったら自費で呼ばなあかんねけど、とにかく余計な話しましたけれども。 以上まあ、言いたいことだけ今日は言わせてもらいました。
中井議長	はい、意見として。
上滝議員	意見としてです。終わり。
中井議長	質疑はもうございませんか。 意見を求めます。
浜田議員	はい。
中井議長	9番、浜田議員。
浜田議員	9番、浜田です。 日本酒で乾杯というのは、全国的にも各自治体で条例化されているところもあるんですけども、あくまでも日本酒に限定される場合、実際、飲まない人、飲めない人がたくさんおられます。この決議を可決することによって、飲まない人、飲めない人に対する制限とか制約、若しくは規制がかけられることがあ

	る。これは基本的人権を尊重する憲法第1条を侵害するに恐れのあるものがあります。そもそもこういうふうな内容のものは、経済団体若しくは業界団体が促進すればいいことであって、議会そのもので多数決を以て審議する性質のものでない。すぐわないものであると私は思います。残念ながらこれは発議された。本来、多数決で私はどうのこうのやりたくないわけですがけれども、発議された以上、この発議には反対します。
薮坂議員	はい。
中井議長	8番、薮坂議員。
薮坂議員	飲まない人たちの云々のご意見が出されて、その通りだと思います。これは飲まない人たちにお酒を強制するとか、あるいはアルコール依存症の人を増やすとかそういう決議ではございません。書いてある通り、吉野の日本酒と器で、つまり、日本酒はもちろんほかにも活用があって、吉野山では桜のリキュールとかをしようじゃないかということで、大学生たちが取り組んでいる。また、花巴さんではすでにもう酒米を育ててもらってて、王隠堂さんとコラボして出荷をする。あるは吉野杉を使った樽をとということで、産業としての日本酒づくりに取り組んでおられる。こういう取り組みを通して、本当は若い次の世代達の働く場所として、またいろんなきっかけになる。耕作放棄地や水田、もう水田も3年使わなかったら駄目になると言われてる。そういう水田がもう後継ぎおらんねんとおっしゃる段階で、次の若い世代に引き継げるようなシステムを作りたい。なんとしても吉野という地域の活性化のために産業を興していきたい、そういう思いでありますのでご心配いただいたような、日本酒を強制するようなそういう今後の取り組みにならないようには、議会をあげて見守っていく必要はあるかと思います。 そういう点ではぜひ、皆様のご賛同をよろしくお願いします。
中井議長	反対意見と賛成意見が出ましたので、この採決は起立によって行いたいと思

います。

本案を原案どおり可決することに賛成諸君は起立をお願いします。

起立多数です。よって本案は可決することに決しました。

中井議長

日程 37「議員派遣について」議題といたします。

会議規則第 121 条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣をいたすことに決定しました。

閉会中の継続審議についておはかりします。

それぞれの委員長より、所管事項について閉会中の継続審議の申し出がありますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって会議規則第 75 条の規定により、それぞれの委員長の申し出どおり所管事項について閉会中の継続審議に付することにいたします。

本定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

おはかりします。

これをもって本定例会を閉会いたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり町長のご挨拶をお願いいたします。

北岡町長

北岡町長	閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。 まずは、町議会におかれまして慎重な審議、誠にありがとうございました。私どもから上程させていただきました議案、熱心な討議の上での訂正等ございましたけれども、すべて承認いただきまして誠にありがとうございました。また、議員諸兄からの発議決議、活発な活動をされましたことをあらためて敬意を表するところでございます。本定例会におきましては、特質すべきことは、この「吉野町まちづくり基本条例」の制定ができたことでございます。上滝議員の方からも意見がございました。町の最高規範となる条例でございます。今後これを基にまちづくりが進んでいくわけでございます。これを基に我々は町民の皆様方にもっと理解していただき、これでまちづくりを進めていただくということでございまして、後々に振り返ってみて、「あ、あの平成 27 年の 3 月の議会で決まったんだな」とそういう記念すべき議会であったということが後々言っていただけよう、そういうふうな持って行き方を是非やっていきたいと思っております。 （ 「よろしく」 の声あり ） またいろんなご意見いただきまして、地方創生、また、まち・ひと・仕事・創生、そのからみでの補正予算等がございまして、なかなか念を入れて作までできなかったところもありましたので、皆さん方から大変ご注意いただいたところでございます。これも含めまして、一般会計の 27 年度予算も含めまして、まだまだ稚拙なところもございます。議員諸兄方々の益々のご指導をいただきながら施策をやっていききたいと思っておりますので、あらためてのご指導ご鞭撻をよろしくお願いするところでございます。 閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。 ありがとうございました。
中井議長	皆様の大変ご熱心な審議によりまして、全議案を議了することができ、ここに閉会の運びとなりましたことを深く深く感謝申し上げます。 3 月 3 日の開会から、議会を取り巻く環境の中で全体協議会を開催させてい

ただきました。皆様のおかげをもちまして、スムーズに進行できましたことをあらためて御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成 27 年第 1 回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前 11 時 39 分 閉会)